

**P1. 第一次 韓日会談 (1952.2.15-4.21)**  
在日韓人の法的地位委員会 会議録、  
第一—三六次、1951.10.30—1952.4.1

分類番号 723. 1 JA  
 登録番号 81

**P2. 索引目録**

分類番号	登録番号	生産課	生産年度	フィルム番号	フレーム番号
723. 1 JA	81	政務課	1952	番号	始まり 終り
法 1951-1952				C1- 0001	0623~ 1089
一—三六次					

機能名称： 第一次 韓日会談 (1952.2.15-4.21)  
 在日韓人の法的地位委員会 会議録、一—三六次、1951.10.30—1952.4.1

一連番号	内 容	頁
1	在日韓人の法的地位委員会 経過報告書、1951	0627
2	第一次、1951.10.30	0666
3	第二次、1951.10.31	0675
4	第三次、1951.11.2	0686
5	第四次、1951.11.7	0712
6	第五次、1951.11.9	0727
7	第六次、1951.11.12	0733
8	第七次、1951.11.14	0746
9	第八次、1951.11.14	0756
10	第九次、1951.11.17 及び第一〇次、1951.11.20	0764
11	第一二次、1951.11.30	0775
12	第一三次、1951.12.3	0789
13	第一四次、1951.12.6	0802
14	第一五次、1951.12.7	0815
15	第一六次、1951.12.12	0828
P3.16	第一七次、1951.12.15	0841
17	第一八次、1951.12.18	0866
18	第一九次、1951.12.19	0886
19	第二〇次、1951.12.21	0894
20	第二一次、1951.12.22	0903
21	第二二次、1952.1.16	0926
22	第二三次、1952.1.21	0941
23	第二四次、1952.1.24	0949
24	第二五次、1952.1.26	0962
25	第二六次、1952.1.29	0973

26	第二七次、1952.1.31	0986
27	第二八次、1952.2.1	0994
28	第二九次、1952.2.4	1005
29	第三〇次、1952.2.6	1014
30	第三一次、1952.2.7	1020
31	第三二次、1952.3.18	1027
32	第三三次、1952.3.20	1044
33	第三四次、1952.3.20	1052
34	第三五次、1952.3.29	1057
35	第三六次、1952.4.1	1075

P4.分類番号 723.1 JA 登録番号 3111 保存期間 永久甲

法 1951-1952 一一三六次

機能名称： 第一次 韓日会談 (1952.2.15-4.21)

在日韓人の法的地位委員会 会議録、一一三六次、

1951.10.30—1952.4.1

生産課 政務課 生産年度 1952

内容	1	在日韓人の法的地位委員会 経過報告書、1951	0627
	2	第一次、1951.10.30	0666
	3	第二次、1951.10.31	0675
	4	第三次、1951.11.2	0686
5		第四次、1951.11.7	0712
6		第五次、1951.11.9	0727
7		第六次、1951.11.12	0733
8		第七次、1951.11.14	0746
9		第八次、1951.11.14	0756
10		第九次、1951.11.17 及び第一〇次、1951.11.20	0764
11		第一二次、1951.11.30	0775
12		第一三次、1951.12.3	0789
13		第一四次、1951.12.6	0802
14		第一五次、1951.12.7	0815
15		第一六次、1951.12.12	0828
16		第一七次、1951.12.15	0841
17		第一八次、1951.12.18	0866
18		第一九次、1951.12.19	0886
19		第二〇次、1951.12.21	0894
20		第二一次、1951.12.22	0903
21		第二二次、1952.1.16	0926
22		第二三次、1952.1.21	0941
23		第二四次、1952.1.24	0949
24		第二五次、1952.1.26	0962
25		第二六次、1952.1.29	0973
26		第二七次、1952.1.31	0986
27		第二八次、1952.2.1	0994

28	第二九次、1952.2.4	1005
29	第三〇次、1952.2.6	1014
30	第三一次、1952.2.7	1020
31	第三二次、1952.3.18	1027
32	第三三次、1952.3.20	1044
33	第三四次、1952.3.20	1052
34	第三五次、1952.3.29	1057
35	第三六次、1952.4.1	1075

**P5 1 在日韓人の法的地位委員会 経過報告書、1951**

**P6 檀紀 4284 年(1951 年)12 月 30 日**

韓日会談大韓民国代表

国籍問題分科委員会委員長 兪鎮午

外務部政務局長 貴下

韓日会談経過報告に関する件

檀紀 4284 年(1951 年)10 月 20 日から日本東京で開催された韓日会談の経過に関して別紙のように報告し、兼ねて国籍問題分科委員会においての日本側最終提案を別添いたします。

韓日会談報告書

第一部 概況

1951 年 10 月 20 日から日本東京で開かれた韓日会談に関しては、当初から両国の態度に相当な距離があった。即ち韓国は同会談を韓日両国間の実質上の平和会談と看做し、両国間に介在するすべての問題を同会談で解決することで、将来の両国間の国交樹立の基礎にしようとしたのに反して、日本はそのような意図と誠意が無く、ただ在日韓国人の国籍に関して彼らが大韓民国国籍を持ったことを韓国政府に確認させ、その他の韓日間の諸問題に関しては韓国側の意見と主張を「聞いて置く」程度で終えようというものだった。思うに日本は連合軍司令部の管轄下で韓国側と会談することを避け、対日平和条約が効力を発生し、日本が主権を完全に回復した後、有利な立場で韓国側と会談しようというのだった。

そのような事情の下で日本は当初、韓日会談に関して別に誠意を表さず、口を開ければ決まって「準備が出来ていない」(Not prepared)と言って、すべてを遷延させようという作戦を取った。しかし会談開始後約一ヶ月して、日本は態度を変更せざるを得なくなった。その理由としては思うに

(1)同会談を成功させよという米国側の意図が日本政府に反映されたこと

(2)日本としては平和条約締結後最初の国際会議なので、同会議の経過如何は、日本の平和及び民主主義に対する誠意を打診する「バロメーター」として全世界の民主主義国家、特に東南アジア各国の注意の焦点になること等を挙げられると思料する。

**P8** このようにして韓日会談は会談開始後約一ヶ月が経過した後から相当な進捗を見るようになった。即ち日本は同会談で、既に設置された国籍分科委員会と船舶分科委員会で漸次誠意ある態度を取ると同時にその他の諸問題—財産及び請求権、漁業、通商航海、海底電線等の諸問題に関しても、「準備が出来ていない」という前言を取り消して、明年 2 月中には最終解決をなすということを確認するに至った。

## 第二部 国籍分科委員会

上述したように日本は、韓日会談に関して初めは別に誠意がなく、ただ在日韓国人に韓国国籍が有ることを韓国政府に確認させ、平和条約発効後に彼らを「外国人」として取り扱い、一般外国人に加えるすべての制限を在日韓国人にも加えようというものであった。これに対して韓国側は在日韓国人が日本において特殊な地位を占める外国人であることを指摘し、一般外国人よりは優待を受けなくてはならないという主張で対抗した。

P9 そのような韓国側の主張に対して、日本側は「無理な主張」だと内外に宣伝することで、彼らの立場を有利にしようとした。われわれは「韓国は決して、すべての韓国人に一般外国人より優越な地位を認定しろと言うのではない。1945年8月9日以後に日本に入国した韓国人に関しては、一般外国人の待遇を受けるのに対して何等の異議がない。ただそれ以前から日本に居住する韓国人は現在、一般外国人とは違う特殊な地位を持っているのが事実なので、その既成事実をそのまま認定せよというものだ」と主張し、日本側を説服させると同時に第三者に対しても韓国側の主張が決して正義公平の原則と国際公法の原理に違反するものではないということを納得させるのに努力した。

以下、具体的な内容に関して分説すると次のとおりだ。

### (一)国籍問題

上述したように当初日本は、本会談で在日韓国人が韓国国籍を持ったことを韓国側に確認させることで終えようとしたので、次の三個の条項を日本側提案として提出した。

- (1) 在日韓国人は対日平和条約発効で日本国籍を離脱し、韓国国籍を取得する。
- (2) 在日韓国人の国籍は、戸籍を基準にして決定する。
- (3) 在日韓国人の日本国籍取得(Naturalization)は、日本国籍法によって行う。

P10 以上のような日本側提案に対して韓国代表は、何人が自国の国籍を有するかという問題及び **Naturalization** の問題は、国際法上「国内問題」(**matter within the domestic jurisdiction**)で、国際会議の議題になる性質のものではないと指摘すると同時に、韓国政府は日本に在留する韓国国民に対して国際法上保護権を持ったので、韓日会談においては日本における彼らの処遇及び法的地位に関して論議しなければならないと主張し、それ以後国籍分科委員会においては国籍問題よりも、主に在日韓国人の処遇及び法的地位に関する討議を展開した。

### (二)永住権問題

在日韓国人の日本内永住権許可に関しては、当初日本は自国の「出入国管理令」によって在日韓国人から一々永住許可申請を受け、彼らが(1)善良な人なのか(2)独立して生計を維持するだけの資産、又は技能を持つ人なのか(3)彼らの日本永住が日本国の利益に合うか、そうでないか一等を審査してその許可与否を決定し、またその申請に際しては一人当たり日本円で二千円の手数料を貰うと主張した。論戦をくり返した結果、現在に至っては韓国側の在日代表機関で登録証明書を発給すれば日本側は彼らの外国人登録簿と対照して、その韓国人が1945年8月9日以前からの居住者であることだけ確認したら何等の審査もせずに、また何等の手数料も貰わずに永住権を付与するという点まで譲歩した。

P11 永住許可に関連する問題は退去強制(**deportation**)であるが、退去強制の事由の内、最も在日韓国人に該当者が多いのは「貧困者、放浪者、身体障害者で日本の国家、又は地方公共団体の負担になっている者」に対する退去強制である。

現在日本の「生活保護法」により日本政府から生活扶助費を貰っている韓人の数字

は約六万人に達し、その金額は年額日本円で約六億六千万円に達するが、日本政府はこれら韓人を漸次退去させるというもの。ただし事実上の貧困者といっても、日本政府から扶助費を貰っていない者は退去強制の対象にならない。

この問題に関して韓国側は一種の **dilemma** に陥った。即ち日本側が主張するように、貧困者に対する生活扶助を今後韓人には支給しないということを承認すれば、貧困を理由に退去強制される韓人はいなくなるだろうが、その代わり事実上生活扶助費に依存している赤貧者の生活が問題であるだけでなく、これはまた在日共産主義者たちに韓国政府を誹謗する資料を提供することになる。共産主義者たちは日本政府の韓人貧困者に対する生活扶助費支給を、まるで自分たちが日本政府と闘争した結果獲得したものかのように宣伝しているので、韓日会談の結果そういう扶助費がなくなれば、彼らは即時これを韓国政府に対する悪宣伝の材料に使うことが、火を見るより明らかである。だからと退去強制を甘受する訳にも行かない境地なので、

(1)韓人貧困者に対する生活扶助は継続すること

(2)生活扶助を貰う韓人に対しては、彼らの経済的自立が可能になる時まで一定の年限の間、退去強制を行わないこと

を提議したのである。これに対して日本側は

(1)今後一年間は生活扶助を行うことを約束する。それ以後にも韓人貧困者に対する生活扶助は継続するが、韓国との国際条約によって行うのは一年で終え、それ以後は自主的に行う。

(2) 今後一年間貧困を理由に退去強制に該当する者がいる時には、事前に韓国政府と協議し、韓国側で適当な保護手段を講究してくれば退去強制をしないようにする。

という提議をした。

按ずるにこれは重大な問題なので、政府の特別な訓令を仰望する。

### P13(三) 処遇問題

在日韓国人の処遇問題に関して日本側は、対日平和条約発効後、在日韓国人に対して一般外国人と同一の待遇をし、これから締結される韓日間の通商航海条約においては、韓国人に対して最恵国民待遇(**most favored nation treatment**)を供与する用意があるとした。韓国代表は最恵国民待遇云々は将来相互間で入国する者に関する問題なので、今論議するのではなく、今は終戦前から日本に居住していた特殊外国人である韓国人の待遇に関することを決定しようということなので、在日韓国人は現在日本において参政権を除外しては日本国民と同一な待遇、即ちいわゆる内国民待遇(**national treatment**)を受けているので、そのような現在の待遇を将来にも継続供与せよと主張した。

これに対して日本側は在日韓国人に対して韓日通商条約に依らないで、将来永久に内国民待遇を供与することは、日本国内に「二種の外国人」を認定することであり、これは国際法上類例がないので到底承認できないが、現在一般外国人には禁止されている権利又は資格で(例えば鉱業権等)韓国人が享有しているものは既得権なので、その人が日本に在留する限りこれを認定し、ただ相続及び日本人以外の者に対する譲渡だけは、法令で特に容認される場合以外には認定できないと主張した。

P14

按ずるに韓国代表が当初に主張したように、在日韓国人に永久に **national treatment** を許与せよということを経済まで固執するのは、多少無理な感がある。しかし日本側が主張するまま承認すれば、そういう特殊な権利を持つ者の急死等の場合に、不当にその権益が損害を受ける恐れがあるので、日本側の提案をそのまま受諾す

るのは不可能で、少なくとも十年ないし三十年の期間を定めて、その期間の間は一般外国人には禁止された権利でも、韓国人には認めるよう主張するのがよいと思料する。(国際法上の類例を探して見ると外国人の土地所有を許容していた国家が新しく法を定めて、外国人の土地所有を禁止する場合には大体五年、十年等一定な期間を定め、その期間は在来土地を所有していた外国人には土地所有を容認するのが例になっている)

この問題に関しても、政府の特別な訓令があることを仰望する。

**(四) 帰還者の動産携帯及び送金問題**

**P15** この問題に関して最初日本側は全的に日本の輸出貿易管理令(動産は重量四千パウンドまで、送金は日本円で十万円まで)と為替管理法によって制限されていると主張したが、韓国代表は制限削減を主張し、

(1) 帰還者の財産搬出は自由であること。その数量や種類に何等の制限を加えないこと

(2) 財産搬出に関しては何等の課税もしないこと

(3) しかし財産搬出の名目で密貿易を行ったり、アヘン、火薬等禁制品を運搬することは不可なので、これを防止するために韓日両国が協力すること。

を提議した。

これに対して日本側では大蔵省、通産省等の猛烈な反対があったが、結局韓国側の主張を原則的に容認し、ただ

(1) そのような特別な取り扱いには期限をつけること

(2) 密貿易防止、送金方法に関して、再び専門家に細目な協定を行わせることを提議して来た。

結局この問題に関しては、期限の問題と細目的技術的協議の問題が残っているだけである。

December 30, 1951

Excellency:

Report is hereby made on the progress of the negotiation in the Korea-Japanese Conference which was opened on October 20, 1951, at Tokyo, Japan, enclosing the latest suggestions delivered by the Japanese delegation in the Sub-committee for Legal Status of the Korean Residents in Japan.

REPORT ON THE KOREA-JAPANESE CONFERENCE

PART I. GENERAL REMARKS

From the beginning of the Korea-Japanese Conference, which was opened on October 20, 1951, at Tokyo, Japan, it was found that there was a considerable difference of views between both sides. We deemed the conference as a peace conference among the two nations in a material meaning, intending, in this conference, to settle all the questions lying between the two countries, and thus to set a corner-stone for restoring the diplomatic relation between the two nations. On the contrary, the Japanese side had no such intention and was lacking in sincerity, simply intending to make us recognize that the Korean residents in Japan have the nationality of the Republic of Korea, and to listen to our opinion and assertion concerning the other problems pending among the two nations. They might keep aloof, under the control of the Supreme Commander for the Allied Powers, from the negotiation with us, so that they could negotiate standing on a more advantageous position when Japan has resumed her sovereignty after the coming into force of the Peace Treaty.

Such being the circumstances, Japan was lacking in sincerity at the earlier days of the negotiation, always saying, "Not prepared", to postpone any decision to be made in the talks. Japan, however, could not but change her arrogant attitude a month or more after the negotiation was commenced. The followings are considered to be the reasons for that:

- (1) The U.S. good offices to lead the negotiation to success was reflexed in the Japanese Government.
- (2) Whereas the conference is the first international conference followed by the Peace Conference at San Francisco, the development of the negotiation is to be deemed as a barometer of the Japan's efforts for peace and democracy, and it is closely observed by all the democratic countries in the world, particularly by the countries in the south-east Asia.

His Excellency

President Syngman Rhee

Office of the President

\* 0638

745

/Under

Under the aforementioned situations, the negotiation made a considerable progress from a month or more after the opening of the conference. That is, the Japanese side gradually showed sincerity both in the Sub-committee for Legal Status of the Korean Residents in Japan and the Sub-committee on Vessels, which had been organized. Even on the other problems — problems on property and claims, fisheries, commerce and navigation and submarine cable, they firmly promised to settle the questions finally in the coming February, taking back their spoken words "not prepared".

#### PART II, SUB-COMMITTEE FOR LEGAL STATUS OF THE KOREANS IN JAPAN

As stated above, the Japanese delegation showed little sincerity at the earlier days of the conference, simply intending to make us recognize that the Koreans in Japan have the nationality of the Republic of Korea, in order to treat them as aliens imposing upon them every restriction to be imposed upon the other aliens in Japan generally. Against that, we claimed that the Koreans in Japan should be given a more favorable treatment than the other aliens, pointing out that they are such aliens as having a special status in Japan.

Though the Japanese side propagandized home and abroad, to better their position, saying the Korean assertion was "unreasonable", we argued down, saying: "We never claimed that the Korean people in general be given a superior position to the other aliens, and will never object that the Koreans, who will enter and have entered since from August 9, 1945, are to be treated as well as the other aliens. Our claim is that you should recognize the established fact that the Koreans, who have been residing since the termination of the war, have a special and different status from the other aliens." We made every efforts to convince the Japanese of the said fact and to make clear that our claim would never be against the principle of fair and justice or the international law.

##### 1. Question on Nationality

As aforesaid, the Japanese intention, in this negotiation, was being limited in making us recognize that the Korean residents in Japan have the nationality of the Republic of Korea, making suggestions including the following three items.

- 1) The Korean residents in Japan shall lose the nationality of Japan and acquire the nationality of the Republic of Korea with the coming into force of the Peace Treaty.
- 2) The nationality of the Korean residents in Japan shall be decided upon the basis of Koseki (Census Register).
- 3) The naturalization of the Korean residents in Japan shall be subject to the Law of Nationality of Japan.

/To the

746

0639

To the foregoing Japanese suggestions, we, pointing out that the question on who has the nationality of a state or the question of naturalization is a matter within the domestic jurisdiction on the international law, and is not to be discussed in the international negotiation, contended that the Korean Government, responsible on the international law for the protection of the Korean nationals in Japan, should discuss in this negotiation on the treatment or legal status of them. Since that time, in the Sub-committee for Legal Status of the Korean Residents in Japan, treatment and legal status of the Korean residents in Japan have been more discussed than the question of their nationality.

## 2. Question of Permanent Residence

Concerning permanent residence permit for the Korean residents in Japan, the Japanese delegation asserted, at the beginning of the talks, that any Korean in Japan desiring permanent residence should apply for permission in accordance with the Japanese Immigration Control Order with payment of 2,000 Yen as fee, and in case an application has been made, the Japanese authorities may approve or disapprove the case by investigating: (1) whether or not the applicant has a record of good behavior, (2) whether or not he has sufficient property or ability to secure an independent livelihood, (3) whether or not the best interest of Japan is served by taking favorable action on the application. But in the course of argument, the Japanese delegation conceded their point so far as to say that the Japanese authorities will grant permanent residence for the Korean residents in Japan without any investigation or payment of fee, if they should apply for the permission along with a certificate of register to be issued by the Korean Diplomatic Mission in Japan and they are whereby identified, pursuant to the Alien Register, as having resided since before August 9, 1951.

The question of permanent residence is closely connected with the question of deportation. Deportation of the Koreans in Japan would be made mostly for the reason of being "a pauper, vagrant, or a disabled person or the like who has become a charge of the Government or a local public entity". The Koreans, who are being furnished by the Japanese Government with money for their support in accordance with the "Protection of Livelihood Law", are counted at approximately 60,000 and the total money paid to such Koreans amounts to 660,000,000 Yen. The Japanese Government has an intention to deport such Koreans gradually, except the ones who do not receive the money from the Japanese Government in spite of their poverty.

Here we fell into a dilemma. That is to say, if we should agree to the Japanese assertion that the Koreans should not be given the

/Government

787

0640

Government money for their support, there would be no Korean manner to be deported for the reason of poverty, but, on the other hand, the livelihood of the paupers who must depend upon the Government money would be precarious. Such situation would furnish the Communists in Japan with the materials for slandering the Korean Government. It is to be remembered that the Communists are propagandizing about the livelihood-supporting money paid by the Japanese Government as if they won the result through their fighting. Accordingly, if the livelihood-supporting money should stop as a result of the Korea-Japanese negotiation at this time, it is as plain as the sun that the Korean Government would be open to criticism of the Communists. For all that, we cannot submit to deportation. Under these circumstances, we made suggestions:

- 1) to continue awarding the livelihood-supporting money to the Korean paupers
- 2) not to deport such beneficiaries for a period until they could maintain themselves

Against the foregoing suggestions, the Japanese delegation defined their position, saying:

- 1) The Japanese promises to continue paying the livelihood-supporting money for a year more. From a year after, the Government money, if it be paid, will be paid not on the basis of the international treaty with the Republic of Korea, but at the discretion of the Government.
- 2) In case any Korean should be deported for the reason of being poverty for this one year, the Japanese Government would consult with the Korean authorities previously before any decision. In such case, if the Korean authorities should take an action to protect him, he would not be deported.

Such being one of the vital questions in this negotiation, we expect a special instruction on the matter from the Government.

### 3. Question of Treatment

Concerning treatment of the Korean residents in Japan, the Japanese delegation stated that they would treat them as well as the other aliens after the Peace Treaty has come into force and they were ready to accord them the most favored nation treatment at the time of conclusion of a Korea-Japanese Commerce and Navigation Treaty. Our assertion was that the commerce and navigation treaty and so on is a question for the entrants to come into each of the two countries in future and therefore, not to be discussed in this negotiation. We claimed that our talks are to be focused on the treatment of the Korean residents in Japan who have been residing since before the termination of the war and have a special status. Whereas they are being granted national treatment except in franchise, we stated, they should be continuously given such treatment.

/But the

0641

But the Japanese delegation further contended that if the Koreans in Japan should be given national treatment for ever, not pursuant to the Korea-Japanese Commerce and Navigation Treaty to be concluded hereafter, it follows that two kinds of aliens are admitted in the territory of Japan, which is unprecedented in the international usage. Whereas the rights or qualifications, (e.g. right of mining) which are now prohibited to the other aliens but enjoyed by the Koreans are vested rights, the Japanese stated, such rights can be enjoyed by them continuously while they are residing in Japan, provided that succession or transfer to non-Japanese of such rights should be prohibited, except in case the law or order otherwise provides.

It is considered to be unreasonable now or less to stick to our initial assertion that the Koreans should be accorded national treatment for ever. It is, however, impossible to admit the Japanese suggestion as it stands, as such special rights are in danger of being unjustly infringed in case the owner should die suddenly. It will be, therefore, better to assert that even such rights as prohibited to the other aliens should be enjoyed by the Koreans for ten or thirty years at least. (We can find out the same precedent in the international law that in case a state which has permitted aliens to own land make a new legislation to prohibit it, the state used to permit the aliens who have been previous owners to enjoy the right continuously for ten or twenty-five years.)

A special instruction of the Government is requested also with reference to this question.

#### 4. Repatriator's Baggage and Remittance

Concerning this question, at the beginning of the conference, the Japanese delegation claimed that a repatriator's baggage or remittance should be quite limited in accordance with the Order for Export Control (movable property is limited to 4,000 lbs. and remittance to 100,000 Japanese Yen) and the Law of Foreign Exchange.)

In opposition to the foregoing suggestions, the Korean delegation claimed as follows:

- 1) A repatriator can freely export his baggage. No limit should be set to the quantity or description.
- 2) No tax should be imposed upon the exported baggage.
- 3) But in order to prevent smuggling under the reason of repatriator's baggage, or transporting opium or gunpowder, another negotiation should be held between the two sides.

Although the Korean suggestions were stiffly opposed by the Japanese Ministry of Finance and Ministry of Trade and Industry, the Japanese delegation admitted our suggestions on principle on condition that:

- 1) Such special treatment should be given for a fixed period.
- 2) Detailed discussion should be made by technicians of the two sides in regard to the prevention of smuggling and the method of remittance.

0642 /Concerning

Concerning this question, there remained only <sup>the</sup> a question <sup>about</sup> the fixed period and ~~the question of~~ detailed methods.

Accept, Excellency, the assurances of my highest consideration.

Yu Chin G  
Republic of Korea delegation to the  
Korea-Japanese Peace Conference,  
Republic of Korea chief-delegate  
to the Sub-committee for Legal Status  
of the Korean Residents in Japan

0643

750



一 在日韓國人の國籍問題

この問題については兩國の意見一致を見なかつた。

二 在日韓國人の永住居住権問題

(1) 韓國側代表は終戦前から在日韓國人は当然且つ何等の手續を要せずして日本に永住する権利を認められるべきであると主張した。

日本側代表は、かかる韓國を以て外國人同様に出入國管理法の適用を受けざるべきであるとして主張した。

(2) 韓國側代表は終戦後に國に歸した韓國人に対して出入國管理法の適用を受けるは当然であるが終戦前からの居住者に対しては依然同法の関係規定の適用は排除せらるべき旨を主張した。

日本側代表は終戦前からの在日韓國人に対しても出入國管理法が適用されなければならぬとの原則は任げないが、過渡的便法として同法の規定

0645

一、  
 三、  
 料の徴收等の適用に於ては何等かの特例を設ける必要がある  
 か否かにつき考慮中であるとの意見を述べた

三、在日韓國人の内國民待遇問題

韓國側代表は在日韓國人は參政權等如き國民固有の政治的  
 權利義務を除いて既に六年間日本國民と同一の待遇を受けて  
 來たつてあるから將來もその待遇は繼續せらるべきであると主張したうに  
 對して

日本側代表は在留韓國人に對しから特別待遇を許與するの意思  
 はないが、若し韓國側の強いてそのような待遇を希望するに至  
 將來日韓通商航海條約締結の際國際慣例に基き相互主  
 義の原則の下に會談に應ずる意思があることを述べた。但し外國人

大韓民國駐日代表下

に對し制限乃至禁止されてゐる特定の權利又は資格に對し既に在留  
 韓國人が日本人として享有してゐるものについては、これらの韓國人が  
 「日本國籍を喪失によつて不當にその利益を侵害されることのないよ  
 う臨時的に特別の措置をとること」によつて研究の余地がある旨を  
 明らかにした。

#### 四 引揚の場合の財産処分及搬出問題

韓國側代表は在日韓國人が本國に引揚げる場合は(1)引揚るべき  
 財産の処分が自由を認めること、これに對し課税しないこと、(2)引  
 揚荷物種類、量及金額につき何等の制限を設けること並  
 びにこれに對し課税しないことを要望したか。

日本側代表は(1)特定の物品例へば麻薬等々如きは当然制限を受  
 けるべきであること、(2)財産搬出の名の下に密貿易が行われる

以上のことからあつてはならぬことを述べ韓國代表もこの案を諒承した。

日本側代表は本問題については十分に研詰の余地がある旨を述べた。  
五、強制退去の問題

韓國代表は出入國管理令々の外國人強制退去に関する規定は在日韓國人に適用せられてはならぬが、たゞ暴力で政府の顛覆を企てるよる悪質的な犯罪を犯した者に対しては強制退去を命ずるもやむを得ざるべく、従つてかかる者の強制退去については韓國政府もこれに協力する用意のあることを述べた。

日本側代表は出入國管理令々の規定は在日韓國人にも適用せらるべきであるが、たゞ日本としても善良な韓國人の居住を不当に

制限する意圖を有するに非ざるからその適用により一時に多数の者に退去を命ずるよう有ることは一応つかりあることを述べ、韓國側代表は「かうは出入國管理令に定める多数の退去事由をもちいては、そのゆう意圖を現わすに不適當ではな

りかとゆうことを指摘した。

0649

P28

在留(日本)韩国人調査表

1、居留民総数分布状態(外国人登録国籍別人員調査表一九五一年六月末日現在)

	韓国	朝鮮	計	韓国	朝鮮	計
北海道	500人	7999人	8499人	栃木	401人	2442人
青森	336	1899	3235	群馬	160	3277
岩手	309	3062	3371	埼玉	869	3320
宮城	885	4933	5817	千葉	3152	6314
秋田	616	1626	2242	兵庫	8608	45338
山形	145	1315	1460	奈良	1347	3412
福島	81	5010	5091	和歌山	514	4665
茨城	648	5188	5836	島根	400	2438
P29. 鳥取	486	5419	5905	富山	256	2284
岡山	1215	13050	14375	石川	472	3500
広島	3212	12893	16205	福井	661	6050
山口	1494	25527	27021	山梨	448	2891
徳島	57	652	709	長野	931	6141
香川	99	1572	1671	岐阜	962	9075
愛媛	112	3019	3131	静岡	1201	6458
高知	10	1324	1334	愛知	5310	30259
東京	7388	36035	43423	三重	916	7578
神奈川	2395	15803	18198	滋賀	1015	7499
新潟	1197	2625	3822	京都	6937	29912
P30. 大阪	23391	81394	104785			
福岡	2680	29396	32076			
佐賀	215	3311	3526			
長崎	1500	7287	8787			
熊本	628	3667	4295			
大分	430	7760	8190			
宮崎	445	2016	2461			
鹿児島	76	1386	1462			
合計	85320	468110	553430			

P31. 1、居留民総数分布状態(一九四七年臨時国勢調査 総理庁統計局)

北海道	5750人	埼玉	2781人	香川	1234人
青森	1032	千葉	7396	広島	16858
岩手	2169	東京	27145	山口	26101
宮城	3972	兵庫	55915	愛媛	2699
秋田	1578	奈良	6128	高知	1601
山形	1459	和歌山	5712	福岡	30203
福島	5161	鳥取	2510	神奈川	18180
茨城	4850	島根	6138	新潟	3286
栃木	2101	岡山	15735	富山	2307
群馬	3013	徳島	694	石川	3399

P32.	福井	5407	長崎	7088
	山梨	2566	熊本	3907
	長野	4926	大分	8861
	岐阜	11028	宮崎	3026
	静岡	7066	鹿児島	1311
	愛知	32952		
	三重	8448	合計	508905
	滋賀	10280		
	京都	37717		
	大阪	93456		
	佐賀	3757		

P33. 2、男女別(一九四七年臨時国勢調査 総理庁統計局)

総数 508905 人  
 内訳 男 319300 人  
 女 189605 人

3、適齢者数(満20歳～満40歳)

(居留民総数 508905 人から厚生省統計調査部推算)

総数 277502 人  
 内訳 男 195962 人  
 女 81540 人

P34. 4、学齢者数(満6歳)

(居留民総数 508905 人から厚生省統計部推算)

総数 6539 人  
 内訳 男 2853 人  
 女 3686 人

5、一九五〇年朝鮮人犯罪統計 (法務府統計資料)

区分	件数
東京高検管内	21,524
大阪高検管内	25,730
名古屋高検管内	8,877
広島高検管内	10,901
福岡高検管内	10,692
仙台高検管内	4,632
札幌高検管内	2,760
高松高検管内	1,299
合計	86,395

P35. 朝鮮人収容者調査(一九五〇年七月末日調査)

	刑務所		受刑者		その他		合計	
	数	男	女	男	女	男	女	計
東京高検管内	17	1449	5	654		2153	5	2158
大阪高検管内	10	1698	8	449	9	2147	17	2168
名古屋高検管内	9	834	2	230	2	1064	4	1068
広島高検管内	7	890	3	190	2	1080	5	1085
福岡高検管内	11	1189	9	405	19	1594	28	1622

仙台高検管内	6	394	120	513	513
札幌高検管内	6	538	95	633	633
高松高検管内	4	199	27	226	226
合計	70	7240	27 2170 32	9410	59 9469

P36. 6、婚姻、出生、死亡、届出状態(法務府統計資料)

年度/区分	出生	死亡	婚姻	離婚	縁組	離縁	その他	計
1947年度	7325	2789	551	81	146	11	58	10961
1948年度	11743	2814	1355	126	111	15	170	16334
1949年度	19460	4934	2055	289	490	17	488	27732
1950年度	20272	5024	1881	194	267	27	302	28067

P37. 7、韓国及び日本国籍取得者数 (在日韓僑統計表一九四八年十二月末現在)

韓国人結婚総数 115,182組

内 訳

- (1) 韓男と日女との結婚数 110,797組
- (2) 韓女と日男との結婚数 1,500組
- (3) 韓男の日家への入夫養子数 2,869組
- (4) 日男の韓家への入夫養子数 16組

P38. 8、教育状態 (在日韓国人統計表 一九四六年十二月末現在)

学齡に達した青少年数 67565人

内訳

- (1) 大学及び専門 3500人
- (2) 中学生 9152人
- (3) 小学生 54913人

P39. 9、職業状況 (在日韓国人統計表一九四八年十二月末現在)

- (1) 官公吏及び公務員 1,700人
- (2) 会社員及び出版書籍業 9,500人
- (3) 工業及び繊維業 6,500人
- (4) 商業 15,000人
- (5) 農業 5,500人
- (6) 漁業及び製塩業 1,238人
- (7) 自由及び土建業 155,000人
- (8) 無業(老人、主婦、嬰兒) 118,282人
- (9) 残余は全部失業者

P40. 在日韓僑企業状態調査表 (一九五〇年九月末現在)

- 一、在日韓僑総人口数 541,597名
- 一、自由生活者(一定な職業のない者、浮動生活者) 約 483,574名
- 一、小企業者(一万円以上五拾万円程度)約十%弱 53,371名
- 一、中企業者(五拾万円以上一千万円程度)約一%弱 4,473名
- 一、大企業者(一千万円以上) 地方別調査 179名
  - 大阪府 60名 ゴム、鉄工その他
  - 三重県 3名 鑄造
  - 東京都 70名 木材、貿易、各種機械製造、鉄工、その他
  - 京都府 7名 織物

<b>P41.</b>	神戸市	<b>30</b> 名	ゴム、貿易、その他
	神奈川県	<b>1</b> 名	機械製造
	秋田県	<b>1</b> 名	建築
	山梨県	<b>2</b> 名	木材
	群馬県	<b>1</b> 名	木材
	埼玉県	<b>1</b> 名	鉄工
	北海道	<b>1</b> 名	木材
	島根県	<b>1</b> 名	木材
	福岡県	<b>1</b> 名	木材

備考 以上のような現実にあるが、各企業者たちは融資方途がなく休業状態にあることを添記する。

Proposals the Nationality Question

1. The Government of the Republic of Korea confirms the fact that the Korean nationals who reside within the territory of Japan but who are excluded from the application of the Japanese Census Registration Law possess the nationality of the Republic of Korea.
2. Nationals of the Republic of Korea who have been residing in Japan from before 9 August 1945 will have the right of permanent residence in Japan ipso facto and without the requirement of any formality, as well as the right of exit from Japan to the Republic of Korea and to other areas.
3. The rights and privileges extended to Korean nationals who have been residing in Japan from before 9 August 1945 will also accrue automatically to their descendants, ~~and to any persons whom such Korean nationals may legally marry.~~
4. The nationals of the Republic of Korea who have the right of permanent residence in Japan will be guaranteed the protection and security of human rights by the Japanese Government in the spirit of realizing the objectives of the Universal Declaration of Human Rights and will enjoy the same rights and privileges as are or may be extended to the nationals of Japan, ~~including both civil rights and property rights, and co-equal opportunities for economic activities.~~
5. The nationals of the Republic of Korea will be entitled to retain continuously and to dispose freely of their properties under their possession in the territory of Japan, without suffering any restrictions. They may carry with them their movable properties of every description. No limit will be set on the kind or the quantity of the properties which may be disposed of or removed by Korean nationals under the provision set forth above. No tax or duty whatsoever will be imposed upon them in connection with the disposal or removal of such properties.
6. After consultation with the Republic of Korea, ~~and subject to its agreement,~~ Japan may deport any Korean national who has been duly sentenced to penal servitude or imprisonment for a period exceeding one year, providing that the execution of such sentence has not been suspended or revoked.
7. Any national of the Republic of Korea who ~~shall~~ makes application for naturalization to Japan within a period of one year after the coming into ~~into~~ force of this convention between Korea and Japan shall acquire the nationality of Japan upon such application, notwithstanding the provisions of the Nationality Law of Japan.

0664

{
}
*whether they remain in Japan, or return to Korea, or emigrate elsewhere.*
*remain*
*return to Korea*
*or emigrate*
*return*
*emigrate*

7:33

29 Oct. '51

## Nationality Question

## Objectives:

1. All Koreans resident in Japan must be recognized to be citizens of the Republic of Korea.  
Chief grounds: ROK is recognized by UN as "Only lawful government" in Korea. Japanese recognition of north Korean regime would be an unfriendly act toward ROK.
2. All Koreans resident in Japan must be assured of right of continuing residence as "friendly aliens".  
Chief grounds: Large proportion were brought to Japan as compulsory laborers. Many have lived here for a decade or more, severing their natural economic ties with Korea, and establishing their natural homes here. Since they came to Japan while a special relationship existed between the two countries, it is proper that they be allowed to remain here under special arrangements.
3. Koreans resident in Japan should be freed from the necessity of paying fees for alien registration.  
Chief grounds: same as those cited for 2, above.
4. Koreans resident in Japan should be allowed to take their property from Japan without payment of any export tax and without restrictions on the kinds or amount of such property.  
Chief grounds: the property is their's, acquired under competitive conditions unusually disadvantageous to them. Although not Japanese, and in fact struggling against Japan to regain their national independence, they nevertheless were subject to all the heavy war taxes levied by Japan.

0665

P44

2. 第一次

1951.10.30

P45 檀紀 4284 年(1951 年)11 月 3 日

代表 兪鎮午 課長 Hahan 起案者 韓奎永

外務部長官 貴下 韓日会談大韓民国代表団 団長 梁祐燦

件名 第一次在日韓僑法的地位分科委員会に関する報告の件

標記の件に関して別添経過報告書を上達しますので査取いただくよう仰望するものです。

別添 第一次在日韓僑法的地位分科委員会経過報告書

P46 韓日会第三号

檀紀 4284 年(1951 年)11 月 2 日

対日講和会談大韓民国代表団

団長 梁祐燦

外務部長官 貴下

第一次在日韓僑法的地位分科委員会に関する報告の件

標記の件に関して別添経過報告書を上達しますので査取いただくよう仰望するものです。

別添 第一次在日韓僑法的地位分科委員会経過報告書

P47 在日韓僑法的地位分科委員会経過

第一次会談 10 月 30 日午前 11 時 20 分

一、開会 10 月 30 日(火)本会議終了後 於ける DS/SCAP

二、出席者 日本側 代表 田中光男

委員 平賀健太

〃 今井 実

参観 佐治 誠

韓国側 代表 兪 鎮午

委員 金 東祚

〃 金 泰東

参観 林 松本

〃 全 斗銖

〃 金 永周

P48

三、経過概要

1、PROTOCOLE

兪鎮午代表は通訳を使用して開会の挨拶をした後、韓国側では先に情報を得る目的なので、日本側から在日韓僑の数字、動向、日本の取り扱い内容、そして今後如何に待遇するのか、特に出入国管理令を適用する予定のようだが、その内容がどうなのか等の説明を要求した。

これに対して日本側田中代表が、分科委員会の議事内容は本会議に報告する以外は、一切外部に発表しないことにしようという提案が有り、同意を得て、情報関係は日本側にも正確な情報がなく自信がないと前提した後、出入国管理庁月報を配布し、説明し始めた。

P49

2、韓僑現況

登録者数 553430 名

未登録者数 二十万～十万というが未詳

不法入国者 全然未詳。発覚した者だけ強制送還するが、大体五人の内一人の率という。不法入国者というのは **SCAP CIRCULAR** 違反入国者である。**SCAP** の許可なく入国する者と日本政府外国人登録令違反者の数は大体三対一の比率だ。

### 3、「韓国人」と「朝鮮人」の区別問題

韓国側から日本側刊行物では「朝鮮人」と「韓国人」を区別するので、その根拠と実情を問い合わせると

**P50** 日本側で答弁するには「日本政府の諸法令では全部「朝鮮人」と立法されていて、日本政府として南北韓両政府の内、一個を選択する権限がないだけでなく、日本政府が自ら進んでこれらの問題を質問できずに、全部「朝鮮人」と指称して登録して来たが、途中で駐日代表部から「韓国人」にせよという要請があったので、また **SCAP** の要求もあり、双方を皆使用できるとしたが、在日韓僑の内左翼系から反対の大騒乱が起きた。結局日本政府は「原則として「朝鮮人」と記入し、特に希望する人だけ「韓国人」とすることにした。したがって登録上、「韓国」又は「朝鮮」となったのは、決して登録者がどちら側の政府を支持するかという表示ではない」とした。

**P51** それに韓国側から、この点が共産系列の宣伝資料に利用されていることを指摘し、日本が韓国との国交を再開することになるのに、現在世界の民主諸邦が唯一の合法政府と承認したのは大韓民国だけということと、韓日両国が共存関係にあるということとを充分認識し、今後会談して処置して欲しいという注意をしたが、

日本側からは、梁大使が話されたように大韓民国が全責任を取るならばそうなるだろうと話し、

韓国側から北韓からの不法入国状態を質問したのに対して、

**P52** 日本側では「北韓から直接来るのは全然捕まらないから、おそらく南韓を通じて不法入国することと見られる。また婦女子の不法入国が増加したのは、密輸常習者で男は容易に登録その他逃避するせいで女だけ捕まる結果と見る。大体六・二五動乱(**朝鮮戦争**)後、顕著に増加するものと思っていたのに反対に減少したのは、韓国側の不法出国取締り強化と海上活動の不自由に起因することと推測する」と語った。

韓国側は午後も継続討議しようと言ったが、日本側は会議関係で明日午後二時にしようと言い、同意閉会した。

四、閉会 十二時十二分

### **P53** 2. 第2次

1951.10.31

### **P54** 檀紀 4284 年(1951 年)11 月 3 日

代表 兪鎮午 課長 Hahan 起案者 韓奎永

外務部長官 貴下 韓日会談大韓民国代表团 団長梁祐燦

件名 第二次在日韓僑法的地位分科委員会に関する報告の件

標記の件に関して別添経過報告書を上達しますので査取いただくよう仰望するものです。

別添 第二次在日韓僑法的地位分科委員会経過報告書

### **P55** 韓日会第四号

檀紀 4284 年(1951 年)11 月 2 日  
対日講和会談大韓民国代表团  
団長 梁祐燦

外務部長官 貴下

第二次在日韓僑法的地位分科委員会に関する報告の件  
標記の件に関して別添経過報告書を上達しますので査取いただくよう仰望するものです。  
別添 第二次在日韓僑法的地位分科委員会経過報告書

**P56** 在日韓僑法的地位分科委員会経過

第二次会談 十月三十一日(水曜日)

一、開会 午後二時一三分

二、出席者 日本側 前回と同一

韓国側 兪鎮午、金東祚、金泰東、全斗錫、金永周

三、経過(第一次会談と同じく日本側の情報を得る目的で開催した)

1、日本側の法的見解(平賀)

i. 平和条約によって日本国籍を喪失するが、その時まで日本国籍を保有する。

ii. ただしポツダム宣言受諾によって韓国が日本の領土外となり、日本の行政権が波及できず大韓民国がその後樹立したので、事実上の国家になった。

**P57** iii. 故に原則的には、終戦前後の在日韓僑の法的地位には変動がないが、外国人に準ずる取扱いをしている。例えば韓国人の選挙権及び被選挙権を停止したし、外国人として登録するようにさせたが、不動産の取得と事業活動に関しては日本人と同一の取扱いを受けている。

iv. 身分関係においては過去、戸籍法と戸籍令が別個に適用され、本籍の相互移転が原則的に禁止され、婚姻による戸籍移動だけが有ったが、日本の敗戦後「親族入籍」「引取入籍」「家族入籍」は廃止され、現在の移動は「婚姻」「離婚」「養子」「入夫」及び「認知」の五種だが、日本側で一方的にこれを受理整理している。現在移動した人の身分は、現状をそのまま認定して欲しい。(前回、今会議に提出した日本側提案第二項)また韓人間の身分移動、出生死亡等も全部、日本側で受理して来たが、韓国の本籍地に連絡をできないでいる現状だ。

**P58** v. 日本国籍を所持する在日韓僑の海外旅行等は、駐日代表部で取扱って来たので、一種の二重国籍と解釈される。

3. 韓国側の態度

韓国側はその主張する要点を次期会議に提出することにして、日本側の態度だけ聴取する方針だったが、次の諸点に関して簡単な伏線を提出した。

i. 対日平和条約と無関係に、在日韓僑に対しても韓国国籍法が適用されたし、適用される。

**P59** ii. 従来韓人が日本国籍を取得したという法理的根拠は何なのかーこれに対して日本側から、韓日併合条約と同条約締結後の出生者は慣習法によって日本国籍を取得したという説明が有った。

iii. 朝連関係活動状況

韓国側の質問に対して日本側は、団体等規制令で解散したので、その当時の状況は分かるがその後の状態は資料がないということで、一般犯罪者の統計は刑務所服役中の韓人しかいないと数字を提示した。

4. 生活貧困者

P60 日本側から生活貧困者の標準は生活保護法の適用を受け「国又は地方(公共)団体の負担になる者」で全然正確な数字を把握できないが、推算全居留民の割と見ている。即ち約五万五千名だが、これは名古屋が十一人に一人、下関が四人に一人、岩国が五人に一人、東京が二十二人に一人なのだが、平均比率を算出すると下関のように韓人四人の一人が貧困者ということは、共産党活躍が甚だしい地域なので、多くの韓人を動員して受け取らせた後、共産党費にしているもので実情とは相異なるので、実在の貧困者はもっと減少し少数と推測される。また現在、生活保護法による手当を受ければ韓国に追放されるという理由から、返還、辞退が始まった事実が有る。大体に生活保護法は外国人には適用されない故に、在日韓人の韓国国籍が確認されれば適用されないもので、もしも**既得権を主張して継続支給を受けるなら強制退去の対象になる**だろう。

P61 これに対して韓国側から、日本政府と地方行政機関の負担額と月平均一人当り支給額を質問したが、資料がないという答弁だった。

#### 5. 教育問題

韓国側から朝連解散時に旧朝連系学校を日本の公立学校に改編した事実を質問すると

解散後、適当なものだけ公立学校に再編成したと言い、義務教育制に関して(今井)「義務教育を受ける権利は属人的なので、国籍が外国人と確定すれば、日本政府が教育する義務がない」故にまったく在日韓人が自由に学校を設置することもできるし(例 **AMERICAN SCHOOL**)日本の学校に入学させることもできるが、日本の学校では拒否する権利が生じるという日本側の答弁が有った。

P62 教育費は地方税で韓人も出しているのではないかという韓国側の発言に対して、日本側から外国人は全部地方税を負担するが日本の税制に教育税が別がないという答弁が有り、韓人子弟の教育のために日本が負担する金額を韓国側から質問したが、数字が不明だという日本側の答弁が有った。

朝連系学校が公立になって残っているのではないかという韓国側の質問に対して、日本側は法令によって朝連財産は全部日本の国庫に帰属したという答弁があり、一九五一年四月三十日現在で文部省統計局の調査数字だと韓人就学者数を発表した。

小学	69811 名
中学	15405 名
新制高校	2842 名
大学(推算)短期大学	67 名
旧制大学	822 名
大学予科	4 名
専門学校	42 名
新制大学	1549 名

P63

#### 6. 出入国管理令の説明

韓国側要請により日本側から、出入国管理令の関係条項とその立法の経緯の説明が有った。

#### 7. 閉会

明後日 11 月 2 日午後 2 時再会(開)することにして、午後 4 時 45 分閉会した。

P64. 4. 第3次  
1951.11.2

P65 韓日会第五号  
檀紀 4284 年(1951 年)11 月 4 日  
対日講和会談大韓民国代表团  
団長 梁祐燦

外務部長官 貴下

第三次在日韓僑法的地位分科委員会に関する報告の件  
標記の件に関して別添経過報告書を上達しますので査取いただくよう仰望するものです。  
別添 第三次在日韓僑法的地位分科委員会経過報告書

P66 在日韓僑法的地位分科委員会経過  
第三次会談(11 月 2 日午後 2 時 18 分)

一、開会 11 月 2 日(金) 於ける DS/SCAP

二、出席者 日本側 代表 田中光男  
委員 平賀健太  
" 今井 実  
参観 佐治 誠  
韓国側 代表 兪 鎮午  
委員 金 東祚  
" 洪 礎基  
" 金 泰東  
" 韓 奎永  
参観 林 松本  
" 全 斗銖

P67

三、経過

会議に入り

- △ わが側兪鎮午代表から、わが側の意思表示として左記の質問をしたのに対して  
一、前回提示の日本側案は国籍問題だけに局限され、在日僑胞の待遇問題に何等言及がなかったため、待遇問題に関する日本側の意思を聞きたい  
二、出入国管理令をそのまま在日韓人に適用するのか  
△ 日本側田中代表が答弁するには

出入国管理令は立案時から韓人と台湾人に適用する心算だったが、最後に行ってスキップの指示によって除外されたものだ。

P68

実相は八月二八日閣議では適用することにしてスキップと交渉することにして通過させたもので、その後(一ヶ月)月余りをスキップと交渉したが結局、会談結果を見てせよというので、十月四日公布された。故に出入国管理令の特例又は改正なく、会議で国籍を決定するままに適用する予定だったが、韓国側から待遇問題(TREATMENT)が出たので、まず韓国側の意見を聞いて研究しようと思うというのに対して

- △ 兪鎮午代表が答弁するには  
われわれの考えとは距離が有るかも知れないが、友好的にまた両国の利益のために考慮すれば解決できると考えとし、左のように全般的に論じた。

- P69 a) 韓人の韓国国籍取得は西暦一九四五年八月九日付で日本国籍を離脱した(平和条約と無関係)。日韓併合条約による日本国籍取得はポツダム宣言受諾で失効し、西暦一九四八年八月十五日大韓民国政府樹立と時を合わせて韓国籍になり、同年十二月国籍法施行で国内法措置が実施されたのだ。ただし在日韓僑に対しては「パーソナルソバレニティ」(PERSONAL SOVERIGNITY)が波及したのに過ぎないので、これは国籍問題ではなく法的地位問題であり、即ち待遇の如何という問題である。
- b) 領土変更時に住民に認定する国籍選択権を認めるなら、また問題だ。日本の韓人保護が完全なら選択権は不要だと考える。韓僑の(一) 西暦一九四五年八月九日以前から居住する者(二)同年八月十日以後、合法に入国して居住する者(三) 同年八月十日以後、非合法に入国して居住する者、以上三者の内、(二)に対しては日本で名実共に外国人として取り扱っているし、(一)に対しては外国人登録とフランチャイズ(FRANCHISE)問題に於いてだけ外国人に取り扱つかわれ、その他は日本国籍者と同一に取り扱いしている。結局(一)の取り扱いは、外国人は外国人だが特殊外国人として取り扱ったものだ。その特殊性というのは、当初に日本人として入国し、終戦後六年間外国人の特権を認めらなかったが、内外国人区別の差別待遇も受けず、一切内国人待遇を受けた。この点から見て平和条約の締結、又は発効で、この取り扱いに変動があるとは考えられない。具体的に言えば
- P70
- P71 a) 出入国管理令は、今後入国する者、又は(二)に関する者に適用され、(一)に対しては適用されるものではない。(一)に対しては条約を制定することを望む。
- ①永住権を付与すること一永住権は当然に、また別段の形式なく認めること。また日本からの退去の自由を認定することと、原則的にその子孫に波及するだろう。
- ②人権を保障するのにおいて世界人権宣言そのままには実施できてはいないが、その目的を実現する精神で、これを保証すること一即ち、財産取得及び所有、経済的活動の自由、教育、生活保障、その他において日本国民と同一な待遇を希望する。政治的権利や今後の兵役義務等、国民固有の義務や権利は除くのが当然だ。日本の憲法の「国民」は、国籍所有者にだけ限定されたものではない。
- P72 ③ 財産の継続保有、又は処分権を認めること一即ち、制限の無賦課。退去時、動産携帯の自由権。処分又は携帯の財産の種類、数量、価格には無制限及び課税免除等を認めること。
- ④強制退去は(二)又は今後入国する者にたいしては良いが、(一)に対しては出入国管理令適用を排除し、ただ政府破壊企図者等は韓国側の積極的協力によって同意を得た後、退去させること一西暦一九四五年八月九日以前居住者に出入国管理令を適用するならば貧困者が多数だろうが、これは日本に入国する前から追放の対象になっているもので、過去徴用の対象で渡日して来たのだから日本側の負担
- P73 であり、日本側としては困難なものと思料されるが、戦後に失職したものを今になって強制退去させるということは美しくないことだ。
- △ これに対して日本側田中代表は
- 日本側が国籍を決定した後にも差別的取り扱いをせず、一般外国人より不利にさせないということは国際法の原理上確約できるが、提議は根本問題なのでわが側だけでは決定できないから、不明瞭な点だけ質問して研究する。もしもこれを受諾する時に、その他の外国が日本に対して最恵国待遇を要求する時は困難なので、如何に考えるのかと言ったのに対して
- P74 △ わが側兪鎮午代表は、在日韓人以外の外国人は入国時外国人として入国したものが、在日外国人で入国時に日本人としてしたと、前記の要求をできるのは台湾人の他にい

- ないと言った。
- △ 日本側代表田中が続けて言うには、それなら厳格な再審査が必要だというのに対して
  - △ わが側兪鎮午代表は、外国人登録があるではないかと反問した。
  - △ これに対して日本側代表が「外国人登録はひとつの標準になるだけで、在日韓人に対しては如何だろう」と言ったのに対して
  - △ わが側兪鎮午代表は、「それは日本に入って来た人をいうことなのか?われわれは " 継続して居住する者を " を言う」と話した。
  - △ 日本側田中代表が反問するには、「**在日韓人は自由帰国だが、在韓日人は強制退去されたのに、この人たちの入国を互恵的にしてくれるのか**」と言ったのに対して
  - P75 △ 韓国側兪鎮午代表が答弁するには、「それは通商条約時の将来の問題なので、今回の会議では従来の未決の件の解決だけだ」と話した。
  - △ わが側金東祚代表が言及するには、「現在在韓日人は強制退去はされていないでいる」と言ったのに対して
  - △ 日本側代表田中は、「**日本は少数民族を引き受けることになり、強制退去もできず、自国民でもない数十万の人を引き受けるのは重大な問題だ**」と言った。
  - △ わが側兪鎮午代表は、「悪質者を退去させるのは良い」と言及したのに対して
  - P76 △ 日本側平賀代表「これは相互保障の問題であり原則的に同じだが、ただし土地法は相互主義を適用している」と言った。
  - △ わが側兪鎮午代表「それも通商条約の問題で、韓国でも米国人に許可することを日本人に禁止するのではないということだ」と言ったのに対して
  - △ 日本側代表田中「現在所有している財産だけを言うのか、或いは今後取得するものも言うのか」と反問したのに対して
  - △ わが側兪鎮午代表「日本人と同一に取扱って欲しいということだ」と言った。
  - △ 日本側平賀代表はこれに対して、「国籍変動時期において在日韓国民は、日本政府としては平和条約発効前までは日本国籍を持っていると考え、ただしポツダム宣言後の韓国の独立等に因って、実質的に外国人待遇をして来たし、また国際慣例もそう
  - P77 △ だ」と言及した。
  - △ わが側兪鎮午代表「従来、国際慣例は終戦と一緒に平和条約が締結されるものだが、西暦一九四八年八月十五日大韓民国政府が樹立し、十二月十日韓国が唯一の合法政府に承認され、その後一九四九年一月以後米英等二十九ヶ国の正式承認を得た故に、韓国の独立は事実上ではなく法的に独立したものであり、日本とも通商海運協定が締結されているのに、在日韓僑が日本国籍なら在韓韓人も日本国籍という矛盾した結論になる」と言ったのに対して
  - △ 日本側平賀代表が言うには、「日本の平和条約条文による韓国独立の承認は条約発効時からであり、それは法的、形式的にそういうもので、実質的には出入国管理令
  - P78 △ 不適用も、日本としては在日韓人が外国人ではないという理由から、条約発効前には不可能だけでなく、また婚姻等においても法例等で別に差異がなく、形式的問題だがその時期が明確であることを要する」とした。
  - △ これに対してわが側兪鎮午代表「原則問題だけ合意できれば、そういう技術的問題の合理的解決は容易だろう」と言った。
  - △ 日本側平賀代表が続けて言うには、「昨年日本の国籍法改正で、婚姻では国籍を喪失しないと規定されているので、身分上困難な具体的な例が発生しただけでなく、今まで日本人と婚姻した韓人は日本人になったと信じて選挙権を行使したが、時期を

- 遡及すると選挙結果にも波及、影響するが、人情にも合致するだろう」とした。
- P79** △ これに対して**兪鎮午代表**「技術的なことは解決可能だが、以前に話したように在日韓人の国籍が日本籍なら法律上、独立した在韓韓人も日本国籍という矛盾が発生するが、ただわれわれは日本政府が在日韓僑の取り扱いにおいて、特殊な取り扱いをしたと思う」と言った。
- △ 日本側田中代表、スキップが帰国しない韓人は日本人と同一に取扱えと言うから、日本籍だと考えたものだ」と言ったのに対して
- △ わが側洪代表「日本側の要求通りにするならば、合併条約が有効だということになるが、条約の無効化は色々な事態によるものであり、ポツダム宣言の受諾その他で、条約でなくても条約が消滅できるので、消滅したと見なければならぬだろう」と言い、
- P80** △ わが側**兪鎮午代表**が続けて言及するには、「韓国が日本の主権から何時離脱したかを討議したが、宮澤氏の新憲法解説その他にも明瞭に九月二日になっている」とした。
- △ これに対して日本側田中代表「スキップの方針が台湾人に限って中国国籍を取得させ(**兪鎮午代表**国籍ではないと反駁した)、スキップの占領管理下の韓人は未決定だとしたし、スキップ占領地域外の韓人は日本の主権外であるだけでなく、別個の身分で取扱って来た」と言ったのに対して
- △ わが側洪代表「スキップのそんな文書はない」と反駁した。
- △ これに対して日本側平賀代表は「それは実利のない問題なので、法的形式的限界だけ立てれば良い」と言った。
- P81** △ **兪鎮午代表**「平和条約第二条は宣言的なのだが、スキップとの関係を如何に見て、今まで締結して来た韓日間の諸協定を如何に考えるか」と質問したのに対して
- △ 日本側田中代表は「降伏条約が中間にあって来るものだ」と言い、平賀代表は「平和条約発効時にしようというもので、純技術的見地から出たもので政治的意図はない」と答弁した。
- △ わが側洪代表が、国籍法改正の理由を問い合わせると
- △ 日本側平賀代表「国際慣例を追っただけで、重要なことは居住権問題ではないのか」と反問したのに対して
- △ わが側**兪鎮午代表**「その時期は表現しなくても可で、国内法で双方措置をすれば良い」と案文を朗読。「**日本側の提案は選択権を排除しようという意図ではないか**」と再度
- P82** 反問したのに対して
- △ 日本側平賀代表「**身分変動は認めるが、そうだ**」と言った。
- △ これに対してわが側**兪鎮午代表**「原則が決定すれば認定もできるので、技術的なことは後でしょう」と提案すると
- △ 日本側平賀代表「二重国籍、無国籍がないようにしよう」と言い
- △ わが側**兪鎮午代表**、これに同意した。
- △ 日本側田中代表「国籍確立後の既得権利処理と、日本内に二種の外国人が居住することになると、会談の結論を得るのが難しいと思われるので、管理令を除いて破壊分子追放「サブバーシブ」(**SUBVERSIVE**)は協力するということは、確立時の問題と将来継続的な問題と区別するのがどうだろうか、また鉱業法等の権利も、所有権の認定と将来の自由とは、別個の問題だ」と言ったのに対して
- P83** △ わが側洪代表が言及するには「それは容態の問題ではなく、主体的だと思う」と言っ

- た。
- △ 日本側平賀代表「適用日時において八月九日を主張すれば、自動的に管理令が適用されるので、在留資格申請をしなければならない」と言ったのに対して
- △ わが側**兪鎮午代表**「国籍だけ決定するならば結局は、何等決定しないのと違いなことになる」と答弁した。
- △ これに対して日本側平賀代表「領土の変動は住所者に対して国籍を定めるのが国際慣例なのだが、平和条約だけでは在日韓人の日本籍の喪失にならないので、これを決定する必要がある」と言ったのに対して
- P84** △ わが側**兪鎮午代表**「**国籍選択権を付与すれば良い**」と言った。
- △ これに対して日本側平賀代表「それは領土の割譲時の選択権の例ではないかと思われ、在日韓僑の件は国際先例がないではないか」と反問したのに対して
- △ わが側洪代表「第一次大戦後のポーランド等を先例にすれば、日本籍を持って韓国籍を選択できるようになるではないか」と聞くと、即
- △ 田中代表「それは結局待遇問題だから、決定をしなければ無国籍者だけ出るではないか」と答弁したので
- △ わが側**洪代表**「**住所主義によって日本籍を取得すれば良い**」と言った。
- P85** △ これに対して日本側平賀代表が言うには「ヨーロッパでは区分が難しいが、わが韓日間は血統で区別が明確ではないか？ 平和条約第二条を如何に解釈するのか」と聞くのに対して
- △ わが側**兪鎮午代表**「退去の実例は米国でもごく少数ではないか」と反問
- △ これに対して日本側田中代表「わが日本側も、そんなに多数を退去させないだろうし、これは研究中の問題になり、将来二種の外国人を認めるのは難しいので、本委員会で解決する問題ではない」と答弁した。
- △ わが側**兪鎮午代表**、外国人の地位に関して「これは通商条約によって変動するのではないか？」と聞いたのに対して
- P86** △ 日本側田中代表「国籍取得時に所有する権利を認めることは理解できるが、将来も保障するというのは問題だ」と答えただけでなく、「管理令第二十二条に規定された条件を緩和するなら検討するが、全然適用もできなくして強制退去もできなくするなら委員会開催の意味がないので、将来出入国管理令が適用されるという原則に立って永住許可、又は退去強制も過酷なので緩和するというなら考慮することができる」と答えた。
- △ わが側**兪鎮午代表**、これに対して「結果はそうなるとして、管理令の適用排除を意味するのではなく、永住許可というのも一回だけなので、結局このようなことを言うのではないか」と聞いての対して
- P87** △ 日本側田中代表「永住許可が付与されても管理令は適用されるのに、永住許可者がどうやって海外旅行時にも自由に行動できるのか？」と反問
- △ これに対してわが側**兪鎮午代表**、「永住権、財産権、及び退去においての特例を規定して欲しいというものであって、管理令を全面的に拒否することを言っているのではない」と答弁した。
- △ 日本側田中代表「**外人の九割が韓人なのに、九割を除くのは重大なことで**、毎日陳情書が入って来るのに、その中には居住権喪失を心配しているのであって、将来の生活保障までは要求しないでいる」と言ったのに対して
- △ わが側**兪鎮午代表**、「もう少し明確にして、合意、不合意を確実にせよ」と要請すると

- P88** △ 日本側田中代表「研究してみる」と答弁し  
 △ わが側洪代表が「登録費、日本円二千円を生活保護貰っている者が支払えるのか」と聞いたのに対して  
 △ 日本側田中代表「すぐ生活に不安を与えないだろうし、これは将来討議する問題なので、すぐには難しい」と答えた。  
 △ 最後に日本側平賀代表から、「一九四五年八月九日以後不法入国した者に対する処遇はどうしたら良いのか」と質問したのに対して  
 △ 日本側田中代表「厳格にすれば不法入国者が相当出るだろう」と言い
- P89** △ わが側兪鎮午代表は、「可能な保護を要請すると同時に、一定期間日本に居住し生活安定を得て、日本国法を違反していない者に対しては居住させ、六月二五日(朝鮮戦争勃発)以後の入国者はわが韓国法に違反するが、避難民救済精神で取り扱っていただくように望む」と言った。  
 △ これに対して日本側田中代表「これはスキップの命令違反になるので、スキップの権限委譲さえあれば管理庁長官の特別許可で、そのような人たちは大幅の特例を設置して考慮しても良い」と答えた。

四、閉会

日本側田中代表から 11月7日(水)午前10時再開を提示したのに対して、わが側兪鎮午代表これを承諾。午後4時46分閉会した。

**P90** 5. 第4次  
1951.11.7

**P91** 韓日会第八号  
檀紀 4284年(1951年)11月9日  
対日講和会談大韓民国代表団  
団長 梁祐燦

外務部長官 貴下

第四次在日韓僑法的地位分科委員会に関する報告の件  
 標記の件に関して別添経過報告書を上達しますので査取いただくよう仰望するものです。  
 別添 第四次在日韓僑法的地位分科委員会経過報告書

**P92** 在日韓僑法的地位分科委員会  
第四次会談(11月7日水曜日)経過

一、開会 11月7日午後2時

二、出席者 日本側 前回と同一(田中、平賀、今井及び佐治)  
 韓国側 兪鎮午代表、金東祚、金泰東、洪璉基、韓奎永、全斗銖外  
 林松本及び葛弘基代表参観

三、経過概要

A. 本会議再開の件

開会即時日本側から、法的地位分科委員会と別個に明日午後本会議を再開し、「議題第

**P93** 二、AGENDA 討議」を開始することを提案し、韓国側では賛成するが首席代表の意見を徴して明朝までに回答することを約束した。

B. 韓国側提案に関する日本側の回答

1. 国籍離脱時期の件

韓国側はポツダム宣言受諾で韓日併合条約が失効したので、その時に日本国籍を離脱したというが、日本側としては今まで **SCAP** の方針に法的措置がなかったので、結局日本の国内法的に見て日本国籍を保有しているというもので、平和条約発効時に日本国籍を離脱すると解釈する。韓国側提案を認めると一種の二重国籍になるが、日本側としてはその後の身分関係の移動をそのまま認定することで、混乱を避けるためにも日本国籍保有説が良い。

## 2. 永住権に関する件

- P94** 韓国側の要請は
- i 太平洋戦後合法的に日本に入国した者は外国人として取扱い、出入国管理令を適用するのは当然だが、
  - ii 戦後不法入国した者に対しても人道的取扱いをしるというもので、
  - iii 戦前から継続して居住する者には
    - a) 無条件で永住権を認めること
    - b) 出入国管理令の内、退去強制の規定を暴力革命等分子の外には実施しないこと
    - c) 現在日本人と同一な待遇を受けているので、今後も内国人待遇をすること
- だが、日本側の見解は
- i 出入国管理令は立法当初から在日韓僑にも適用する意図であり、一般外国人と何らの差別なく同等に取扱いしようというものなので
- P95** 居住資格も管理令規定によってしたい。
- ii ただし全在日韓人が一時に韓国国籍を取得するのしたがって、永住権を付与するにおいては便宜を見てあげる。
  - iii 待遇問題は
    - a. 日本国籍を喪失した以上一般外国人と同一に取扱い、特別な **FAVOR(恩恵)** 又は **PLIVILEGE(privilege の間違い、特権)** は承認する用意が全くない。これを承認すれば二種の外国人が日本居住することになり、他国から最恵国待遇要求問題が発生する。
    - b. 現在日本は大幅な内国人待遇を一般外国人にも与えているので、実際には別に問題がない。もしも **完全な日本人の権利を要求する者は、帰化すれば良い。**
- P96** c. また平和条約十二条に、最下四年間は最恵国待遇又は内国人待遇をしようになっていて、この条文が韓国に適用される。
- d. 特殊な取扱いを願う時は、通商条約締結時に相互主義によって討議するのだが、ただし現在日本人として保有する諸権利の保障は充分考慮されても、日本の「国家の安全」に関連するものは、平和条約十二条によって全面的に保障できない。
  - e. 以上を要約して、国籍変更時の措置だけは希望によって討議する。
- C.** 日本側の回答に対する韓国側の質疑
- i 永住と退去を出入国管理令によって処理するというが、これは出入国管理令によって該当者を追放するということなのか、或いは一時に退去強制はしないが、徐々に少数式に追放し、結局今後日本に帰化するか、さもなくば追放するという方針なのかー
- P97** これに対して日本側から、国策問題だが絶対帰化しないという韓人を全部退去させる政策的意図は全くないという答弁があった。
- ii 韓国側からは、決して全在日韓人の特殊待遇要求するのではなく、一九四五年八月九日以前に入国した者に限って特殊な取扱いを要求するもので、これは当時外国人として入国したのではなかったし、また最初から貧困者を連れて来たのであって、その後日本人としての特権も貰えず、外国人としての義務免除もなかったこの人たちの既得権利は、講

和条約発効で影響を受ける性質のものではないと反駁したが、

P98 日本側から、そんな要求を聞くならば、日本人としての権利も保有し、外国人としての権利も持つことになるから、そのような国際先例はない。抽象的には異論、不便があるようだが、具体的に検討し不便はない。即ち現在日本の法律で外国人に禁止している左記諸権利の内、韓人が享有するものは殆どないという答弁だった。

#### 記

公務員、弁護士、水先案内、公証人業、火薬製造業、日本航空機及び日本船舶所有、沿岸貿易、染料製造業、鉱業権、意匠権、特許権、実用新案権、銀行業、会計士、弁理士等だが、現有権利の保障で充分だ。

韓国側から実質的に差異がないのなら、将来にも何か制限が生じるかも知れないから、原則的に内国人待遇を規定しても別に害がないのではないかと再び反問したが、

日本側では将来通商航海条約で互惠的原則の下で研究しようということだった。

P99 iii 最恵国待遇を他国から要求されるというのが、一般韓人を特別取扱するのではないから問題にならないと反駁したが、

日本側からは、帰化をして日本人になれば解決するということと、日本が徴用等で無理に入国させたというのが、二百万名いた在日韓僑が SCAP 勧告によって百五十万名が帰国したし、日本に残留する人は日本人として取扱うという SCAP 声明を諒承しているので、日本政府が一方的に外国人特権と日本人としての権利を剥奪したのではなく、退去に関しても運営上、管理令該当者を全部退去させる意思はない。ただ治療費負担もできない人等は、韓国に連れて行って欲しい。また管理令は遡及しないという点を、日本側では力説した。

P100 iv 実際において別に差異がないと言うが、管理令は法文が不安感を与えることになったので安定感を与えるのを願い、もしも日本側が態度を変更できないのなら希望者だけに韓国籍を取らせ、残りは日本国籍を取るようにしても良いのかという質問に対して、

日本側の方針は元より選択権を与えないものとなっていて、帰化しない人は無国籍者になると認めるといったものだった。

再び日本側からは、鉱業権も条約の特例があれば外国人に認定する(日本鉱業法十七条但し書)ことと、国際法上他国に害を及ぼさないことが原則だが管理令二十四条に「一年を越える」者は処罰云々するのは一年一日以上となっているが、これは重罪で相当に重い罪に限るので、韓国籍取得後の本人の生活態度だけ善良なら、不安なことはない細かい説明があった。

強制退去に関する管理令規定は保留すべきという韓国側要求に対して

P101 日本側は、将来は永住許可時二千万円ずつ取るが、現在の韓人には多額に思えるので考慮するということと、許可申請手続きに関しても特例を設置しても可ということで、退去に関しても日本政府内で異論が多く、責任ある地位の人以外は対韓感情が悪化しているので難しいという説明があった。

#### D. 既得権利保障と財産搬出の件

日本側の質問に対して、在韓日本人の財産権に関する平和条約四条 b 項と法令三十三号等を韓国側で説明すると、日本側代表は俄然失色して以下、暴論的な論争が展開された。

i 在韓日本人の私有権が全部消滅したとするなら、在日韓人の私有権である鉱業権も全部消滅する。沿岸貿易権も韓国籍を取得した瞬間に消滅する等、日本側から強硬論があった

P102 が、結局個々の既得権に関しては検討折衝する余地があると討議を中断したが、

ii 日本退去時に財産保有と処分の自由及び携帯に関する件は、日本側が回答もしなかったし、また韓国側の提案に対して、一般外国人の離日時と区別する必要が全くないと強論した。

これに関しては長時間論議したが、その論争点は、

a.期限をつけて自由を時間的に制限するのではないか

b.国際条約先例の解釈問題－領土変更時の先例の「退去の強制」と「国籍の強制」を同値代替できるかの論争

- P103** 1. 韓国側意見・・・過去の国際条約と比べて、国籍の選択権を認める時は全部、財産処分、保有、携帯の自由を認めるものなのに今の実例は国籍選択の自由を付与しないので、退去の自由を認めて同様の財産処分、保有、携帯権を付与しなければならない。
2. 日本側意見・・・条約先例はもっと研究するが、無条件の永住権を付与するなら退去は強制されないので、自らの意思で退去を願う人に「国籍を選択した結果、一定期限内に退去を強制された人」の自由処分、携帯権は認められない。

韓国側からは特に、SCAP 勧告によって帰国する意思を持った韓僑は自由退去したが、財産搬出の制限があつて退去希望者も全部退去できなかったため、この件はとても重大な問題だという点を強調した。

#### 四、閉会

**P105** 結局次回に本会議に対する報告書を作成することにして、次回会談を金曜日(十一月九日)午後二時に決め、日本側から本分科委員会は政策決定をする権限はなく、ただ技術問題討議で終るのでその任務内で活動することによって、韓国側が不快な印象を持たないことを願うという、田中代表の謝言があり午後五時二十八分閉会した。

#### **P106** 6. 第5次

1951.11.9

#### **P107** 韓日会第十二号

檀紀 4284 年(1951 年)11 月 15 日

対日講和会談大韓民国代表团

団長 梁祐燦

外務部長官 貴下

第五次在日韓僑法的地位分科委員会に関する報告の件

標記の件に関して別添経過報告書を上達しますので査取いただくよう仰望するものです。

別添 第五次在日韓僑法的地位分科委員会経過報告書

#### **P108** 在日韓僑法的地位分科委員会経過

一、開会 11 月 9 日(金曜日)午後 2 時 17 分

二、出席者 前回と同一である。

三、経過概要

##### 1.退去時の搬出の件

韓人の日本退出時の財産搬出に関して日本側から、日本政府各府省と協議したが結論に到達しなかったということと、現行法上では輸出貿易管理令別表三にあるが、「職業用品 四、〇〇〇ポンド」となっているので、これを緩和せよという韓国側要請なら考慮するという事だった。

**P109** 韓国側からは、数量、金額、種類を問わず、無税で搬出を認めろということを経験して主張し、大体「輸出」ではないので一般貿易法規によって取扱うことに反対した後、日本が列挙した「爆発物、兵器、麻薬等」と密輸と認められる商品に対しては、韓国国

内経済にも影響があるので研究すると言ったが、

日本側からは、十分に研究した結果ではないが、商品は換金して現行オープンアカウントによって送金するのはどうかという提案があり、

韓国側から、今まで財産搬出に制限があつて、在日韓僑の帰国に大きな障害になったことを再度指摘し、換金送金を **OPEN ACCOUNT** にすることは良いと思われるが、具体的に商品の概念及び禁制品の範囲を研究策定しようと答弁した。

#### **P110 2.国籍問題の原則論**

日本側から、韓国代表が国籍選択を認める余地があると言ったことに対して、質問があつたが

韓国側では、処遇問題に関連して国際先例上選択問題を考慮できるというもので、正式提案したのではないという答弁があり、原則論の討議は一旦中止することに相互合意した。

#### **3.本会議に提出する双方意見書**

双方が準備した意見書を提出交換したが、そのまま本会議に提出するかに関して、もう一度会合することにした。

#### 四、閉会

**P111** 月曜日(11月12日)再び会合することにして午後4時5分閉会した。

#### **P112 7. 第6次**

**1951.11.12**

#### **P113 韓日会第十三号**

檀紀 4284 年(1951年)11月15日

対日講和会談大韓民国代表団

団長 梁祐燦

外務部長官 貴下

第六次在日韓僑法的地位分科委員会に関する報告の件  
標記の件に関して別添経過報告書を上達しますので査取いただくよう仰望するものです。  
別添 第六次在日韓僑法的地位分科委員会経過報告書

#### **P114 第六次在日韓僑法的地位分科委員会経過**

一、開会 11月12日(月曜日)午後2時39分

二、出席者 日本側 前回と同一

韓国側 兪鎮午代表以下六名

三、会議経過

会議は日本側から、前回提出した分科委員会での日本側見解の修正文を提出すること  
**P115** で開会し、韓国側でこれを通読して、これに関する質問応答があつた。

兪鎮午代表からまず、「日本側文書の中に、在留資格、永住権許可に関して研究中とあるが、具体的にどんな方途を研究中なのか」と質疑したのに対して、

日本側から「国内的にもまだ発表するだけの方途の研究がない。腹○になるがないので、韓国側の希望を聞いて研究する」という答弁があり、

韓国側からくり返し、終戦前から継続して居住する者に対して、無条件に認めて欲しいという要請をしたが、

日本側では、暴力革命分子等にも無条件に永住権を付与するのか。原則的に出入国

- P116** 管理令は、過去の行動を理由に処分上区別するものではないが、悪質破壊分子に対しては一定期間を制定して居住権を与え、その後の素行を見て延長、又は退去処分をする方途もあるではないか、このような点を研究する余地があるという回答だった。
- 韓国側から「永住許可を付与しなければ、どうなるのか」と質問したが、
- 日本側では「在留韓国人は出入国管理令約四条第一項第十六号に大部分該当するが、
- P117** まだ外務省令が出ていないので目下研究中である。令第二十二条によって厳格にすれば、在日韓人で永住許可になる者はわずか全数の一割内外になるだろう。故に条件を変更時に限って緩和する用意がある。貧困者でも許可するので「善良な者」でなくてはならないと考える。韓国側で要求する「当然かつ無条件」の永住権付与というのは「政策問題なので、ここで **COMMIT** できない」という答弁があったが、
- 韓国側からは「悪質破壊分子」を除外するのは認められるが、結局文字通りの「当然かつ無条件ではないだろう」と附言があったが、
- 日本側から、経過的な措置が必要だろうが、一九四五年八月九日以前から日本に居住する者韓国人に対して、旅券に代る「登録証明書類」を駐日代表部等で発行するのかわという質問があり、
- 韓国側からは、現在交渉中の諸問題が解決すれば、当然そういう証明書を発行するだろうという答弁をした。
- 双方が原則論の討議は終わったと認め、本会議に報告することで合意したが、
- P118** 日本側から再度、「経過的な一時的特別措置をすれば他の外国人に影響を与えないので、出入国管理令や為替管理令の除外例を制定して特別取扱をできるから、問題を一時的措置に限定してあげ、内国民待遇問題も現有特有権利の消滅喪失を防止保障して欲しければ、日本政府内部で意見を調整(まとめる)できる。ただ具体的に如何に措置するかというのは、これまたこの後の貴側の希望に応じて研究する」という説明があった。
- 韓国側から、本会議に提出された日本側 **AGENDA** の第二に「在日韓人後裔の国籍問題」というのは如何なるものか質問したが、
- P119** 日本側から「確実でないが今度の韓日会談で、在日韓人の法的地位が決定されなければ明春会議で決定しようというものと考え」という答弁があった。
- 韓国側から「日本側は在日韓人問題を、一般外国人に対する問題から出発して特例を考慮したというのだが、韓国側は一般外国人ではなく特殊外国人という点から出発したので、根本的出発点の差異で距離が遠慮だ」と指摘したのに対して、
- P120** 日本側からは「韓日両国の関係は四十年間の特殊期間を除けば、その前の数千年、その後、今後の数千年の悠久な隣国関係なので、四十年間の特殊時期に発生した異例の既成事実を今後永久に波及させるのは滋味のないものだ。故に在日韓僑を外国人という観点から出発して考慮するのが妥当だと考える。また現有既成事実を一挙に否認する意図は毛頭持っていない」という答弁があった。
- これに対して韓国側からは「日本の敗戦後に外国人取扱をするのが韓国人に有利な時には日本人に取扱をして来て、講和条約が締結されて日本人と同一待遇をしてくれるのが有利になると、今度は外国人取扱をするというのだから何なのか」という、こんな気分があると注意した。
- P121** 退去強制に関しては双方が、出入国管理令第二十四条で色々な追放事由を列挙したが、結局「リ」号一年を越える懲役又は禁錮処分を受けた者というところに帰結できるのではないかとこの点を指摘した後、
- 韓国側から「共産党員は日本の国法上合法的政党员だが、出入国管理令第二十四条オ、
- P122** ワ、カ号に該当して追放されるのか」という質問に対して、

日本側代表の中で法務府平賀代表は、田中代表に「日本の国法上合法的なものを出入国管理庁長官が不法とは認められないもので重大な問題だ」と注意して、田中代表も「行政訴訟もできるので、そんな認定や処分は出入国管理庁長官が思い通りにはしない」という応酬が交換された。

以上で原則論討議を当分の間保留し、大体諒解できた点を日本側で、

1. 身分関係変動を認定すること
2. 退去時の財産搬出を認定すること
3. 永住許可は無理な標準を適用しないこと
- P123** 4. 退去強制も一挙の多数を追放しないこと
5. 既得現有財産権を認定保障すること

等を指摘したので、

韓国側から、これらの諒解できた事項を文書化して本会議に上程させることにして、明日一日立案し、明後日午前十時に再会(開)検討することを提案し可決した。

四、閉会

**P124** 8. 第7次  
1951.11.14

**P125** 韓日会第十五号  
檀紀 4284 年(1951 年)11 月 16 日  
対日講和会談大韓民国代表团  
団長 梁祐燦

外務部長官 貴下

第七次在日韓僑法的地位分科委員会に関する報告の件  
標記の件に関して別添経過報告書を上達しますので査取いただくよう仰望するものです。  
別添 第七次在日韓僑法的地位分科委員会経過報告書

**P126** 第七次在日韓僑法的地位分科委員会経過

- 一、開会 11 月 14 日(水曜日)午前 10 時 30 分
- 二、出席者 日本側 前回と同一  
韓国側 兪鎮午代表、金(東)、金(泰)委員、代表法委員
- 三、経過概要

前回第六次会議で決定した分科委員会で合意した諸点の成文起草案を、双方で交換検討し、日本側提出の国籍問題の件を平賀委員が説明した。(別添参照)

本件に関して韓国側からは、左の諸点を指摘し相当な討議が展開された。

1. 日本側草案の結論として出した(二)(1)及び(2)に関して
- P127** a. 日本側原案に「日本国との平和条約の最初の発効日」というのは、韓国側が日本国籍喪失時期に関する日本側の主張を容認しない以上、不当な文句である。  
—これに関して「本条約発効時」に修正しようという案、及び「一九四五年八月十日以後日本国との平和条約の最初の効力発生日に至る間」に修正しようという案等が提議され長時間討議されたが、結局「日本国との平和条約の最初の効力発生日に至る間において」を削除することに決定した。
- b. 韓人の男と日本人の女との婚姻によって日本人の女が韓国国籍を取得するのは良いが、韓国親族法上婿養子等の制度がない故に、韓人の男がこのような原因で日

- 本国籍を取得したものと日本側が措置した時、韓国国籍は自動的に喪失しない。
- P128** ーこれは完全な二重国籍になるので、どちら側でも即時国籍離脱をするようになることを合意した。
- c.本籍地に身分関係異動を連絡して入籍、除籍の手続きをできない事例が多い。
- ー韓国側が本結論に同意する以上、本条約締結時に特殊協定をする必要があるという点に合意した。
2. 日本側草案(一)に関して
- 全文を通じて一九四八年八月十五日大韓民国国籍を取得したということを日本が反対せず、平和条約発効時に在日韓人が日本国籍を喪失したという日本側主張を、韓国が反対しないとなっているので、両国が一九四八年八月十五日から平和条約発効時まで二重国籍を容認したものと解釈されるが、韓国側は二重国籍説に同意した事実は全くない。
- P129** ーこの問題に関しても長時間討議が続き、修正案も二、三種提議されたが、結局全文を削除し、左のように簡単にすることに決定した。
- 「韓国人及び日本人相互にわたる身分関係に関しては、両国政府は各その他の一方の国内法による取扱を承認する」

#### 四、閉会

**P130**

姓  
寓本

(昭和二十二年三月)

日韓會議小委員會において兩國代表間に見解の

一致を見られたるに

一 国籍

日本國に在在する韓國人の法的地位を決定するに於て國籍の帰属を明確にするに先決問題であること、この問題に關し小委員

會において兩國代表は、左の諸点に於て一致の見解に到達した。

(一) 何人も自國に在ることを自國の法令に於て承認するものは自國に在り

推定に属し、右に於ては、國際條約、國際慣習及び國籍に關して

一般に認められる原則と一致する限り、他の國により承認せらるるこ

もつては、一般原則にかんがみ、大體自國政府は、日本國に在在す

る韓國人が日本國と平和條約を締結する取柄の効力を發せし日に、たゞまでは

た日本國國籍を有し、國際條約の最切の効力を發せし日か、或る場合に

大韓民國駐日代表部

597

0752

日本國籍を失うより日本國政府の國內法より取扱に於て異議を述べないとともに、日本國政府も、日本國に在在する韓國人を一九四八年八月十五日韓民國政府、樹立と同時に大韓民國國籍を取得したる同國政府、是解に於て異議を述べず、兩國政府が相互に他の方より是解を尊重することを日本國に在在する韓國人の國籍の帰属を明確ならしめ、將來における長に關する兩國間の紛争を未然に防止する上において望まむ。

(二) 前記(一)の原則を適用上、韓國人の籍田をいかに定むべきかについては、兩國の國內法は如何れも國籍に關し無統主義の原則によつて、この一般的には問題を生ずることには、日本國においては、國內法より適用上終戦前における同様の原則に従ひ、韓國人及び日本人相互間のあり、身可法より行為に於て韓國人及び日本人を

0753

合の相互的異動を生ずるとする取扱を現に示してあるところ、  
 この取扱を既成の事実として承認し、これを前提として前記の原  
 則の適用に關し、韓國人の帰國を決定することは、關係者  
 の意思に合致し、且つこれらの者の身分關係を安定せしむる所  
 であることにかんがみ、向國政府が左の取扱を承認すること  
 が必要とす。

(1) 日本國との平和條約の取初の効力發生の日以後、たゞまでの間にお  
 いて、韓國人との間の身分法上の行為により日本國の戸籍を  
 附帶せらるる事由の生じた日本人は、前記の原則の適用に  
 關しは、韓國人の身分を有するものとする。

(2) 日本國との平和條約の取初の効力發生の日以後、たゞまでの間  
 にかつて、日本人との間の身分法上の行為により日本國の戸籍  
 に入籍する事由の生じた韓國人は、前記の原則の適用

に聞ては、韓國人の身命を有し、たゝいものとする事。

0755

**P134 8. 第 8 次**

**1951.11.14**

**P135** 第八次在日韓僑法的地位分科委員会経過

- 一、開会 日本側の遅刻で 11 月 14 日(水曜日)午後 3 時 8 分開会した
- 二、出席者 前回と同一
- 三、経過概要

**1. 日本側内部連絡所**

非常な顔色で遅刻入場した日本側田中代表は、**今まで内部に十分な連絡なく COMMIT して、これを文書化したという理由で叱責された**ということで、再び日本政府内部各省と十分に打ち合わせする時まで、**既に提出した日本側案を撤回せよという命令を受けた**ということだった。

内部連絡不十分と指摘された日本側草案の

- P136**
- a. 第一、二に関して、退去強制を出入国管理令第二十四条によってだけするとは断定できない。即ち出入国管理令以外の立法措置でも追放をするかも知れないので早断である。
  - b. 第一、三、四に関して、関係者との諒解がない。
  - c. 第一、二に関して、治安関係部省との諒解ができていない。
  - d. 第三、二の「相互主義原則」の上に「国際慣行により」を添加すること。
  - e. 第三、三の関係部省と協議がない。
  - f. 第四、一に関して関係部省の協議不足だ。

**2. 本会議に対する報告書**

結局比較的抽象的に作成された韓国側草案を基礎にすることにして、日本側の要請によって左記諸点を修正し、内部の協議を来土曜日前に終了するようにする。

- P137**
- a. 「相互主義原則」の上に「国際慣行に基づいて」を添加
  - b. 「搬出する権利」を「搬出する自由」に修正し、
  - c. 同文末尾「もっと研究する必要を認めた」と修正
  - d. 「抽象的包括的」を「包括的」に修正

- 四、土曜日午前十時に再会することにして午後 4 時 26 分開会した。

秘 書

在留韓國人の処遇に関する解事項(案)

昭和二十六年十月十四日

第一 居住権問題

一 日本政府は善良な在留韓國人の居住を不当に制限する意圖は  
有らぬ。

二 日本政府は出入國管理令第三十四條に規定する退去強制事由  
に該当する者以外の在留韓國人の居住権を奪ふ如き意  
圖は有らぬ。

三 在留韓國人の永住許可については日本政府は、その國籍変更  
の際の、一時的特別措置として、出入國管理令第三十四條を  
項に規定する永住許可の條件をある程度緩和することを  
考慮する。

812 0760

四 在留韓國人の在留資格の取得については日本政府はその国籍  
 変更の際の一時の特別措置として出入国管理令第六十七條  
 に規定する手数料の徴収額をある程度減額することを考  
 慮する。

第一 退去強制問題

一 日本政府は、前項の場合において出入国管理令が韓國人に適用  
 される時期以前に同令第四條に規定する退去強制事由の  
 何れかに該当したと理由で、在留韓國人を退去強制する

意思は有らぬ。

二 日本政府は、出入国管理令第二十條に規定する退去強制事  
 由のうち、癩患者及び精神病者については、貧困者、放浪者、身  
 体障害者と同様に、それらの者に適當な保護者がなく、從

0761

つて一般公共に善を及ぼす虞のある場合には、去退去強制する  
意向である。

三 韓國政府は、暴力革命分子又は日韓兩國の親善關係を阻  
害する虞のある在留韓國人の退去強制に、積極的に日  
本政府に協力する。

第三内國民待遇問題

一 日本政府は、在留韓國人が日本國籍を離脱した場合、日  
一般外國人と同一の待遇を與え、何等の差別待遇をさする意  
圖を有しない。

二 日本政府は、韓國側において、在留韓國人の処遇に、一般外  
國人以上の特權又は地位を与えることを命ぜらるるは、日韓  
通商航海條約締結の際、相互主義の原則のもとに、公認に

913 0762

應にても用意がある。

三、日本政府は在留韓國人が現に日本人として享有してゐる權利又は利益格として、その国籍変更により制限又は剝奪されるものについては、その国籍変更の際の一次的特別措置として、その特定の在留韓國人が不当に不利益を蒙らるることを救済する為め國際慣行に照し、臨時措置を考慮する意向である。

第四、引揚荷物に対する特別措置

一、在留韓國人が国籍変更の引揚げる場合、引揚荷物の制限については、日本政府は現行の職業用具の重量甲封度の制限を一定期間緩和することにつき、脱法行為の有効な取締方法がある限り、永き考慮する意向である。

二、韓國政府は前記引揚荷物の引揚荷物としての脱法行為の有効な取締措置につき積極的に日本政府に協力する。

0763

**P142 10. 第9-10次**  
**1951.11.17-20**

**P143** 韓日会第十九号  
檀紀 4284年(1951年)11月23日  
対日講和会談大韓民国代表团  
团长 梁祐燦

外務部長官 貴下

第十次在日韓僑法的地位分科委員会に関する報告の件  
標記の件に関して別添経過報告書を上達しますので査取いただくよう仰望するものです。  
別添 第九次及び第十次在日韓僑法的地位分科委員会経過報告書

**P144** 韓日会議第九次及び第十次在日韓僑法的地位分科委員会経過報告

一、日時 第九次 11月17日(土)午前10時15分~11時15分

第十次 11月20日(火)午後2時14分~3時5分

二、出席者 日本側 前回と同一

韓国側 兪鎮午代表帰国不在によって、  
洪璉基、金東祚、金泰東各委員  
参観 黄富吉、韓奎永委員

三、会議内容

韓国側で草案した共同報告書に関する字句検討修正だったが、その内問題になった点は左の通りである。

- P145**
1. 国籍問題原則論において韓国側原案の「その一致を図謀せず」を削除し、身分法上移動是認に関する表現問題で両次にわたって、十余種の修正案を双方で提示討議したが、結局別添のように決定した。
  2. 日本政府内部研究の余地があると言って、在日韓人の既得特殊財産権を「特別に保障」という草案は、「特別な措置」と修正し、退去帰国者の「財産処分及び搬出の自由」を認めたというのは、国際慣例の研究が不足だからと削除した。
  3. 韓国側からは退去強制に関して、出入国管理令に列挙された事由は不適當だから、「ある個の包括的規定」にできるとした草案文句は誤解を招く怖れがあるの、「不適當ではないかと指摘した」と修正した。

**P146**

添付書類

法的地位分科委員会の最終報告書(英文)

Report on the Progress of Negotiation by  
the Sub-committee on the Legal Status  
of  
Korean Residents in Japan

Nov. 20, 1951.

I. The Question of Nationality of Korean Residents  
in Japan

The Japanese representatives stated their opinion that Korean residents in Japan would lose Japanese nationality as from the effective date of the Japanese Peace Treaty. The Korean representatives took a different view. However, for the purpose to stabilize the mutual personal status relations, involving the nationals of the two countries, it was finally agreed:

(1) A Japanese, in case by an act pertaining to personal status relations law with a Korean national ~~he or she~~ <sup>he or she</sup> is caused to be stricken from the census register of Japan, ~~will acquire~~ <sup>shall</sup> Korean nationality.

(2) A Korean, in case by an act pertaining to personal status relations law with a Japanese national ~~he or she~~ <sup>he or she</sup> is caused to be entered in the census register of Japan, ~~will acquire~~ <sup>shall</sup> Japanese nationality.

II. The Question of the Right of Permanent Residence of Korean Residents in Japan

(1) The Korean representatives contended that those Koreans who have been residing in Japan since before the termination of the war should be granted the right to reside permanently in Japan as a matter of course and without any procedure, whereas the Japanese representatives

*Received:  
4-13 p.m.  
JFK*

813 0789

- 2 -

asserted that such Koreans should be subject, like any other alien, to the application of the Immigration Control Order.

(2) The Korean representatives further contended that, though the Immigration Control Order should naturally apply to the Koreans entering Japan after the war's ending, those residing in the country since before the war's ending should be excluded, as hitherto, from the application of pertinent provisions of that Order. Although the Japanese representatives expressed their opinion that the principle that the Immigration Control Order should apply to the Korean residents since before the termination of the war, could not be waived, the question was under consideration as to whether or not there was a necessity for providing any exception, as a <sup>transitional measure</sup> ~~temporary stoppage~~, to the provisions of the said Order regarding the conditions and procedures for permanent residence, and the collection of fees required in applying for permanent residence.

### III. The Question of National Treatment of Korean Residents in Japan

The Korean representatives maintained that the Korean residents in Japan had already received the same treatment as the Japanese nationals for six years, <sup>since the return 9 Aug. 1945</sup> except in respect of such political rights and duties proper to Japanese nationals as suffrage and that this treatment should, therefore, be continued in the future as well.

With reference to this, the Japanese representatives stated that they had no intention to accord such special treatment to the Korean residents, but that if the Korean side would insist on such treatment

81 J

0770

- 3 -

they would be willing to confer on the matter at the time of conclusion of a Japanese-Korean treaty of commerce and navigation, <sup>provided such a treaty is</sup> in accordance with the generally accepted international practice and in conformity to the principle of reciprocity. However, the Japanese representatives indicated that with respect to those specific kinds of rights or status, which are either restricted or denied, in the case of aliens, but which are being actually enjoyed by the Korean residents "as Japanese," there was room for considering the adoption of some temporary special measure in order that the Korean might not suffer unduly in this regard through "the loss of Japanese nationality" on their part.

#### IV. The Question of Disposition and Shipment of Property on Occasion of Repatriation

The Korean representatives desired that, in case of the Korean residents' evacuation to their homeland, (1) they be allowed free disposition of their property for the sake of repatriation, and no tax be imposed on the property so disposed of, (2) and that no limits be set to the kind, quantity, and value of the baggage of a repatriate and no tax be imposed thereon. The Japanese representatives stated that (1) specific articles such as narcotics should properly be placed under control, and (2) that no smuggling should be committed under the pretext of shipping personal property. On these points the Korean representatives ~~also~~ voiced assent. On the other hand, <sup>Further</sup> the Japanese representatives <sup>stated</sup> that there was yet room for further study regarding this problem, ~~as a whole,~~

820

0771

- 4 -

## V. The Question of Deportation

The Korean representatives stated that, though the provisions pertaining to the deportation of aliens under the Immigration Control Order should not be applied to the Korean residents in Japan, they had no objection to the deportation of those guilty of such vicious crime as of attempting to effect the overthrow of the government by force or violence, <sup>as given in consultation with Korean Government,</sup> and that therefore the Korean Government would ~~be ready to~~ cooperate in the deportation of such offenders. The Japanese representatives stated that the provisions of the Immigration Control Order, which has been drawn up in accordance with international usage, should apply to the Korean residents as well, but that they had no intention to unjustly limit the residence of bona fide Koreans, and accordingly there should arise no occasion for a mass deportation of Koreans under the said Order. Thereupon, the Korean representatives pointed out that, if so, the enumeration of so many causes for deportation in the Immigration Control Order would seem incongruous.

3873

0772

TREATY BETWEEN THE CZECHOSLOVAK REPUBLIC  
AND ASSOCIATED POWERS AND  
COUNTRIES

10 Sept 1919

Article 3

Subject to the special provisions of the Treaties mentioned below, Czecho-Slovakia admits and declares to be Czecho-Slovakia nationals ipso facto and without the requirement of any formality German, Austrian or Hungarian nationals habitually resident of, possessing rights of citizenship (pertinenza, Heimatsrecht) as the case may be at the date of the coming into force of the present Treaty in territory which is or recognised as forming part of Czecho-Slovakia under the Treaties with Germany, Austria or Hungary respectively, or under any Treaties which may be concluded for the purpose of completing the present settlement.

Nevertheless, the persons referred to above who are over eighteen years of age will be entitled under the conditions contained in the said Treaties to opt for any other nationality which may be open to them. Option by a husband will cover his wife and option by parents will cover their children under eighteen years of age.

Persons who have exercised the above right to opt must within the succeeding twelve months transfer their place of residence to the State for which they have opted. They will be entitled to retain their immovable property in Czecho-Slovakia territory. They may carry with them their movable property of every description. No export duties may be imposed upon them in connection with the removal of such property.

Article 4

Czecho-Slovakia admits and declares to be Czecho-Slovakia nationals ipso facto and without the requirement of any formality persons of German, Austrian or Hungarian nationality who were born in the territory referred to above of parents habitually resident or possessing rights of citizenship (pertinenza, Heimatsrecht) as the case may be there, even if at the date of the coming into force of the present Treaty they are not themselves habitually resident or did not possess rights of citizenship there.

Nevertheless, within two years after the coming into force of the present Treaty, these persons may make a declaration before the competent Czecho-Slovakia authorities in the country in which they are resident, stating they abandon Czecho-Slovakia nationality, and they will then cease to be considered as Czecho-Slovakians. In such a case, option by parents will cover their children under eighteen years of age.

0773

TREATY OF PEACE BETWEEN THE ALLIED  
AND ASSOCIATED POWERS AND AUSTRIA,  
ARTICLE 71

10 Sept, 1919

Article 71

Notwithstanding the provisions of Article 70, Italian nationality shall not, in the case of territory transferred to Italy, be acquired ipso facto:

- (1) by persons possessing rights of citizenship in such territory who were not born there;
- (2) by persons who acquired their rights of citizenship in such territory after May 24, 1915, or who acquired them only by reason of their official position.

Article 78

Persons over 18 years of age losing their Austrian nationality and obtaining ipso facto a new nationality under Article 70 shall be entitled within a period of one year from the coming into force of the present Treaty to opt for the nationality of the State in which they possessed rights of citizenship before acquiring such rights in the territory transferred.

Option by a husband will cover his wife and option by parents will cover their children under 18 years of age.

Persons who have exercised the above right to opt must within the succeeding twelve months transfer their place of residence to the State for which they have opted.

They will be entitled to retain their immovable property in the territory of the other State where they had their place of residence before exercising their right to opt.

They may carry with them their movable property of every description. No export or import duties shall be imposed upon them in connection with the removal of such property.

Article 80

Persons possessing rights of citizenship in territory forming part of the former Austro-Hungarian Monarchy, and differing in race and language from the majority of the population of such territory, shall within six months from the coming into force of the present Treaty severally be entitled to opt for Austria, Italy, Poland, Roumania, the Serb-Croat-Slovene State, or the Czecho-Slovak State, if the majority of the population of the State selected is of the same race and language as the person exercising the right to opt. The provisions of Article 78 as to the exercise of the right of option shall apply to the right of option given by this Article.

0774

**P153 8. 第 12 次**

**1951.11.30**

**P154 韓日代第二六五六号**

檀紀 4284 年(1951 年)12 月 6 日

大韓民国駐日代表部

参事官 柳 泰夏

外務部長官 貴下

第十二次在日韓僑法的地位分科委員会に関する報告の件  
標記の件に関して別添経過報告書を上達しますので査取いただくよう仰望するものです。  
別添 「第十二次在日韓僑法的地位分科委員会経過報告書」

**P155 第十二次在日韓僑法的地位分科委員会報告**

一、開会 1951 年 11 月 30 日(金曜日)午前 10 時 26 分

二、出席者 日本側 田中光男、平賀健太、今井実各委員及び佐治誠参観員

韓国側 兪鎮午代表、金(東)、金(泰)各委員、林松本代表

三、経過概要

1. 再開した分科委員会の討議範囲に関する基本的事項

兪鎮午代表から開会するにあたって、日本側は関係各省と具体的な打ち合わせができた  
のか

と質問したが

日本側では昨日、関係各省主務者に前回の委員会の報告をしたが、統一的な決論を得る  
ことはできなかったという答弁があった。

**P156** 韓国側から、過去われわれが主張して来て、前回の分科委員会で提出した韓国側見解は、  
第三者が見ても最も公正な意見であり妥当な要求だと確信するが、日本側からは色々な点  
において具体的に考慮する、或いは考慮していると答えたが、前回の会談ではその「考慮」  
という内容を尋ねる程度しかなかったが、今回の会談でその考慮をするという内容を  
具体的に聞きたい。このような趣旨から再び本小委員会が再開したものと理解すると話し  
たが、

日本側では過去の小委員会で、双方の原則的主張が明白になったと思う。日本の根本的  
態度は、平和条約発効と同時に在日韓人を外国人として取扱うようになるのにしたがって、  
他の外国人と同一な取扱をするというもので、韓国側の主張する韓国人を特殊外国人と認  
め、日本内に二種の外国人、又は入国時期によって相違な二種の韓国人を認めることは、

**P157** 世界どこの国にも見られない例である。ただ日本側は在日韓国人が継続して日本に居住す  
るための条件、営業、財産権等が、不当に脅かされないようにするための具体的な方途を  
研究すると言ったので、今回再開分科委員会でこのような原則論を承認するのか、原則論  
は保留して具体的取扱問題だけ討議するのか、この点を明瞭にしなければならないという  
提議があり、

韓国側代表は再び韓国側の根本的原則論を強調し、在日韓人は外国人ながら過去に享有  
して現在も享有している、特殊な法的地位は否認できないものである。日本側が過渡的特別  
措置を取るというのは、即ちこのような厳然たる事実を認めるせいではないのか。故に  
貴側で考える特殊措置というものが、どの程度のものかを知りたいと反問すると、直ぐに

**P158** 日本側から田中代表が、双方が根本的原則論を反覆(反復)しても結論に合意するのが困  
難なので、今後は原則論を討議せずに具体的取扱問題を話すのか、この点を明瞭にしよう

という提議を再びして、

韓国側で同意したが、

日本側平賀代表は、原則論を明確に決定すべきだという異論を提議したが(a)、結局原則論を討議せずに具体的な取扱問題を討議することにした。

(注 a) 平賀代表の異論内容は、日本の出入国管理令は日本の移民法なので、これは国内問題で国内立法事項だから、自主権によって制定でき、一切の外国人に適用されるものなので、その内容が国際法一般原則に違反しない以上、どのような外国人もこれに服従しなければならない。故に在日韓僑も出入国管理令の適用を受けるという原則を、明確にしなければならないという要旨だったが、

韓国側からは今後渡日する韓人が出入国管理令の対象になるのは当然なことである。

**P159** 一九四五年八月九日以前からの在日韓僑は「移民」として渡日したのでもなく、現在一般外国人とは異なる法的地位を持っているのが厳然たる事実なので、出入国管理令を原則的にこれに適用できないものだと反駁した。

## 2. 具体的討議事項(問題の所在点)

結局、在日韓僑に対して出入国管理令が適用されるのかに関する原則論は、本分科委員会では討議を保留することにして、今後本分科委員会で取扱う問題を左のように限定した。

a. 日本側では出入国管理令適用を黙認することを前提にして、具体的に如何に永住権を許与するかを討議しようという意向だったが、

韓国側からは「出入国管理令は日本の国内法で、われわれは関知するものではない。

**P160** われわれは日本の国内法の可否を討議するのではなく、国際協定をしようというのだから、日本の出入国管理令に縛られる必要はない。今われわれが在日韓人の法的地位に関して討議するのは、実は本来講議和条約で協定すべき性質の問題なので、今このように討議しているのではないかと反駁し、結局そのような原則論は、先に合意したように討議しないで、韓国人に永住権を付与するための特別措置に関して今後研究討議することにした。

### b. 内国民待遇の件

これも「特別な措置」を講究するという日本側提案の、具体的な内容検討をすることにした。

### c. 帰国者の財産処分及び搬出の件

**P161** 帰国者の財産搬出問題に関して日本側は、日本の輸出貿易管理令に規定された、携帯荷物の重量制限に対する特例を検討するところから始めようという発言があったが、

韓国側では「帰国者が自己所有の財産を搬出するのは国際法上の原則である。密貿易防止のための措置はわれわれも賛成であり、これに関してはわれわれも協力するだろうが、われわれの要求は国際慣例による正当なものなので、退去時に自己財産を搬出するという原則には合意が簡単ではないか」としたが、

日本側から「今後何十年、何百年後まで搬出の特例を要求すれば困難なので、期限を作出することと、密貿易防止に韓国側の協力用意の有無といわゆる動産だけなのか、現金の送金も意味するのか」という発言があり、

**P162** 韓国側では「期限作出は研究する。密貿易は韓国経済にも重大な影響があるので協力して防止する。搬出は財産だけでなく、送金も含む」という答弁があり、結局財産搬出に関する内容を具体的に討議することにした。

### d. 強制退去の件

出入国管理令の退去強制条項適用問題に関して相当な論争があったが、

- 日本側では「i. 出入国管理令の条項を再び十分に説明するということ  
 ii. 居住権を全部許与するならば居留民の不安が除去され、日本側が全面的に退去させないという意図を推知できる。  
 iii. 米国の移民法に準拠した出入国管理令の適用と、日本の裁判所の判決を疑えば道理がない」という発言があったが、
- P163** 韓国側から「i. 協定が必要であって出入国管理令が問題ではない。ただし説明するのなら聞く。  
 ii. 居住権と退去強制は同時に解決すべき問題で、居住権の許与だけ決定してはならない。  
 iii. われわれは日本側の意図を故意に曲解しようというのではない。万事を日本側の行政措置に一任すれば、在留韓僑の不安をなくせる道理がないので、韓日両国間の協定が必要なのだ」という答弁があった後、次回に日本側の説明を聞くことにした。
- P164** e. 以上のような一般的討議があった後、日本側は再び韓国側からも具体案を提示して欲しいという要請があったが、  
 韓国側からは「元来無条件、当然に特殊な外国人の地位を認めろと要求したものの、日本側が特例を設定して具体案を考慮すると言うから、それならその具体案を聴取するというものなので、やはり日本側から先に具体案を提示せよ」と答えた。
- 3. 居住権に関する証明書発給の件**  
 日本側から「韓国政府は在日韓人に登録証のようなものを発給する計画という話を聞いたが事実なのか」という質問があり、  
 韓国側では「駐日代表部(駐日大使館又は領事館)で登録をして証明書を発給したら、これに基づいて永住権を認めれば良いではないか」と答弁したが、これに関して日本側から
- P165** a) 登録を拒否する共産系韓人に対する措置はどうすればよいのか  
 b) 外国人登録令を改正し、米国側の要請で外国人登録には指紋を採ることになりそうだが、どうかと質問があったが  
 韓国側では左のように答えた。  
 a. 登録拒否者に対する措置は、居住権と追放に関する決定によるものだが、悪質共産分子追放には賛同する。  
 b. 指紋は例え米国では施行されている制度だといっても、居留民を刺激するものなので、研究してみた後に答える。

#### 四、閉会

12月3日(月)午前10時再開することにして12時30分閉会した。

**P166** 韓日代第二六七〇号

檀紀 4284 年(1951 年)12 月 12 日

大韓民国駐日代表部

公使 金 溶植

外務部長官 貴下

第十三次、第十四次、第十五次在日韓僑法的地位分科委員会経過報告の件  
 標記の件に関して別添経過報告書を上達しますので査取いただくよう仰望するものです。  
 別添 (1) 第十三次在日韓僑法的地位分科委員会経過報告書



して明白にした。

(I)以前、会議で話があった被扶助者の数字は「生活扶助」受配者数なのか

(II)「生活扶助」に限るというのは、法の運営問題なので、訓令等で今後方針を変更できるのではないか

P172

これに対して日本側からは(I)に関してはもっと調査することと(II)に関しては立法当時に決定した原則という答弁があった。

カ、外国人登録令違反者で禁錮以上の刑の被執行者—現行登録令は執行猶予時の除外を規定していないが、出入国管理令から除外したので事由を緩和したという日本側の自画自賛があった。

キ、少年法による長期三年を越す不定期刑に処刑された者—少年法によれば満二十歳未満は刑罰を課さないが、極悪質者に対して不定期刑を課する。故に例え「短期一年長期三年」ならこれに該当しないが、「長期三年一年以上」は極まれな重罪な故に追放対象にするということである。

P173

ク、麻薬等取扱法に違反し有罪判決を受けた者—「麻薬」は **NARCOTICS**、外の類似品「刑法第 14 章」というのは「阿片煙に関する罪」だが、有罪判決を受けた者を全部追放対象にしたのは他に比べて苛酷なようだが、国際慣例によったということで、最近日本社会を風靡する「ヒロポン」は覚醒剤なので、追放対象にならないということである。

ケ、破廉恥罪で一年一日以上の有罪判決を受け実刑を執行された者—今後このような事由が発生した者で、他国の立法例としては「破廉恥罪云々」と規定したものが往々あるが、日本立法がより明確だという説明があった。

P174

コ、売淫に関連する風俗を乱す者—現行日本法規では風俗営業取締法、占領軍駐屯都道府県の売春条例(性病予防)の違反、一九五〇年勅令二十五号「婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する件」、性病予防法第二十六条ないし第二十八条 (**VD** 保持者の性交禁止)等だが、定義が困難で捕促が至難である。出入国管理庁で通報、違反調査等を行うが、実効は疑問視されるという説明があった。

サ、不法入国の共犯者—「他の外国人」と称するのは「自己以外の外国人」を指称するということである。

シ、日本憲法又は政府の暴力破壊分子—「無政府主義者」等漠然とした表現を避け具体的行動を規定したということである。

ス、不穏団体結成、加入関係者—前者より **SCOPE(範囲)**が小さく、一部分を暴力破壊しようとする者で大臣等暗殺計画者、**SPY** 等という。

セ、前二者の目的のための宣伝活動者—

以上、シ、ス、セ、三者は日本国内法で該当するものがなく、共産党不法化措置が取られた後に該当させるようになるということである。

ソ、第二項と関連して治安関係で外務大臣が認めた者—既に前回の会議で説明されたもので、報復手段として保留規定という。

P175

iii 第五号—審査中乗船離日で仮上陸した者の逃亡、呼出し不応時

iv 第六号—特殊上陸者の不法残留

c. これに対して韓国側からも左の質問と発言をした。

i 本条を日本側が適用すると言っても在日韓人には旅券、上陸に関連する第一号、第二号、第三号、第五号、第六号、および第四号のア、イは無関係である。日本政府が退去強制事由と規定した六つの事由の内、五つ以上が無関係規定である。ひとつ未満だけが関係規定なのだから、韓国側が要求した本条適用排除は

無理な要請ではないということ。

- ii 本条を適用するという日本側の出入国管理令の対在日韓人時間的効力はどうか  
—もしも明年二月から適用すると仮定し、その後五月まで生活扶助を受けていた在日韓人が六月に、このような者も追放対象にできる。

**P176** これに対して日本側からは

- i 結局適用される事由が少数であり、範囲が縮小したので諒解合意できると思う
  - ii 追放決定時を標準にする。万一不遑及原則の法文化が不明確なら、立法措置を日本側が取るのも良い。
- という答弁があった。

## 2.登録問題

日本側鈴木部長から「出入国管理令は外部から日本に入国することを予想したもので在日韓人は予想できなかったが、旅券等に代わる文書の発給が必要だが、具体的に

**P177** 証明書を所持に対して韓国政府がいかに取扱うのか教えて欲しい」という要請があり  
兪鎮午代表から「大使館又は領事館で登録をし、これを日本政府に送付して永住許可

可  
が下りるようにしたい。従来の登録の成績が良くなかったのは、登録をしてもしなくても実効がなかったせいだが、今後駐日韓国機関の登録によって居住権が認められるとすれば、良好な成績を上げられると思う。登録拒否者に対しては、もっと研究しなければならぬ」と答弁した。

田中代表から「登録は具体的にどうするのか、居住権はどのように付与するのを希望するのか具体案を聞きたい。韓日両国が協力して好成績を上げたい」という発言があり、

兪鎮午代表は「登録によって韓国側の意見通りに永住権を付与するという原則が合意で

**P178** きないと具体策を研究できない。実際の問題としては、登録の正確を期するには日時と人員、これに伴う莫大な経費が所要されるが、本国政府が請訓して予算措置も取らなければならないし簡単な問題ではない」と答弁したのに対して、

田中代表「無条件なら登録も必要ないが、登録を条件に居住権を認める。ただ過去日本政府が登録をしてみた経験によれば、実に困難な大事業であり莫大な経費が要るので、一件二千万円が所要されるのだ。韓国政府が登録なされても明確な登録にならないと大混乱になるだろうから、無国籍者、無登録者が多く出ないように研究なされることを参考に話す」という発言があり、「特に場合によっては暴動等もあるだろうから対策を予め講究されるのがよいだろう」という注意があったが、

**P179** 韓国側から再度、韓国代表部の登録通告によって居住権をくれるのかと質問すると、日本側からは「韓国代表が登録して善良だという意見なら永住権をあげ、責任取れない人物なら期限付き居住権を付与して共同監視した結果、追放又は居住権の期限延期をする」という答弁があった。

結局韓国側でも早急に登録に関する具体案を作成することにして、次期の会議では日本側から処遇の件を説明するという話だった。

## 四、閉会

木曜日午後三時、金曜日午前十時に続けて会合をすることにして、12時38分散会した。

**P180** 13. 第14次  
1951.12.6

**P181** 第十四次在日韓僑法的地位分科委員会経過

一、開会 12月6日(木)午後3時8分

二、出席者 韓国側 兪鎮午代表、金(東)、金(泰)委員、葛代表、李一雨書記官参観  
日本側 田中光男及び平賀健太代表、今井実委員、佐治誠参観、記録員  
運輸省、通産省、外資委員会、特許省、各主務官

三、会議経過

日本側から各関係官庁主務官に、内外外国人間の取扱を異にする諸点を説明させるのだが、その内容、概要は左の通りだ。

1. 運輸省関係(運輸省文書課長)

a. 船舶法—第一条の「日本船舶」の定義上 i 日本政府官公署者 ii 日本人有 iii 日本法人で

**P182** 社員、取締役等が全部日本人なのが、所有が**外国人の場合**、国旗掲揚が不能であり、第二条によって不開港入港と沿岸貿易をできない。ただし条約の別段規定があれば除外するようになっている。海難による不開港入港も勿論除外される。

韓人で現在沿岸貿易に従事する者の有無を韓国側から質問したが、全くいないと認められるという答弁だった。

b. 水先法—第三条に「水先人」は海上保安庁の免許を要するとあり、第五条の免許欠落事由に「一、日本臣民でない者」という規定があり、結局外国人は免許を受けられなくなっている。

c. その他—運輸省関係としては以上二種の職業外には内外外国人を差別するものはない。

**P183** 航空は極東委員会指令により日本人の航空機所有、操縦を禁止し、ポツダム政令で制定された国内航空事業令は日本の一社だけ許可するとあるので、全く問題にならない。新航空法を現在立案中だが、航空術は日進月歩しているので旧操縦士免許等は無効にするしかないという説明があった。

2. 通産省関係(鉱山局)

a. 鉱業法—第五条に「帝國臣民又は日本法に依って設立された法人でなければ鉱業権者になれない」という規定があるが、これは国際慣例によるものであり日本法人であればよいので、実質的に外国人が経営しても所有してもよいし、また改正鉱業法には但書きを追加して相互主義原則を加味し、より緩和した。

**P184** 韓国側から実際に韓人で鉱業権者が何人いるのかと質問すると、日本氏名で持っている人がいるだろうが調査中なので、15日までに調査が完了するだろうという答弁があった。

b. 帝國鉱業開発株式会社法—第四条で本会社「株式は日本政府地方公共団体又は帝國臣民に限って所持できる」と規定されているが現在清算中であり、明年三月末までには清算が完了するだろうから問題がないだろうし、同法の廃止法案を来通常議会に提出予定という説明があった。

c. 租鉱権—租鉱権に関しても鉱業権と同一に取扱という説明があり、鉱業権及び租鉱権に関して相互主義となっているので、韓国の現行法はどうか、また対日平和条約

**P185** 第四条 b 項の適用上在日韓人鉱業はどうなるかという、日本側の質問があったが、韓国側から、鉱業法案は国会で審議中だが外資導入の目的から外国人にも鉱業権を許容するという趣旨のようだが、まだ的確なことはわからない。平和条約第四条 b 項の問題は複雑な理論が介在するので、今後「財産及び請求権」討議時に検討するのが

よいだろうが、日本人の在韓鉅業権は全部韓国国有になったという答弁があった。

### 3.法務部関係(平賀代表)

a.公証人法—第十二条第一号に「日本国民ニシテ成年者タルコト」だけが公証人になれるので、法務府関係で内外国人を区分したのは公証人だけだが、在日韓人の公証人は現在一人もいないという説明があり、

**P186** b. 韓国側から弁護士はどうか、特に過去に日本の法律によって日本の弁護士になる資格を持った韓人が、今後日本で弁護士開業を希望する時はどうか質問したところ、日本側から、**全く法的に制限するものがなく、弁護士は外国人だと差別取扱をしないので、従来の弁護士は勿論、有資格者は今後も「司法修習生」(以前「司法官試補」)を経習すれば開業できるし、司法書士等も外国人でも従業できる**という答弁があった。

### 4. 外資委員会関係

外資委員会としては**(1)外国政府の日本内財産所有(2)外国人の在日財産取得(3)外資法による外国資本の日本内投資の三者**だが、**(1)**は問題がなく**(2)**に関しては「外国人の財産取得に関する政令」—第三条第一項各号の財産取得は外資委員会の認可が必要になる。ただし現在韓国人が適法所有している諸財産には影響がなく、同政令は実際上発動が不可能な状態で申請によって簡単に認可を得られる。**(3)**に関しては「外資に関する法律」—第十条、第十一条及び第十三条が問題になる。同法では「外国人」という文字を使わずに「外国投資家」と指称しているが、第十条は技術援助供給契約、第十三条は日本社債等取得に関する想定で別に問題になるものがない。第十一条で株式、持ち分等を外国投資家が取得する際には外資委員会の認可が必要だ」という規定があるが、この条文によれば外国人は外国から外資を日本に持って来たという証明がないと株式買入れの認可を得られない。ただし現在所有している株式には関係がなく、**P188** また増資株、新設会社は届出だけで取得できるし、また外国投資家間の株式等の譲渡は届出さえすればよい。結局株式取得時に一回認可をして、その後配当利益を外資送金する時にいちいち許可を要しないための規定という説明があった。

これに対して韓国側からは、在日韓僑は日本で事業活動をし蓄積した資産で投資するだろうに、外資を持って行って投資できないのだが、大体外資委員会で認可する方針なのかと質問すると、

日本側からは法第八条第二項によって外資を導入し、日本国貨に交換したという証明がないとば認可できなくなっているという答弁で、この点に関して長時間討議があった。

特に韓国側から、このような法規下では在日韓人は経済活動をできないではないかと追求したが、

**P189** 政令及び法を改正する意図もあり、在日韓人に対しては別途取扱を考慮してもよいという日本側答弁があった。

### 5.公務員法関係

公務員法は日本国籍を要件にしていない。法務府としては解釈と意見がまちまちだが、大体「公権力の行使を随伴する職場を内容とする官職の公務員は、外国人が就業できないという意見が有力でというもので、**現在在日韓国人で日本国家公務員の者は一名もなく、ただ地方公務員として二百名ほど韓人がいるが、ほとんど教員**という説明があった。

韓国側から、韓国国籍法上、入夫婚姻等を認めないので、韓国籍を離脱できず日本籍を取った者がいるはずだが、どうなのかと質問したが、

**P190** 日本側からは、二重国籍者でも日本国籍があれば全然問題がなく、現在は旧国籍法

第二十四条のような規定もないので、法的制限は全くないという答弁があった。

#### 6.特許局関係

特許法、意匠法、実用新案法、商標法があるが、特許法の規定が他の法律に準用されるので、特許法を説明すると前提し、

- P191** a. 特許法一第三十二条及び第三十三条だが、第三十三条は「外国人で国内に住所又は営業所がない者は特許権を持ってない」という規定なので在日韓人に影響がないだろうし、第三十三条は「条文又はこれに準じるものに別段の規定があれば、その規定による」というものだが、条約というものは工業所有権保護同盟条約をいうが、韓国がこの条約に加入し同盟国になっていれば同条約第二条によって韓人の特許権が保護されるという説明があり、日本内に住所も営業所もなくとも当然に、その特許権が無効になるのではなく、五十七条第五号によって審判を経て、無効になるという説明だった。
- b. 弁理士法一第二条第一項第一号で「通商産業大臣が定めるところにより外国人で成年者」は弁理士になる資格があるとしたが、通産大臣が指定した外国がまだない。現在外国人で弁理士は一人いるが、弁理士法以前に資格を得たドイツ人で、経過規定により現在まで認められているという説明だった。
- 韓国側の質問により日本側からは、弁理士に登録された在日韓国人が三名いるが、適当に立法措置等を取って執務し続けられるだろうという答弁があった。

#### **P192** 四、閉会

12月7日午後二時再開することにして午後5時4分閉会した。

#### **P193** 14. 第15次

1951.12.7

#### **P194** 第十五次在日韓僑法的地位分科委員会経過

一、開会 12月7日(金)午後2時10分

二、出席者 韓国側 兪鎮午代表、林松本代表、葛代表、金(東)、金(泰)委員

日本側 田中光男代表、平賀健太代表、今井実委員、佐治誠

大蔵省税関局、証券取引委員会省、水産庁、電波管理局、各主務官

三、会議経過

1. 前日の会議に続いて日本政府関係各省主務官の説明が続いたが、今回は大蔵省関係から説明を聞くことにした。
- P195** a. 外国為替及び外国貿易管理法関係一第二十七条第一項第一号「外国に向かう支払い」禁止規定があるが、大蔵省関係は「居住者」「非居住者」を区分して取扱うだけで、国籍によって区分して取扱うものはない。ただし在日韓人の帰国時の送金が問題になったが、前述取扱で大蔵省告示として緩和されていて、SCAP 指令により最初は每人当り千円、その後十万円になったが、この十万円の送金方法においては「大韓民国政府預託金計上」に入金し、本人が帰国した後に韓国で韓国ウォン貨で推尋しているという説明があった。
- 韓国側から十万円を超過した金額に対してはいかに処理したのかという質問があったが、
- 日本側からは、そんな例がなくして全然そんな問題が起きたことがないということで、千円までの制限があった時は、千円を超過する金額に対して税関で保証管証を発行した。
- P196** 日本銀行が保管しているのは 613,330 円が残高で残っており

旧日本銀行券 6,647,377 円 33 銭(5,626 件)  
新日本銀行券 2,379,931 円 25 銭(2,838 件)  
旧朝鮮銀行券 385,870 円 ( 36 件)  
新朝鮮銀行券 1,006,541 円 ( 702 件)

で、これは一九四九年六月一日現在で変化がない。

解放後一九四六年四月までは日本銀行券をそのまま携行したし、一九四六年四月以降一九四九年六月一日までは日銀券と朝銀券を PAR で交換持去したのであるという答弁だった。

b. 輸出貿易管理令一別表三に関して説明があったが、

**P197** 韓国側から四、〇〇〇ポンドを超過した動産の処理状況を質問したが

別にそういう問題が多くなかったが SCAP 指令で押収した。反則だからと没収処分した後、換金したものに対しては金額で分かるが、現品保管分は種類が多くて集計が困難だという答弁があった。

c. その他銀行業、保険業に関しては関係法規に、外国人を区分取扱う規定がない。ただ外資委員会の意見を聞かなくてはならないという制限があるだけだ。計理士は現在韓国人が何名かいるが(計理士法は廃止され、公認会計士法になった)、公認会計士は国籍に関係なく、そのまま続けられるという説明があった。

## 2. 証券取引委員会関係

**P198** 証券取引法によると投資家を保護するのが主眼なので、外国人だからと取扱いできないとかいう制限はない。個人も取引業者になれるが、現実には八二六の会社が法第二十八条第二十九条によって登録し従業しているだけで、個人はない。第二十八条第二項で登録申請書には戸籍法第十条第一項の証明書(戸籍謄本等)を添付することを要求しているが、外国人に対してはこれに代わる証明書で充分だという説明があった。

## 3. 水産庁関係

漁業は大別して沿岸漁業と遠洋漁業だが、遠洋漁業は今後韓日両国が協定する問題であり、沿岸漁業は再び許可漁業、漁業及び自由漁業と区分するが、外国人だからと制限するものは全くない。現在、許可漁業、漁業権漁業に従事する在日韓僑はいない。静岡、山口

**P199** 両県沿岸で水草採集のために韓人の漁業権漁業の免許を与えた事実があるという説明だった。

## 4. 移民法関係

移民取扱業というのは労働を目的とする海外渡航者の募集取扱を業とする者で、移住組合だけが移民取扱業者だったが、SCAP で独禁法違反だからと解散し現在日本人も一名もいないという説明だった。

## 5. 電波管理庁関係

電波法によると外国人には無電局設置を許可しないようになっているが、現在在日韓人で無電局設置許可を受けた人はいない。米国人の申請が多数あったが、許可せずに来ており、受信はまったく制限がないという説明だった。

## P200

### 6. その他

a. 日本側から火薬製造業、染料製造業等は、日本人も現在禁止されていると思うということで

b. 韓国側から、米穀配給所等統制経済に関連した特殊営業に関して質問があったが、日本側では何ら制限がないと信じてと答弁した。

7. 韓国側から、今まで多数の関係官署主務官を動員、説明させたのに対して謝意を表し、韓

国側の意図は日本が特殊取扱をするというので、その具体的内容を聞こうとしたのだが、結局現行法規の説明を聞いた結果になったと発言したが

日本側からは

- P201** a.国民固有権と国家の重大な利害に関係するものは享有できないが、その他の権益に関しては猶予期間を設定して研究するというもので、或いはその権益をその本人が死ぬ時まで享有するようにするという答弁があり、  
b.居住権に関しては居留民が漏れなく韓国政府に忠誠を尽くし、韓国政府で完全に把握してくれることを希望する。  
c.強制退去に関しては、善良な韓人の不当な追放をなくそうと思う。出入国管理令に関して不安があるのはわかるが、条文の適用を排除しようというのは賛成できないし、運営上研究考慮して欲しいなら努力する。

- P202** d.帰国者財産搬出に関しては日本人が韓国から退去した事例を挙げ、財産請求権と分離した討議するのではないという、有力な説が日本政府内にあるが、脱法、密輸出防止を双方が協力して解決できるなら、相当期間にわたって現行法規制限を緩和できると思うので、具体的な案を韓国側から提示して欲しいというものだった。

これに対して韓国側からは、双方の意見がとても接近したと思う。最初のわれわれの要求は在日韓人の特殊的地位を子孫にも及ぼすようにするものだったが、現在持っている既得権の確保を受ければよいので、一定年限又は本人の生前、これを確保してくれればよいだろうし、居住権に関しては登録という重大問題があるので、本国政府と具体案を打ち合わせないといけなさそうだが、とにかくわれわれが登録を行い、

- P203** 登録者に対して日本政府が永住権をくれれば一切解決する問題だ。退去強制に関してはある年限を画して、特殊なものだけ退去強制するようにすればよいではないか。こういうものもひとつの方法だろう。或いは一定な期間に限って特殊な人、韓国政府が要請した人だけ退去させるのがひとつの方法だとしたが

日本側では、出入国管理令の除外例にはならない。運営面において不安がなく、日本政府の主権が拘束されないものでなくてはならないので、緊密な韓日両国のLIAISON(連絡)をすることにしようということなので

韓国側からは、韓国政府の承諾を受けて追放するのが最良策だと言ったが

- P204** 日本側からは不明確だが「LIAISON」という文字を使えないか、また財産搬出に関しては韓国駐日代表部で責任をもって証明してくれないかと質問したのに対して

韓国側では、件数が多いので駐日代表部でいちいち責任をもって証明することはできない。家財道具だけ携行させ、その他の財産は全部換価処分して、その代価の日貨をドルに換えてOPEN ACCOUNTによる正常貿易によって、物品を韓国に持って行かすのも一つの方法ではないかと反問すると

日本側からは、日本の税関の問題もなくとてもよい方法だと思うが、大蔵省方面で異論があるという答弁だった。

- P205** 韓国側から、本国関係官庁と打ち合わせしないと行けないが、大体で在日韓人は株式投資もできなくなったので、小資本で独立事業をすとか、大資本で会社を新設するしか生活の方途がないではないかと質問すると

日本側では、株式も持てるように関係法令を改正するという説明があるという答弁だった。

結局、早速協定のために双方が、今までの討議に立脚して書面で具体案を提出することにした。

#### 四、閉会

来週水曜日 12月12日午前10時再開することにして午後4時18分閉会した。

**P206 15. 第16次**

1951.12.12

**P207 第十六次在日韓僑法的地位分科委員会経過**

- 一、開会 12月12日(水)午前10時20分 於 三菱商事ビルディング
- 二、出席者 韓国側 兪鎮午代表、林松本代表、葛代表、金(東)、洪璣基委員  
李一雨、張潤傑両書記官参観  
日本側 田中光男代表、平賀健太代表、佐治誠委員、  
今井実、神原富比古参観

三、会議経過

(1) 討議に入る前に日本側中代表から、今まで説明した内で三、四箇所を関係省が諒解しない点があり、関係省と協議して日本側の最終案を作成中なので、数日内に提出できるだろうという説明があった後

**P208 韓国側兪鎮午代表**から、わが側も今までの日本側の意見を広く参酌し、本国政府の基本的

な線から外れない程度で、わが側の最終案を作成した。またこの案は本国政府と打ち合わせしてないことを前提としたものということを諒解して欲しい。わが側としては最大の譲歩をしたものであり、可能な限り日本側意見に近づけようとしたが、ある点はまだ距離が遠い点もあるだろうと説明すると同時に、わが側協提案を開示した。

**P209**

四、討議事項

大体でわが側案に対する日本側の質問とわが側の答弁があった。

(一) 日本側代表からこの種の協定を締結した時の、効力発生日時はどの時と考えるのかを質問したのに対して

韓国側では対日講和条約発効日等にもできると答弁した。

**P210 日本側**から「国籍問題は国内法だけでは規定できない問題で、処遇問題は国内法でできる問題だと考える。したがって国籍問題解決(即ちこれは韓人で、これは日本人だと定めること)がなければ無意味だと考えられる。また韓国側提案二の但し項に関する立法を韓国ではするのか」と質問があったが、

韓国側兪鎮午代表は、勿論立法しなければならないという答弁があった。

(二) 居住権問題

**P211 日本側代表**から、在日韓国人の登録を日本中央或いは地方公共団体で協力することを要請しているが、前は中央官庁で命令することで地方公共団体でその命令を遵行したが、今は地方公共団体の自治権が強いので、命令を聞かない。したがって協力できないだろう」と言ったが、

韓国側からは「登録申請の受付すらできないのか」と反問すると

日本側では「警察がやればできる。やむを得ない時は警察に依頼する考えはある。登録証は韓国の駐日代表機関の証明に基づいて日本が処理するのがよいようだ」という答弁があった。

(三) 処遇問題

韓国側から「処遇問題に関する韓国側案は、わが側で大幅に譲歩して立案したものだ

と発言したところ

**P212** 日本側から「日本の公務員法に該当する韓人の公務員は教員だけで、韓人で沿岸貿易に従事する人は実際にいないのであり、在日韓人の漁業問題は、韓人が所有している船舶は韓国国旗を掲揚しなければならないのだが、韓国国旗を掲げた船舶が日本領海で漁業操事するのは問題になる点がある。しかし実際問題として現在在日韓人で漁業に従事

**P213** している人は船舶を賃借しており、漁業組合の組合員にもなっているので別に支障がないだろう。鉱業権は韓国で外国人に許容されていれば相互主義で日本でも許容するだろうと言ったが、

韓国側から「鉱業権は本国で外国人に許容するように草案ができていて、現在審議中である」という答弁があった。

日本側田中代表「日本の土地法は相互主義になっている。このような問題は通商航海条約で相互保障できる問題であり、株式取得等もそうだ」という発言があったのに対して、

わが側**兪鎮午代表**は「現在われわれが本会談で取扱っている問題は、過去に生じた問題を

**P214** 処理しようというもので、将来あるかも知れない問題を処理しようとするのではない。したがって通商航海条約云々は将来あるかも知れない問題なので、相互主義だけを日本側で考慮してはならない」と言ったが、

日本側田中代表「韓国側のそのような意見を外務省は、大蔵省その他関係関(官)庁に説明をした」という説明があった。

#### (四) 撤退時財産搬出問題

わが側**兪鎮午代表**から「一定な期間」と「一定の動産」という語句を使用したし、**(2)項**

**P215** は日本側意見をそのまま入れた代わり**(3)項**をいじくったからそう思うように。この**(3)項**がなければ韓国側としては、この問題を討議した意義がない」という説明をすると、

日本側から「大蔵省では日本で利を見たのは持ち出しを禁止する趣旨にあるのだから、次回に大蔵省課税問題為替管理問題等担当者の見解を聞くのが良いようだ」という意見陳述があったが、

わが側**兪鎮午代表**は「大蔵省関係担当者が出席して説明するのはよいが、それはこれまた一九四五年八月九日以前から居住する人と、その後に居住した人と区別して考慮する問題である」と答弁し、続けて

**P216** わが側**洪璉基委員**から「講和条約第十五条と同一な精神で取扱をしなければならない」と要請をしたが、

日本側からは「数量をこの要綱で定めなければならないのか」と質問し、

わが側から「原則だけ定めれば、その問題は些少な問題なので不必要だ」という答弁をした。

日本側から「送金は分割送金するようにさせてもよいか」という質問があったが、

わが側からは「分割送金にするのは駄目だろう」と答弁した。

#### (五) 退去強制問題

日本側から「この問題は日本としては強硬にしようと思う。特に**(b)項**はとても困る。」と発言したが、

**P217** わが側から「この案はわが側の最後の線なので、この線に立脚して具体的条件を設置するのは構わない」としたが、

日本側平賀代表は「登録を拒否する者に対するしない退去強制はどうか」を質

問し、

わが側から「そんな者を強制退去するのは、わが側で関与しないものだ」と答弁し、「本案を極秘にしてくれるように望む」と要請したが、

**P218** 日本側から「日本側でも勿論そういうつもりだし、日本側案も韓国側で極秘で取扱ってくれるように」という同意があった。

五、散会 来 12月15日(土)午前10時に再開することにして、11時40分散会した。

**P219 16. 第17次**

1951.12.15

**P220** 第十七次在日韓僑法的地位分科委員会経過

一、開会 12月15日(水)午前10時20分 於 三菱商事ビルディング

二、出席者 韓国側 兪鎮午代表、林松本代表、金(東)、洪璣基委員、  
金(泰)委員、張潤傑書記官

日本側 田中光男代表、平賀健太代表、今井実、神原富比古、佐治誠以外に

大蔵省から理財局 神代副財務官

崎谷為替審査課長

吉田大蔵事務官

主税局 岸本事務官が出席説明した。

三、会議経過

**P221** 日本側田中代表が「現在日本政府で生活扶助費として年六億六千万円を支出しているが、日本人には平均千名に対して二十四名であり、韓国人には千名に対して百十名の率で支出している。(在日韓国人を五十五万人と仮定した)また韓人被保護者の数は一万五千世帯で六万人に達している」という説明があった。

わが側兪鎮午代表から「その金額は生活扶助だけなのか」という質問に対して

日本側田中代表が「医療扶助等他種の扶助も含まれているが、技術的に分離計算が至難で、他の扶助を受ける人はほとんど兼ねて生活扶助を受けている」という答弁があり、田中代表は続けて「韓国人で鉱業権を持っている者は約三十名いるが、彼らが日本の姓名を使っていることもあるので判然としない。その間関係各省の意見を調整して来たが、まだ最終結論を出せなかったが大体草案したので説明する」と、日本側の国籍に

**P222** 関する提案を配布した。

続けて日本側平賀代表は「在日韓人が日本国籍離脱をするにおいては日本法を適用し、韓国国籍を取得するにおいては韓国法を適用するという原則で、国籍法に関する案を作成したもので、表現方法はもっと研究してもよい」という説明をした。

わが側兪鎮午代表は日本の生活保護法に関して「在日韓国人貧困者に対する生活扶助は、これからも継続しなければならない。前回韓国側が提出した案で『参政権』としたのは、

『国民固有の権利義務』を指称したもののだが、生活保護法の『国民』という文句だけで『国民固有の権利』と解釈することはできないはずだ。これは外国人にも適用しなければならないもので、世界人権宣言の趣旨から見ても、外国の例で見ても、そうしなければならない」と主張したのに対して、

**P223** 日本側田中代表は「その点はよく知らないが生活保護法が最初にできた時には『国民』という文字がなかったのに、その後昨年に改正する時『国民』という文字を挿入したのだから、その点から見て『国民固有』の権利ではないかと思う」と説明したのに

わが側兪鎮午代表は「『国民』という文字だけでは到底『国民固有』と解釈できない。

外国の例を調査したが、どのような生活扶助を施行している国でも外国人に必ず適用している」と主張すると同時に、「現在、在日外国人でこの法の適用を受けている人は韓国人だけなのか」と質問したのに対して

P224 日本側田中代表は「韓国人と台湾人だけだ」と答弁すると同時に、「韓国人はこれを悪用している者がいる。したがってこの際にこうやって悪用している者がいないようにしなければならない」と話した。

わが側兪鎮午代表は「悪用する者を摘発して数字を減少させるのは当然な方策だろうが、本当に生活が困難で扶助が必要な者への扶助を中止するのは人道上重大な問題ではないか」と反駁した。わが側代表が「国籍問題に関して韓国側では、大韓民国国籍取得時期に関する日本側解釈を受諾したこともないし合意したこともないので、可能な限り抽象的に表現して韓国側提案のように、二重国籍と無国籍をなくするための積極的な規定をするのはどうか」と言ったのに対して、

P225 日本側平賀代表は「それも構わないだろうが、日本側提案は必ずこうしなければならないという絶対的なものではなく、この提案に表れた意によって要綱を作成しようというものだ」という説明があった。

在日韓僑の撤退時の財産搬出に関する大蔵省担当者の説明を聞いて欲しいという日本側要請に、わが側の諒解を得て、日本大蔵省担当者の説明があった。つまり「在日韓人は特殊な存在なので、これを参酌して大蔵省でも譲歩し、ある程度の妥協案を作る必要を感じているが、大蔵省の在日韓人撤退時の韓人財産搬出に関する為替管理及び韓人財産処分時の課税問題等に対しては

1. 為替管理をしなければならない
2. 課税をしなければならない

P226 という原則下に一定期限を定めて、特別措置をけんきゅうする」と言ったのに対して、兪鎮午代表から「課税というのは具体的に何なのか。帰国のための財産処分に対しては、

一般外国人で日本に入学した人とは違うということ認識して欲しいし、祖国独立により帰国する特殊な事例なので、一般の法律によって規律できないし、協定によって決定しなければならない特別なものだという事を、原則的に認識して欲しい」と注意したが、

課税問題に関して日本側は

1. 普通所得税は現在、在日韓人は納入しているので問題がないが、納期と納期の間には帰国する時は、財産処分による所得申告を納税管理人に申告して納税するようになっているので、本人がいなくても納税できる。
2. 財産を処分する時には
  - ア、所持品売却時には課税がない
  - イ、営業用資産及び商品売却時には、事業所得になるので課税の対象になり
  - ウ、土地、家屋を売却する時には譲渡所得になり、実際の売買額(申告額)と再評価額との差額が課税対象になる、ということだった。

P227 これに対してわが側兪鎮午代表は「一九四五年八月九日以後に日本に来た韓国人が帰国

する時には、そういう課税、為替管理等を一般外国人と同様に適用受けるのは当然なことだが、一九四五年八月九日以前から日本に居住している韓国人は一般外国人と違う取扱を受けなければならない。また帰国に伴う特別取扱は何回もあるものではなく、たった一度しかないものだ」と説明すると同時に、「日本側としては韓人が可

**P228** 能な限り撤退することを希望しているのであって、したがって撤退を奨励する意味でも特別取扱をしなければならないのではないかと聞いた。

またわが側代表は「われわれは平和条約第十五条に規定されている連合国の特権と似たような待遇を韓国も受けなければならないと考える」という補充説明があった。

日本側平賀代表は「撤退すると言って財産を処分し、撤退しない時はどうするのか」という質問をしたが、

これに対してわが側代表は「行政協定を締結するとか、その他技術的にそういう問題は解決できると思う」と答弁した。

**P229** 日本側大蔵省側から続けて「送金に関しては一定な期間を置いて特別取扱をする。その具体的方法はまだ決定されていない。ただ言えるのは撤退時に一時に全額を皆一度に持って行くなら為替管理予算上問題もあるので、何回かに分割して送金するようにする等、持って行けるようにしようと思う」という説明があった。

これに対してわが側代表は「前に話したように特別取扱を受けなければならないので、その制限限度を可能な限りなくすようにしなければ無意味だ」と強調し、「したがって財産を搬出できるという原則を樹立しなければならない」と説明した。

(大蔵省担当者退場)

**P230** 日本側田中代表から退去強制問題に関して「韓国側が駐日代表機関で在日韓人に対して監督をよくして、日本の出入国管理令運営に対して協力して欲しい。そうしないと後日、この問題が外交問題を起こして韓日友好関係に影響を与えるだろうから、この点を深く考慮して協力してくれるように望む」と要請した後、「退去強制に関しては日本側から韓国側と[連絡]するようにしたらどうか。追放該当者がいる時には、事前に韓国代表部と連絡して、具体的にどうするかを定めるのだ。韓国代表部が保護できればよいし、帰国させるとか意見を聞いてから決定しようというもので、これで出入国管理令を韓人に対してだけ適用しないという日本主権の制限になる結果が発生せず、韓国側でも知らない内に追放されたという事態を将来において避けられるという意図だ。関係者の意見を十分に聞き同意を得て、来週火曜日から水曜日まで日本側の案を提出する」と言ったが、

**P231**

韓国側からは「一定期限を制定して、最小限度その期限内には韓国側提案通りにしてくれることを望む。万一退去強制には韓国側の『同意』を得ようとするなら、即応じる。『連絡』というのは問題にならない」と答弁した。

日本側平賀代表が「結局、生活保護を受ける人の退去強制に関しては一番問題になるだろうが、外国人だからといって扶助をせずに退去を強制できない。兪先生もお話しされたように『国民』としたと、外国人を突然除外することにはならない。人道上からも、世界人権宣言の趣旨から見て、日本が追放しないので、『連絡』とか『協議』と言って追放されないという印象を与えると、悪用又は濫用者を防禦できないので考慮して欲しい」と追加説明があった。

**P232**

#### 四、散会

火曜日午後三時に再開することにして、午後一時に散会した。

**P233** 在日韓人の法的地位に関する韓日両国の協定基本要綱

(韓国側提案)

1951年12月12日

#### 一、目的

本協定は一九四五年八月九日以前から継続して日本に居住する韓国人(以下在日韓国と称する)の特殊な地位に鑑み、韓日両国政府の友誼的協力により、彼らの安全と利益を適切に保

護することで韓日両国の将来におけるの友好関係樹立の基礎を建てることを目的とする。

## 二、国籍

一九四五年八月九日以後、韓日両国の身分上の行為に基づいて、各政府が既に行った処置に関しては互いに、その効力を承認することにする。ただしこれに基づいて両国政府は二重国籍者、又は無国籍者が生じることを防ぐために必要な法的手続きを完備することとする。

### P234

## 三、居住権

- (1) 在日韓国人に関しては、一定の期間内に韓国政府の駐日外交機関で登録を施行して、善良で法律を遵守する者に対しては登録証明書を発給することとする。
- (2) 登録実施に際しては必要に沿って、日本政府の中央・地方の各機関の協力を得ることができる。
- (3) 韓国政府の駐日外交機関から登録証明書の発給を受けた者に対しては、その申請によって日本政府は個別的審査を行うことなく、また何らの手数料を徴収せずに永住権を授与することにする。ただし場合によっては韓国政府の駐日外交機関と協議して、永住権ではない居住権を授与できる。

## 四、処遇

**P235** 居住権を認定受けた在日韓国人は、参政権を除いては現在享受している権益、又は資格を継続して保障されることとする。

ただし日本国の重大な利害に影響すると認められる特殊な権益に関しては、両国政府間の協議により一定の期間を定めて、この享有を許可できるようにする。

## 五、撤退する時の財産の処分及び搬出

- (1) 本協定発効後、一定の期間内に在日韓国人が本国に撤退する場合には、居住期間中に日本国政府又は地方公共団体から賦課された一切の税金を納付した後は、何らの税も賦課されず、その所有した財産を処分し、一定の動産を携行できる。
- (2) 前項によって携行を許す動産の種類と数量は、商品の密輸出入及び麻薬、爆発物等公案

### P236

(治安)を害する憂慮がある物品の運搬を防止する目的に符号するように韓日両国政府の協議によって定められるようにする。

- (3) 撤退者が所有する現金に対しては金額に制限なく、適当な送金の方途を講究するようにする。

## 六、退去強制

居住権が授与された在日韓国人に対しては、日本政府は本協定発効日から一定な期間、左の一に該当する者以外は退去強制をしないこととする。

- (a) 日本の裁判所によって無期、又は一年を越える懲役、又は禁錮に処した者  
(ただし執行猶予の言渡しを受けた者を除く)
- (b) 韓国政府から退去強制を命じるように要求がある者

### P237 (翻訳文)－仮訳

在日韓国人の国籍及び処遇に関する韓日協定案(四月一日)

大韓民国及び日本国は、千九百五十一年九月八日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約の効力発効に伴って、太平洋戦争の戦闘が終止した日以前から継続して日本国に在留する韓人の国籍を確定する必要があることを認めるので、

また前記の国籍の確定に伴って、このような韓人の処遇に対して特別な措置を講究することが必要だと認めることに因って、

大韓民国及び日本国は、この協定を締結した。

第一条 この協定において在日韓人というのは、太平洋戦争の戦闘が終止した日以前から継続して日本国に住所を持つ韓人を言う。

第二条 1.

**P238** 大韓民国は、在日韓人が大韓民国国民であることを確認する。

2. 大韓民国及び日本国は、この協定の効力発生日に至るまでのある時期において、韓人及び日本人相互にわたる身分関係に関して、ある一方の当事国の法令の適用することで発生した効力を承認する。

第三条 1. 日本国政府は、在日韓人が、この協定の効力発生日から二年以内に大韓民国政府の発給する登録証明書を添付して、日本国政府に永住許可を申請する時には、これを許可する。

この場合において、一般外国人に適用される永住許可の条件、手続き及び手数料に関する日本国の法令の規定は、適用しない。

**P239** 2. 前項の規定により永住許可を受けた在日韓人の日本からの退去強制に関しては、この協定の効力発生日から五年間(韓国主張)、三年間(日本主張)、大韓民国政府及び日本国政府の当該機関が、その実施のために必要な事項に関して協議して行う。

3. 大韓民国政府及び日本国政府は、この協定の効力発生日から二年九ヶ月を経過した後、前項の期限が満了する時までの間において、その時の内外の状況によって、貧困者で日本国又はその公共団体の負担になっている在日韓人の日本国からの退去強制に関して、同項の期間を延長することが必要だと思料された時には、協議して二年を越えない範囲内で、これを延長できる。

**P240**

第四条 1. 在日韓人は、この協定の効力発生時に日本国において、持っている財産上の権利として、一般外国人による享有が認定されていないものを、日本国に継続して住所を持つ限り、享有できる。

2. 前項の権利を享有する在日韓人が死亡した時には、日本国の法令でその権利の相続が認められている場合を除いてその権利は、一年以内に日本国法令によって、当該権利の享有を認められている者に対して、譲渡されなければならない。

第五条 在日韓人が、この協定の効力発生時に、現在従事している職業(公務員の職を除く)と

**P241** して、日本国の法令が一般外国人に、当該職業に従事する資格を認めないものに関しては、その人が継続して日本国に継続して住所を持つ限り、これに従事できる。

第六条 1. 在日韓人で、この協定の効力発生日から三年以内に大韓民国へ帰還する者に対しては、その所有する動産の携行に関して、関税その他の課徴金を賦課しない。携行できる動産の種類及び数量に関しては、別途で協議した定める。

2. 前項の帰還者は、その所有する資金を、別途で協議した定める方法によって、大韓民国に送金できる。

3. 大韓民国政府及び日本国政府は、この協定の効力発生日から二年九ヶ月を経過した後、第一項の期限が満了する時までの間において、その時の内外の状況によって、同

**P242** 項の期間を延長することが必要だと思料された時には、協議して二年を越えない範囲内で、これを延長できる。

第七条 この協定は、当事国によって各自の憲法上の手続きにしたがって批准されなければならない。批准書は〇〇で交換することにする。

この協定の効力は、批准書の交換日に発生する。ただし第四条及び第五条の規定は、千九百五十一年九月八日にサンフランシスコ市で署名した日本国との平和条約の最初の効力発効日に遡及して適用する。

**P243** 以上の証拠として、両政府の代表者は、このために正当な委任を受けて、この協定に署名した。

千九百五十二年〇月〇日に東京で  
共に正文である韓国語、日本語及び英語で、本書二通を作成した。

大韓民国政府のために  
日本国政府のために

**P244** 第 18 次

**1951.12.18**

**P245** 第十八次在日韓僑法的地位分科委員会会議録

一、開会 檀紀 4284 年(1951 年)12 月 18 日午後 3 時 05 分 於 三菱商事ビルディング

二、出席者 韓国側 兪鎮午代表、洪璉基委員、金(東)委員、金(泰)委員、葛博士、張潤傑書記官

日本側 田中光男代表、平賀健太代表、神原富比古、佐治誠

三、会議経過

日本側田中代表は「在日韓国人の国籍及び処遇に関する日本側提案」を韓国側代表に配布し、これを大体左のように説明した。

1. 国籍問題

「日本側案一、国籍問題に関しては、別に異議がないものとする。」

2. 居住権問題

**P246** 居住権問題は在日韓国人に対する日本の輿論が悪いせいで、永住権を許与する問題は解決するのが困難だったが、結局は関係者の同意を得た。これは韓国側に大幅に譲歩してものだから、そう諒解せよ。

また韓国代表機関に登録したことに基づいて、日本政府で永住許可を無条件認定するようにした。その代わり、韓国側代表機関への登録がなければ許可をしない。ただしその期間を一年にしたので、その一年以内に韓国側で登録をするように措置してくれるように望む。それによって韓国代表機関では居留民を把握できることと思う。

3. 退去強制問題

**P247** ただ出入国管理令第二十四条を在日韓国人に適用するようにしたが、これは日本側の最後の要求条件なので、これだけは韓国側で承認して欲しい。この出入国管理令第二十四条の退去強制権は国家主権から派生する固有なものなので、これを抛棄すればわが日本代表は国家に対する名目がなくなるのである。したがってこの点だけは、必ず韓国側で受諾してくれるように望む。

貧困者に対しても永住権を授与するようになったし、実質上で生活保護法の適用を受けるので、生活扶助を貰う韓国人は今後なくなるだろうと考える。

勿論この貧困者に対しても永住権を獲得した後には、日本政府の中央及び地方公共団体に迷惑になる者は強制退去をしなければならない。

しかし彼らを強制退去させる時は、駐日韓国代表部に事前『連絡』をするようにした。

**P248** 次に『暴力革命分子と韓日友好親善関係を阻害する極端な分子』は勿論、判然たる法的根拠なしには強制退去させない。

4. 処遇問題

韓国側では、現在まで在日韓国人が享有している権利の内、参政権だけを将来享有できないように主張しているが、日本側では公務員になる資格と日本船舶を所有する権利を享有できないように追加した。

日本側代表は日本外務省で作成した「参考資料」(外国人に禁止、又は制限している権利及び資格)を配布し、説明を続けた。

「株式取得には元来、認可が必要なものだが、本協定が発効する時まで在日韓国人が取得できる株式は無条件所有し続けられるが、将来新しく取得するものに対しては、

**P249** 許可を受けて取得するようしなければならないし、財産取得に関する法令もこれまた本協定が発効する時まで取得したものには適用しないが、一般外国人と同様に財産取得に関する法令を適用するようにする。また「産取得に関する政令」は現在改正しようとしているところだ。

また現在まで正常に取得した権利は継続し、この享有をみとめるが、相続と外国人への譲渡はこれを、法令によって特別に認められたことを除いては認めないことにした。

また前でも言及したが、生活保護法は在日韓国人には適用しないようにする。

#### 5. 撤退者の財産搬出及び送金の件

**P250** 撤退者の財産搬出は現在「無為替輸出」をできるようになっているので、このような方式で財産を搬出できるのだ。また送金も特別措置をするが、これは平和条約発効後一年とした」と説明を終えて質問を要求した。

これに対してわが側兪鎮午代表は、「わが側はこれを検討しないと質問するのが難しい点もあるが、まず日本側の説明によってわが側で考える点を質問する」と前提した後、次のような質問をした。「日本案二の 2.には外国人登録令によって正式登録した人だけを永住許可するようにするというのに、一九四五年八月九日以前から居住している韓国人で、登録しない者はどうするのか」と質問したのに対して、

**P251** 日本側田中代表は「この登録によらないでは、到底一九四五年八月九日以前から居住している人なのか、でないかわからない。現在出入国管理庁では新しい登録を法案で作成中であり、このような技術面に関しては日本の出入国管理庁と駐日韓国代表部で打ち合わせをしたい」と答弁した。

わが側兪鎮午代表は「永住許可申請期限を一年にしたが、一年では到底わが側で予算関係もあったりして不可能なので、長期間でしなければならない」という意見陳述があり、これに対して

日本側代表は「あまり遅いと韓国代表部に登録するのが遅くなりやすい。したがってこの事業が終わるのは三、四年後のことになるだろう。申請を一年として、許可するのはその後にするのである。また一年にしておいて、万一韓国側の状況で遅れるなら、韓国側の要求によって三、四ヶ月ずつ延期をすれば良いようなので、そういう用意もして

**P252** いる」という説明があった。これに対して

わが側金(東)委員の「永住許可を受けた者たちの子孫はどうするのか」という質問に対して、日本側田中代表は「子孫に関する規定はないが、当然子孫も永住許可を受ける」という答弁をすると同時に、「父母の登録をする時に満十四歳未満の子女は登録が不必要で、満十四歳になる時に登録をすることになる。この時に外国人登録令第六七条の手続きは一段踏まなければならないが、永住許可を持つ父母の子女に対して永住許可は与える」という説明があった。

わが側兪鎮午代表は「日本側案二、の五は削除しても良いでないか」と質問したのに対して

**P253** 日本側田中代表は「これは永住許可を与えるのに関する、日本側内部に対する説明的

規定なので削除しても良い」という答弁があった。

兪鎮午代表は「日本側案四、では日本船舶所有の禁止を言っているが、これは『船舶所有権』自体の否定ではないのか」と質問したのに対して

日本側田中代表は「勿論船舶を所有する権利自体を認めないのではなく、『日本』籍船舶の所有の否定である」と答弁した。

洪璉基委員「鉱業権に関する問題はどうか」という質問したのに対して

日本側田中代表は「現在所有している鉱業権は認めるが、外国人に対する譲渡も相続も認められない」という答弁があった。また続けて「恩給権等は本人に限る問題なので、現在恩給を受ける権利を持っている者(この数字は明日調査して答えるが)は、韓国

**P254** 側で結局請求権を持つようになるので、実質的にはその者たちが受け取るようになるだろう。そして万一これを、韓国政府の請求によって貰う手続きを踏まないなら法律案改正も必要がだ、とにかく現在まで持っている韓国人の恩給権は享受できるようにする」と説明した。

わが側兪鎮午代表は「日本側案五の1に説明された撤退者の特別措置で、現在している搬出限度量は四〇〇〇ポンドではないのか」という質問に対して

日本側田中代表は「そうだ」と続けて「しかしそれ以上をできる。また現行措置でもできるし、通産省でもこれを認めている」と言った。

わが側兪鎮午代表は「撤退者に関しても一年と期間を定めたが、これも期間が短い」と意見を陳述すると、すぐに

**P255** 日本側田中代表は「それなら何年にすればよいのか」と反問したので、

わが側兪鎮午代表は「戦争が終わるまでにしなければ」と答弁し、続けて「国籍問題に関して法理論を云々する必要なく、この問題は政治的に解決しなければならない問題なので、この点を考慮する時、日本案の『在日韓国人の日本国籍喪失・・・』は間違っている。わが韓国人は日本国籍を取得したことがないので、この文句を修正せよ」と発言した。

これに対して日本側平賀代表「文句を必ず日本案のようにしようというのではなく、この点は韓国側要請を充分考慮して修正するだろう」と答弁した。

わが側兪鎮午代表は「退去強制問題があって『わが側の要求がある者』も退去強制をしなければならない」と意見を陳述したのにたいして、

日本側代表は「結局、実質的に韓国側で要求する者は、日本側でも退去強制を希望する者になるのではないかと反問したのに対して、

**P256** 兪鎮午代表は「かならずしもそうではないのでわが側の要求を聞いて欲しい」と再要請し、「その代わり『如何いかなる者に対する要求がある時は強制退去する』と条件をつければよいでないか」と言い、続けて「これは登録をしない者に対しても牽制になるので、そうすることを願う」と要請すると、

日本側田中代表は「技術的に結局可能な問題だ」と答弁した。

兪鎮午代表は「それならもう一度、この問題を全般的に討議しなければならないが、日本側では韓国側が今まで要請したものを再考慮して、韓国側要求が十分に反映できるようにくり返し望む」と強調した。

#### 四、閉会

十二月十九日午後二時に再開することにして、午後四時事後散会した。

**P257**



在日韓国人の国籍及び処遇に関する日本側提案

(昭和二十六年十二月十八日)

終戦前から引続き合法的に日本に在留する韓国人の国籍及び処遇は左記によることとする。

記

一、国籍

在日韓国人の日本国籍喪失及び大韓民国国籍取得については、それぞれ当該国籍法の国内法によつて決定する。

二、居住権

- 1、永住許可を得ようとする者は、韓国側の発給する証明書を附して、日本領当局にその申請をするものとする。
- 2、前項により永住許可の申請があつた場合、日本領当局は外国人登録令により正式に登録をしている者に限り永住許可を認める。

300

3、前項の場合、出入国管理令第二十二条の水住許可の手續及び条件並びに第六十七条の手数料（一件につき二千円）の規定を適用しない。

4、第一項により水住許可の申請を認める期間は、平和条約発効後一年とする。

5、前各項により水住許可を認めたる者といえども、出入国管理令第二十四条に規定する退去強制事由に該当する場合は、退去を強制する。

退去強制

1、出入国管理令第二十四条第一項第四号ハ、（緩手防法の適用を受けている通患者）ニ、（精神衛生法に定める精神障害者で同法に定める精神病院又は指定病院に收容されているもの）及びホ、（貧困者、放浪者、身体障害者等で生活上困又は地方公共団体の負担になつてゐるもの）に該当する者があ

892

0880

る場合には、日本側当局は韓領領に事前に連絡する。  
2、暴力革命分子及び日韓両国の友好親善関係を阻害する極端な言動をなす者の退去強制については、韓領領は積極的に日本側当局に協力する。

#### 帰還問題

- 1、国民固有の権利又は国家に重大な利害関係を有するものとして一般国際慣例上認められている権利又は資格である参政権、公務員となる資格、日本船舶を所有（沿岸貿易を含む。）する資格等は、日本国籍を喪失するとともに当然これを失う。（なお法人の日本船舶を所有する資格については、關係在日本人が日本国籍を喪失することにより船舶法第一條の要件を欠くに至つた場合を含む。）
- 2、現に正当に享有しているその他の権利又は資格で、一般外國人に禁止又は制限されているものについては、日本に居住

する限り引続きこれを認める。但し、相続又は日本人以外への譲渡は、法令により特に認められる場合を除き、これを認めない。

3、生活保護法の適用については、出入国管理令第二十四条第一項第四号ホの規定との関係上、生活保護を受ける資格は認めない。

五 引揚荷物の持出及び引揚者の送金

1、引揚荷物の持出は、現行特別取扱による。

2、引揚者の送金については、現行の為替管理の下に特別の取扱を認める。但し、送金その他の具体的方法については別途協議する。

3、前項の特別取扱を認める期間は、平和条約発効後一年とする。

(参考資料)

外国人に禁止又は制限している権利及び資格

(昭和二十六年十二月十五日)

1、参政権(憲法第十五条)

禁止

2、公務員(国家公務員法第二条第七項)

禁止、該当者

(国家公務員数名  
地方公務員約二百名)

3、恩給(恩給法第九条)

禁止

4、日本船舶の所有(沿岸貿易を含む)(船舶法第一条)

禁止、該当者不明

5、鉱業権(租鉱権を含む)(鉱業法第十七条)

禁止、該当者約三十名

6、無線局の開設(電波法第五条)

禁止、該当者なし

7、移民取扱業(移民保護法第七条の一)

禁止、該当者なし



日韓会談に関する共同声明文

[1951.12.22]

(昭二六一一二二)

十月二十日から東京において開始された日韓会談においては、終戦前から引続き日本に在留する韓国人の国籍及び処遇問題に付小委員会を設けて折衝中のところ、同委員会は三十数回に亘る会合の後国籍永住権、処遇ならびに引揚者の荷物の持出及び送金等につきかなり原則的に意見の接近を見たので、明年一月早々具體的細目の討議に入る予定である。

**P264 18. 第 19 次**

1951.12.19

**P265 第十九次法的地位分科委員会 会議録**

一、日時及び場所 十二月十九日午後二時二十二分 於 三菱商事ビルディング

二、出席者 韓国側 兪鎮午代表、洪璉基委員、金(東)委員、金部長、張潤傑書記官  
日本側 田中光男代表、平賀健太代表、神原富比古、佐治誠

三、会議経過

日本側田中代表は「神原は恩給法関係で小田原に出張に行ったので遅くなりそうだ」と挨拶した。

わが側兪鎮午代表は「昨日受け取った日本側提案に対して詳細な検討は、まだできなかった

が意見を明かす」と前提した後に、「この分科委員会で同意できたら、案を作成しなければならない」と言ったのに対して、

**P266** 日本側田中代表は「語句だけ修正すれば、すぐ案を作成できるが、内容が変われば関係者と合議しなければならない」と説明した。

兪鎮午代表は「国籍問題は日本案で『在日韓国人の国籍取得喪失には各その当該国籍国の国内法によって決定する』とするのはどうか」と、日本側案を日本側が修正することを提議したのに対して、

日本側からは「よい」と同意した。

兪鎮午代表は「日本案の居住権問題 5 項を削除してしまってもよいのではないか」と言ったのに対して、

日本側で「よい」と同意した。

兪鎮午代表は「居住権問題において永住許可申請期間を一年というのはあまりに短いので申請を延期せよ」と要請したのに対して、

日本側田中代表は「どれくらい延期する必要があるのか」と反問するので、

兪鎮午代表は「判然としないが研究して、とにかく三年にしてくれたらよい」と要請すると、

**P267** 日本側田中代表は「とにかく少し長くする考えで○一年に固執するのではない。したがって韓国側の要求を三年として、期間を延長する考えだ」と承認した。

兪鎮午代表は「処遇問題において『相続と韓国人同士の譲渡』は韓国人の既得諸権利に対して認めていただきたい」と再要請したので、

田中代表は「株式の外国人同士の譲渡は認められているが、鉱業権に関しては問題がある。しかしとにかく現在の日本案で日本政府内部機関には通じるようにする」と説明した。

洪璉基委員が「在日韓国人の既得財産権の相続はどうするのか」と質問したのに対して、日本側田中代表は「困難だ」と答弁するので、

**P268** 兪鎮午代表「一定な相当期間だけは相続を認めなければならない」と言った。

日本側田中代表は「研究する」と答弁した。

兪鎮午代表は「生活保護法の適用を一定な期間中は、貧困者に対しても認めなければならない」と要請すると、

日本側田中代表は「韓国駐日代表機関でよく把握だけすれば、一定な期間中そうしてもよい」と答弁した。

日本側平賀代表は「その理由としては左翼で、この生活保護法を利用して運動資金に使っていて、現在朝連では『生活保障費獲得闘争』という運動目標を掲げているからだ」と

いう補充説明があった。

兪鎮午代表は「日本案処遇問題の『日本国籍を喪失すると同時に』を修正して、また0内の『船

**P269** 舶法第一条の条件云々』を『船舶法第一条の規定による』と修正せよ」と要請すると、日本側田中代表は「よい」と同意した。

兪鎮午代表は「撤退時の財産搬出においてその実例で『無為替輸出』を日本側では考慮しているが、それでは駄目だ。また財産搬出及び送金に際して制限をなくすには、その搬出及び送金の方法の制限を言うのか、或いは搬出及び送金の金額の制限を言うのか」という質問をすると、

日本側からは「この点は大蔵省に問い合わせる」と答弁した。

兪鎮午代表は「強制退去においては『事前に韓国側と協議し』でするようにせよ」と強制すると、

日本側田中代表は「これは困難だが『連絡』とは、日本側が韓国側に連絡して韓国側がこれを保護するようにしたらどうかと考えた」という答弁があった。

**P270** 兪鎮午代表は「とにかくこの点は研究してみなければならない問題だが、韓国側の要求がある者は退去強制させるように措置したいいただきたい」と再要請した。

続いて日本側神原が恩給に関して、次のように説明をした。「現行法では日本人でなければ恩給を与えられなくなっているのが、法律を改正しなければならず、韓国人で恩給を貰う権利を持てる人の数字は、日本の公務員の月給標準を八千円とした時に、四千九百円であり、この人員数は一八三七名だ。この人員数は南北韓を通じた数字である。この金額に対しては恩給局で支払うように上部の決裁を貰う手続き中なので、遠からず貰うようになるだろう」

兪鎮午代表から「不法入国した者に対しても避難民として取扱って特別措置をしていただきたい」と要請すると、

**P271** 日本側田中代表は「遠からずこの問題の取扱権限が、SCAP から日本政府に移管するだろうから、現在も韓国側の戦争で困難な立場を考慮して特別取扱をしているが、将来にも善処する考えだ」と答弁した。

四、散会 来金曜日(12月21日)午後2時に再開することにして、午後4時7分に散会した。

## **P272** 19. 第20次

1951.12.21

### **P273** 第二十次在日韓僑法的地位分科委員会経過報告

一、開会 1951年12月21日午後2時10分

二、出席者 韓国側 兪鎮午代表、洪璉基委員、金(東)、金(泰)委員、葛代表、  
日本側 田中光男代表、平賀健太代表、神原富比古、佐治誠外務事務官

三、会議経過

日本側が前回に提出した提案を一部修正して提出し、まだ十分な合意をみたのではないので、資料として見て欲しいという要請と共に、左のような説明があった。

1. 「前回に提出したものと相異なる点は

**P274** a.韓国側登録事務の期限を考慮して、永住権申請期限一年を二年に延長したこと

b.生活保護法による扶助を受ける者は、永住許可を付与せず三年以内の居住権を申請させるようにしたこと

2. 退去強制において

- a. ライ病者、精神病者は少数だろうから、実際に追放するのが困難だけでなく、追放したとしても別に問題が発生しないだろうから、事前連絡事項から除いたこと
- b. 生活保護を受ける者を前回案では保護を継続しないとしたが、本協定発効後一年間継続して扶助することと、被保護者の追放は事前に韓国側と協議して決定するという  
こと  
等である」ということ。

**P275** 韓国側から「居住権を付与する期限を二年にしたのに、居住権余否が決定される前である一年以内に追放を云々するのは矛盾ではないか。被生活扶助者の退去強制はそれなら、居住権が確定する二年後から一年間、即ち三年間適用実施しないのか」と質問したが、

日本側から「そういう矛盾は日本側でも知っている。ただ厚生省から、従来在日韓人が生活保護を権利として要求、主張しながら、濫用した傾向があったので、これを権利ではなく恩恵としてもう一年だけ継続するというもので、一年後には放逐するかと言えば、人道上からも道義上からも扶助しないというのは難しいが、予算措置が必要になるので協定文では一年以上を約束できないのである。一年後にはできたら

**P276** 韓国政府で引き受けて保護してくれるように希望する」という答弁があった。

韓国側からは「居住権付与期間二年と被保護者追放の一年が矛盾するだけでなく、被保護者に三年の居住権を付与することと、一年以後に追放できるということとも矛盾する。根本的に貧困者を追放対象にするかしないかが問題になるが、一律的に永住権を付与するという前回案の、退歩であり改悪である。また共産破壊分子追放には『韓国側が積極的に協力する』ということは、韓国側が一方的な義務を賦課されるもので、『韓国政府が要求した者は追放する』と改正して欲しい」と指摘すると、

日本側からは「居住権を認める代わりに、追放は国内問題で、主権を侵犯される協定はできない。厚生省から協定では一年だけ約束せよということで、韓国政府が追放を希望する者は、日本憲法上問題になるので、韓国代表部が登録証明書を発行しないとか、或いは後になって取り消して欲しい」という答弁があったので、

**P277**

韓国側では「一旦登録証明書を発行した後にこれを取り消すと、日本側が付与した永住許可が自動的に取り消されるのか、現行法上の結果はどうか」と反問したが、

日本側から「許可時に善良な者が後に不良になった時、韓国側の証明書事情があっても当然永住許可は取り消されない。ただそのような場合には退去強制事由に該当する時が多いだろうが、今の話は過渡特別措置をどうするかを討議なので、措置後に発生する問題に対してはその時に再び話すことにしよう」という窮した答弁があった。

**P278**

韓国側から「とにかくこの案は改悪だ。生活保護を一年だけするという事は受諾し難い」と反駁したが、

日本側から「現在生活保護法を悪用されているのを防止し、真実に貧困な者だけに保護をするという趣旨で、一年としたことで色々矛盾が生じたものである。それなら二年にすればよいのか」と反問したが、

韓国側では「期限は全部除いて、韓国側と協議するとだけすればどうか。大体韓国が現在戦争中だから貧困者の保護を望むのであり、米国人やその他の外国人と別個の特殊外国人なので、われわれが要求するものなのに、日本側の根本的思想が間違っている。日本厚生省は戦争で困難な本国に貧困者を遂出しようという精神なのか」と強調したが、

**P279**

日本側平賀代表が代案を即席作成して提出したが、その趣旨は貧困者に対して三年

以下の居住権を与えるというのを直して、永住許可を与えることにし、その後の一年間は生活保護をしてあげることしようというものだった。また協定に『退去強制』という項目を掲記するのは、対外的に悪印象を与えるので、これを削除しようというものだったが、

韓国側から「厚生省は今回の会談の根本意義をよく知らないようだから、彼らにわれわれの意思をもっと説明した後、改案して明日また会おう。帰国者財産搬出送金の件に関しても、通産省にもっと諒解を貰えるよう望む」と言った。

日本側から「今までの交渉結果を要約して共同声明を発表するのにどう提議し、その案文を提示したことがあったが、検討して明日回答することにした。」

**P280** 四、閉会

明日午前 11 時再開することにして、午後 4 時 22 分散会した。

**P281** 20. 第 21 次  
1951.12.22

**P282** 第二十一次在日韓僑法的地位分科委員会経過報告

一、開会 日本側の遅れで 1951 年 12 月 22 日(土)午前 11 時 50 分

二、出席者 韓国側 兪鎮午代表、洪璉基委員、金(東)、金(泰)委員、林松本代表、  
日本側 田中光男代表、神原富比古、佐治誠外務事務官

三、会議経過

1. 日本側で昨日提示した提案を再び改正して提出し説明したが、その要旨は

(1) 退去強制の独立項目を削除して、簡単に居住権項目に規定したこと

(2) 貧困者に対しては期限付き居住権を付与するとしたのを、永住許可を与えるとしたこと

**P283** 等だが、これに関しては厚生省でも、在日韓人貧困者は救済するが、青少年で身体が健全な者が正業を求めずに、日本政府の扶助金だけで生活する者がいないようにしなくてはならないという意味だということを追加説明し、

(3) 鉱業権に関しては通産省の意見が結論に到達しなかったもので、文案から削除したことであり、ただし鉱業権が消滅するとか、日本政府が没収するとかはしないという説明があった。

また財産搬出の課税の件に関して、決して無理な待遇をしないので、日本大蔵省の誠意を伝えて欲しいという依頼があったという伝言があった。

**P284** 韓国側から日本側提案に対して二、三質疑があつて、日本側から意図を説明したが、退去強制において悪質破壊分子追放に「韓国側が積極的に協力する」となっているのを、「韓国側も協力する」と修正するのに合意した。

韓国側から特に「韓国政府が要求する者を追放するように規定しよう」と提案したが、

日本側からは「松本大使と相談した結果、『する』という確答を得たが、これは韓日両国間の最高外交政策なので協定に挿入するより、極秘事項で両国が諒解実施しよう」という答弁があり、特に韓国国内でまだ日本に対する空気が好転できないでいるようなので、年末年始に帰国する代表がいるから日本の誠意を伝えて、松本大使を迎えるように努力して欲しいという要請があった。

**P285** 2. 新聞発表文に関して韓国側から抽象的にやろうとして、その案文を提示したが、二、三文句を修正した後、今日午後発表することにした。

四、閉会 明年一月上旬に再開することにして、午後十二時二十四分散会した。

**P286** 在日韓国の国籍及び処遇に関する日本側新提案  
(檀紀 4284 年[1951 年]12 月 22 日)

終戦前から継続して合法的に日本に在留する韓国人の国籍及び処遇は左記によるものとする。  
記

一、国籍

在日韓国人の国籍の取得、喪失に関しては、両国は各「他の一方の国内法による決定を尊重する」

二、居住権

1. 永住許可を得ようとする者は韓国側が発給する証明書を添付して、日本側当局にその申請をすることにする。

**P287** 2. 前項によって永住許可の申請があった場合、日本側当局は外国人登録令によって正式に登録をしている者に限って永住許可を認める。

3. 前項の場合、出入国管理令第二十二條の永住許可の手續き及び条件、また第六十七條の手数料(一件当り二千元)の規定を適用しない。

4. 第一項によって永住許可の申請を認める期間は、別途に協議する。

5. 出入国管理令第二十四條第一項ホ(貧困者、放浪者、身体障害者等で生活上) 国家又は地方公共団体の負担になっていること)に該当する者がいる場合には、平和条約発効後一定期間日本側当局は韓国側と事前に協議する。また右期間に関しては別途協議する。

**P288** 6. 出入国管理令第二十四條第一項第四号オワカ及びヨに規定する暴力革命分子、及び韓日両国の友好親善関係を阻害する極端な言動をする者等の退去強制については、韓国側も協力する。

三、処遇問題

1. 国民固有の権利又は国家に重大な利害関係を持つものとして、一般国際慣例上認められている権利、又は資格である参政権、公務員になる資格、日本船舶を所有(沿岸貿易を含む)する資格等は、当然これを喪失する。(また法人の日本船舶を所有する資格に関しては船舶法第一條の規定による)

2. 現在正当に享有しているその他の権利又は職業で、一般外国人に禁止又は制限されているものに関しては、日本に在留する限り継続してこれを認める。ただし相続又は日本

**P289** 人以外への譲渡は、法令によって特に認められる場合を除き、これを認めない。

なお細目に関しては、別途に協議する。

四、撤退者に対する措置

1. 撤退荷物の国外搬出については、原則として現行輸出貿易管理令に規定する特別取扱による。ただし例外的取扱に関しては別途協議する。

2. 撤退荷物の国外搬出に対しては、輸出税、輸入税又はその他の課税を賦課しない。

3. 撤退者の送金については、現行の換管理下に特別な取扱を認める。ただし送金その他の具体的方法に関しては別途に協議する。

**P290** 4. 前各項の特別取扱を認める期間は、平和条約発効後一定期間とし、右期間に関しては別途協議する。

不詳(2)

秘

在日韓國人の国籍及び処遇に關する日本例新提案

(昭和六年十月三十一日)

終戰前からの引継ぎ合法時に日本に在留する韓國人の国籍及び処遇は左記によることとする

九

一、国籍

在日韓國人の国籍の取得喪失については、前國は不出で他一方の國内法による決定を尊重とする

二、居住権

永住許可を得ようとする者は、韓國例を参照する。証明書を附して日本側当局にその申請をするものとする

六、前項により永住許可の申請がある場合、日本側当局は外國人並

大正民自註日大表

913

0913

五、処遇問題

- 録合に於り正式に登録をせし者は限り永住許可を認め、
- 3. 前項の場合、出入國管理令第三五条より永住許可の手續及び条件並に第六十七条の手教料(一件につき二千圓)の規定を適用し、
- 4. 第一項による永住許可の申請を認め期間に別途協議す。
- 5. 出入國管理令第三四条第一項ホ(貧困者、放浪者、身体障害者等)並に他國又は地方公共團體の負擔に付さざる者(一室持者)に該当する者加ふる場合は、平和条約簽改名(日本側)よりは韓國側と事前協議す。尚右期間に於ては別途協議す。
- 6. 出入國管理令第三四条第一項第四号オ及びカ及びヨに規定する暴行革命分子及び日韓兩國の友好親善關係を阻害するに該当する者等(退去強制)に付ては、韓國側と協力す。

0914

一、國民固有之權利又は國家に重大な利益を侵害するものとして  
 一般國際慣例上認めらるる權利又は資格である者、政權、公務  
 員となり資格、日本船舶を所有（沿岸貿易を含まず）する資  
 格等は、当然之れを失ふ。（なお法人の日本船舶を所有する資格に  
 ついては、船舶法第一條の想定による。）  
 二、現に正當に享有しつゝも、他國の權利又は職業、一般外國人に禁  
 止又は制限を課するものについては、日本に居住する限り引続き之れを認め  
 る。但し原則として、相續又は日本人以外への讓渡は、法令により特に  
 認めらるる場合を除き、之れを認めない。  
 三、補綴目については別途協議す。  
 四、引揚荷物の引揚事務は、原則として現行輸出貿易管理令

大正天皇御年表 大正六年

0915

1. 規定する特別取扱による。但し例外的取扱については別途協議する。  
 2. 引揚荷物の国外搬出に付する輸出入税又はその他の課金を賦課しない。  
 3. 引揚者の送金については、非現行の通貨管理の下に特別の取扱を認め、但し送金その他具体的な方法は、別途協議する。  
 4. 前各項の特別取扱を認め、期間は、平和条約発効後一定期間とし、その間は別途協議する。

0916

極秘

在日韓國人の国籍及び帰通に関する日本議案  
 (昭和二十六年十二月二十三日)  
 料紙前から引線を合法的に日本に在留する韓國人の国籍及び帰  
 通は左記によることとする。

記

一 国籍

在日韓國人の国籍の取得喪失については、兩國はそれぞれ他  
 の一方の国内法による決定を尊重する。

二 居住権

- 1、永住許可を得ようとする者は、韓國領の發給する証明書  
 附して、日本領當局にその申請をするものとする。
- 2、韓國により永住許可の申請があつた場合、日本領當局は外  
 國人登録令により正式に登録をしてゐる者に限り永住許可を  
 認める。

外務省

113 0917

3、前項の場合、出入国管理令第二十二條の本住許可の手続及び  
 び旅行並びに第六十七條の手続料（一件につき二千円）の額  
 定を適用しない。  
 4、第一項により本住許可の申請を認める期間に、別途協議す  
 る。  
 5、出入国管理令第二十四條第一項ホ、一貧困者、放浪者、身  
 体障害者等が生活上困窮又は地方公共団体の負担となつてい  
 る者（以下「特別協賛者」）に對し、特別協賛の効力（特別協賛）  
 による。出入国管理令第二十四條第一項第四号オ、ワ、カ、及びコ  
 に決定する。協力革命分子及び日韓兩國の友好親善関係を風  
 習する積極な貢献をなす者等の選定獎勵については、韓国領  
 事館及び日本領事館が協力する。

外務省

0916

巧手ね  
ヤリ

延滞問題

エ、国民固有の権利又は国家に重大な利害關係を有するものとして一般國際慣例上認められてゐる権利又は資格である船主、公務員となる資格、日本船舶を所有（沿岸貿易を含む。）する資格等は、當然これを失う。（なお法人の日本船舶を所有する資格については、船舶法第一條の規定による。）

現に正当に享有してゐるその他の権利又は資格で、一般外

国人に禁止又は制限されてゐるものについては、日本に居住する限り引續きこれを認める。但し、船主又は日本人以外への譲渡は、法令により特に認められる場合を除き、これを認めない。

昭和四年三月三十一日迄協定

外務省



引揚者に対する措置

1、引揚荷物の国外搬出については、原則として現行輸出貨品管理令に規定する特別取扱による。但し例外的取扱については別途協議する。

2、引揚荷物の国外搬出に対しては、輸出税、輸入税又はその他の課金を賦課しない。

3、引揚者の送金については、現行の為替管理の下に特別の取扱を認める。但し、送金その他の具体的方法については別途協議する。

4、前各項の特別取扱を認める期間は、平和協約発効後一定期間とし、右期間については別途協議する。

外務省

0920

極秘

在日韓國人の國籍及び処遇に關する日本領新據地  
 (昭和二十六年十二月二十一日) 二条  
 終戦前から引續き合法的に日本に在留する韓國人の國籍及び処  
 遇は左記によることとする。

記

一、國籍

在日韓國人の國籍の取得、喪失については、兩國はそれぞれ  
 他の一方の國內法による決定を尊重する。

二、居住権

1、後記に該当する者を除き、永住許可を得ようとする者は  
 韓國側の發給する證明書を附して、日本領當局にその申請を  
 するものとする。

2、前項により永住許可の申請があつた場合、日本領當局は外  
 國人登録令により正式に登録をしてゐる者に限り永住許可を

外務省

0921

い  
ど  
入

3、前項の場合、出入国管理令第二十二條の水住許可の手續及び條件並びに第六十七條の手数料（一件につき二千円）の規定を適用しなす。  
 4、第一項により水住許可の申請を認める期間は、申請書の提出に必要を申請準備を考慮し、平和條約締結後二年以内の期間につき別途協議決定する。  
 5、後記の経過問題により生活保護を受けざる者は、出入国管理令第四條第一項第十六号及び同條第二項の規定により三年以内の期限付居住許可を申請することが出来る。  
 6、前項により期限付居住を認められた者が、その期限満了前に生活保護法による生活保護を受ける必要がなくなつた場合には、一回を限り出入国管理令第二十一條の規定により在留期間の更新を申請することが出来る。

外  
務  
省

123 0922

日本領事局は前項により期限付居住許可を認める場合、出入国管理令第六十七條の手数料（一件につき一千円）の規定を適用しない。

平没去致制

出入国管理令第二十四條第一項第四号ホ、（貧困者、放蕩者、身体障害者等で生活上困又は地方公共団体の負担になつてゐるもの）に該当する者がある場合には、後部<sup>（イ）</sup>締結問題<sup>（ロ）</sup>による貧窮者の救済とも関連し、平和條約締結後一年間<sup>（ハ）</sup>、日本領事局は韓国側に事前に協議しこれを決定する。

出入国管理令第二十四條第一項第四号オ、ワ、カ及びクに規定する暴力革命分子及び日韓兩國の友好親善関係を阻害する種々な買助をなす者等の退去強制については、韓国側は積極的に日本領事局に協力する。

外務省

1923

延滞問題

1、国民固有の権利又は国家に重大な利害關係を有するものとして一般國際慣例上認められている権利又は資格である公債権、公務員となる資格、日本船舶を所有（沿岸貿易を含む）する資格等は、当然これを失う。

（なお法人の日本船舶を所有する資格については、船舶法第一條の規定による。）

2、既得の飲業権（租飲権を含む。）については、平和條約発効後一定期間を限り、引続きその享有を認めらる。但し、條約

外国人への譲渡はこれを認めない。  
*外国人への譲渡はこれを認めない。但し、條約の趣意に反しない限りは、これを認めらる。*

3、既得のものについては、條約締結時日本に居住する限り引続きこれを認めらる。但し、租税又は日本人以外への譲渡は、法令により特に認められる場合を除き、これを認めない。

本 務 省

0924

引揚荷物の送金

引揚荷物の送金

貴籍者に対する生活保護については、生活保護法による生活保護を受けざる資格は認めないが、人道的見地から、平和協約発効後一年間を限り、必要に応じて恩恵として適宜の措置を行う。

引揚荷物の持出及び引揚者の送金  
 1、引揚荷物の持出は、原則として現行特別取扱による。  
 2、引揚者の送金については、現行の為替管理の下に特別の取扱を認める。但し、送金その他具体的方法については別途協議する。

4、前項の特別取扱を認める期間は、平和協約発効後一年とする。

本条は協約発効後一年間を限り、必要に応じて恩恵として適宜の措置を行う。

926

0926

外務省

**P304 21. 第22次**  
**1952.1.16**

**P305 第二十二次在日韓僑法的地位分科委員会経過**

一、開会 檀紀 4285 年(1952 年)1 月 16 日(水)午前 10 時 28 分

二、出席者 韓国側 兪鎮午代表、林松本代表、洪璣基委員、金(泰)委員、李一兩書記官參觀

日本側 田中代表、平賀、今井、神原各委員、佐治事務官參觀

三、経過概要

**P306** 双方が新年の挨拶を交換後日本側から先に、韓国代表たちの帰国後の日本側提案に対する研究結果を聞きたいという要請があり、

韓国側から去年 12 月 22 日付で提出された日本側案に関して本国政府と協議したところ、二ヶ月間の交渉をした結果やっと提出された日本側提案に、在日韓国人に対する保護のためにまだ充分でない点があるということだったということをお話した後、日本側提案に対して以下のごとく具体的な意見を発表した。

(一) 国籍問題

国籍問題に関しては韓国側原提案通りにして、但し書きだけを削除すること

(二) 居住権問題

**P307(イ) 永住許可は直系卑属に波及することにし**

(ロ) 外国人登録令による登録云々は 1945 年 8 月 9 日以前から居住したという過去の事実を証明する判断資料なので、これを削除し、

(ハ)交通困難、無知等で登録から抜けた者がいるかも知れないので、これに対する救済方法を講究し、

(ニ) 日本側提案第二の五項通りにすると、生活扶助を受ける者は永住許可を得ても退去強制されることがあるので、永住許可の効果がなくなり、在日韓僑の不安感をなくせないだけでなく、日本政府だけに任せると一方的になり、居留民に対する保護が不完全になるので、退去強制に関しては韓国側の最初の案通りに、「一年以上の懲役又は禁錮云々」

**P308** に該当する者以外には一定期間退去強制を行わないのが良い。

そして韓国側提案の中にある「韓国政府が要請した者を退去強制すること」に関しては、日本側の意向通りに別途に協定することにすれば良いだろうと思う。

(三) 処遇問題

(イ) 日本側案の(一)項に対しては大体異議はなく、資格云々が「等」を削除し、

(ロ)(二)項に対しては「権利又は職業」を「権益又は資格」に修正すること。

この修正で範囲が拡大するが、これは一定期間に限る。故に一定期間内には生活保護も継

**P309** 続して貰え、また鉱業権、特許権等も特別規定なく、当然認められるということを諒解して欲しい。したがって以上のように原則だけ立てて、細目協定はその後別途にすれば良いだろう。

(ハ) 在日韓僑が日本で稼いだお金を本国に自由送金できるように方途を講究すること、技術的な問題なので具体策は別途協定することにするが原則を認めること。

(四) 帰還者問題

(イ) 帰還者の帰国においては、送金を原則とするのが良いという本国政府専門家の意見があった。

(ロ) 免税に関しては、処分財産の利得に対して別に財産が増えるのでもなく、帰国のために生じる現象なので課税を免除してくれるように望む。

(ハ)以上の他に帰還者に対する特別考慮として、追加規定を挿入して欲しい。即ち、**自発的な帰国を奨励する意味から、被生活保護者に対して帰還資金を支払っていただきたい。**

その理由は戦前百数十万徴用されて来た者の内、今六十万しか残っていないが、これは日本政府に当然保護責任があるから扶助しなければならないもので、自発的な帰国を奨励する意味から扶助費を支給すれば、日本側の負担も軽減するだけでなく、帰国者が帰国後の家業を得るまで一定期間の生活を保障する意味の下に、一定な扶助費を支給するのは人道上からも正しい道だろう。

(五)以上を要約すると結論は、われわれが国籍選択を要求しない代わりに、一定期間内国民待遇を要請するものだ。

△韓国側の説明が終わると、日本側から俄然興奮した語調で、第一、第二次小委員会再開時**P311**に強調したことがあるが、今の話は第一次小委員会に復帰した点が多く、もしもこういうことで**妥協できないのなら、第二次小委員会を通じた全ての交渉は何の成果もなく、また第三次を再開してもこれまた無意味なことだろう**という意思を表明し、在日韓国人に対しては日本側は居住、処遇及び権利等に関して経過的措置を認め、その後は一般外国人と同一に取扱うことを何度も言明したことがあり、永住許可においても無条件にしてあげたのに、**今になって帰国後の生活扶助までしてくれというのは言語道断**で、第三国が聞いても異常に思うだろうから、現在の線を進むのが良いだろう。日本側としては現在の線を認める前提下で永住許可を付与したのに、実相は日本政府内部で用語を変えろという言葉までである。こんな状態なので下手をすると事態が逆転する憂慮があると言ったのに対して、

**P312** 韓国側から、逆転したと言うが、逆転しないように努力して提案したものと反駁すると、

日本側から、率直に言うとは日本側の輿論は在日韓国人の退去を希望している。この際、貴提案のように管理令まで束縛されるなら逆転としか言えないもので、日本側は昨年末の提案を撤回し再考慮するしかないが、勿論簡単に説明だけ聞いてすぐに結論は出せないという話をした後、次の事項に対して簡単な答弁をした。

#### (一) 居住権問題

(イ) 居住者の直系卑属の居住権余否は将来の問題なので、本協定に規定するのは難しいが、管理令にも直系卑属に及ばないという明文がないので、当然認められるだろうから心配する必要がないのに、特定国に限ってこのような当然なことを協定できないものであり、

**P313** (ロ) 登録から抜けた者に対しては、外国人登録の余否を無視して永住権を与えろと言うのは、ひどい話だと言うのに対して、

韓国側から、登録令を無視しろというのではなく、登録令の字句を協定から削除せよということだと説明すると、

日本側でこれを受諾合意し、

(ハ)被生活保護者の問題に対しては現下厚生省当局と協議中だが、色々な点で頭痛の元で、韓国側では生活扶助を当然な権利と認めて、これを要求するが不可能なことだということと、被扶助者の退去強制に関しては十分に、事前に韓国側と協議するし、協議の方法は別途に協議決定することにすれば、韓国側の意見が尊重され、不安感が除去されると思われる。

#### (二) 処遇問題

(イ) 処遇の件の限界を明瞭にせよというのは出来るし、

**P314** (ロ) 「権利又は職業」を「権益又は資格」にするのは良いが、内容が内国民待遇なら難しい。故に協定文には一々具体的に列挙規定する方法もできると考える。これによって日本側でも、これに対する立法措置を取る必要があると考える。

### (三)帰還者問題

(イ)居住者の送金方法は、特例を考慮できないので一般外国人と同一に取扱うが、帰還者の送金は特別取扱する(大蔵省と協議済み)

(ロ)携帯財産は、帰国の場合に限ってだけは特別取扱をする。しかし財産処分に関する課税を免除せよというのは国際慣例にないものなので、適当な国際先例を探してくれば大蔵省当局を説得するが、今の状況では到底応じられない。

### (四)被生活保護者に対する扶助料問題

**P315** 被生活保護者に対して帰国後までの扶助費を支給しろというのは、世界人類歴史上例を見られないことであり、もしも帰還者の便利を図れという意味なら、それは別途であると言ったのに対して、

韓国側から、これはこのような部類の韓人の減少策で、日本に居住し続ければ当然支給する日本側の負担を軽減するための奨励策であり、旅費もない人たちなので一時金というか、必要な援助費を支給して欲しいということの意味すると話し、日本側の誤解をある程度解き、退去強制だけ除いては逆転した点は全くないと力説した。

これに対して日本側からは、暴力革命分子等少数だろうし、問題は被生活保護者なのに、人道上から見て一定期間善処することにしたと再び語ったが、

**P316** わが側から、貧困者に対して帰還時には一定金額を支給し、自ら進んで帰国するようにさせることが、日本政府としても今後生活扶助し続けるより有利で、韓国側としても帰国者本人に良い方法だと指摘すると、

日本側から、実際問題において予算編成が難しい。韓国側でその数を明示するなら考慮することもできるし、管理令二十四条は「退去強制をできる」というものであり、「退去強制をしなくてはならない」のではないから、貧困者にも事前に協議して実施を調整できるので、管理令変更はなくても良いと言った。

わが側から、万一韓国側要請が無理だと考えるなら、**国籍選択権を認める用意があるのか**と質問すると、

国籍選択は不可能で、今国籍選択云々するなら今までして来た会議が無意味だと言い、

**P317** 韓国側から、われわれも国籍選択は要求しないが、国籍選択の場合と同一な保護を在日韓国人が受けることを要請するものと言った。

これに対して日本政府から、帰化法によれば良いと言ったので、

わが側から、問題は帰化にあるのではなく、生活扶助と退去にあると言うと、

それなら厚生省と管理庁と協議して、とにかく韓国側の要望を検討してみると言った。日本案第二十四項の別途協議しようという提案に対して、

韓国側としては、被生活保護者に重点を置いて協議することを要望した。

特に日本側は今回の会議は報告程度にして、韓国側案を文書化して提出する要望があり、わが側は同意した。

**P318** 最後に日本側から代案として、「三年間はまったく出入国管理令を適用せず、三年過ぎた後には出入国管理令を厳格に実施することにしたらどうか、その期間後には每件二千円貰って永住許可も厳格に審査し、退去強制も管理令の規定通りに施行する案なら良いだろうが、厳格な適用を受けるので韓国側としては却って不利だろう」という提案があったが、

韓国側から「韓国側の要求は、永久に退去強制をするなどというのではなく、一定期間内には特殊な者以外には退去強制をしないようにしようというものなので、日本の主権が制限を受けるような結果は生じないだろう」と立場を明白にしたが、

日本側から「人道上からも国際慣例上も不当な退去強制はする筈もないし、現行法規定にも不当な退去事由はない。とにかく貧困者の生活扶助だ。貧困者の退去強制に対しては、も

つと研究する」という答弁があった。  
三、閉会 次回の日時は追って決定することにして、午前 12 時 20 分に閉会した。

**P319 19. 第 23 次**  
**1952.1.21**

**P320 第二十三次在日韓僑法的地位分科委員会経過報告**

- 一、開会 1 月 21 日(月)午後 2 時 10 分 於ける日本外務省  
二、出席者 韓国側 兪鎮午代表、林松本代表、洪璉基委員、金委員、李一兩書記官参観  
日本側 田中光男代表、平賀健太代表、今井、重光、神原富比古各委員、  
佐治誠外務事務官参観

三、経過概要

前日提出したわが側新提案の内、生活保護を受ける在日韓人が帰国する時は、「日本国政府は一定額の金員を支給する」を、「日本国政府は帰国に必要な費用、その他便宜を供与する。細目に関しては別途協議する」に修正するという韓国側代表の通告で会議が始まり、日本側から、その間関係者と協議した結果だと、左記のような説明があった。

**P321(一)** 国籍—日本側から、韓国側提案程度だけでは日本議会の同意を得るのが困難なので、去年十二月の日本側案の原則通りにしてくれるように望むという要請があったが、わが側からは、まず居住権問題と処遇問題を解決する前には、国籍問題の原則論を討議する必要がないと一蹴拒否した。

(二) 居住権—日本側から永住許可付与に関する韓国側提案では、日本側の外国人登録令が無視されているようだということと、まだ登録をしていない人たちは単純な登録手続き違反者なので寛大に取扱うし、このような点に関しては今後韓国駐日代表部と密接に連絡して連絡するので、外国人登録令を基礎にして管理庁を信頼して欲しいという要請があったが、

わが側から、外国人登録令による登録を永住許可の要因に規定しようというのは、一九

**P322** 四五年八月九日以前からの在日韓人なのかを判定する基礎にしようという趣旨なので、「日本政府当局は・・・終戦前からの居住者に限って云々」と規定すれば良いだろうし、わが側が日本の国内法である登録令を無視したのではないということを説明し、日本側ではわが側の趣旨を諒承した。

(三) 永住許可—日本側から、韓国側の要請である永住権の直系卑属波及に対しては、直系卑属の永住権を否認する事例は将来発生しないだろうし、このような将来の問題は通商航海条約で規定する問題なので、削除しようという提案があったが、

わが側から、将来に備えるために明確に規定しておくのが良いということを強調した。

(四) 退去強制—日本側から、韓国側提案は一年以上の体刑を受けた者以外は、一定期間まったく追放できないとしたが、例えば密入国幫助者等は当然退去事由に入るのではない

**P323** か。問題は退去事由の中にある「貧困者等」だが、何度も言明したように特に悪質者を除いては、貧困者という理由だけでは退去を強要しないので、出入国管理令の退去事由を○面でも全部認めてくれるように望み、国際法の原則上からも外国人の退去は国内管轄問題なのだが、退去強制をできないという協定をするということは、第三国に対する体面からも困難だという意見陳述があったが、

わが側から、それなら「貧困者云々」は削除し、「退去強制は全部、事前に協議して行う」と規定しておいて、一年以上の体刑の悪質者に対しては通知程度、暴力革命分子等に対しては事前審査、貧困者及び患者等に対しては事前合意を得るという精神で、協定には「事

- 前に全部協議する」と規定するように提案したが、
- P324** 日本側から、今朝関係者と協議した結論から見ても、管理庁の体面上からも、全部協議せよというのは困難なので、特定事由だけに限ると言い、  
わが側から、内容で協議の段階を設置すれば良いと力説した結果、  
日本側から、これに対してはもっと関係者と相談して回答するという言約を受けた。
- (五) 処遇—日本側から、韓国側提案によれば国民固有の権利を例示した参政権、日本籍船舶所有権等は喪失するということの「等」を削除したが、「等」を削除することによって喪失する権利を限定することになるので、原則的規定が具体的規定になり、喪失しない権利は包括的に規定されるようになり、「国民固有の権利」がこれだけだという印象を与えるので第三国、特に台湾に対して重大な影響がある。「等」を入れることで韓国人の利害に別に影響ないだろうから、再考して欲しいと要請があり、  
**P325** 韓国側からは、これに関しては再び考慮するという答弁をした。  
つづいて日本側から、日本側原案の「権利又は職業」を韓国側が「権益又は資格」に改正した点に関して、生活保護を韓国側が心配していると諒解されるが、悪質者を除いては生活扶助は恩典として一年間続けるから、日本側の立場を諒解して協定文で束縛しないことを要請し、「権益又は資格」とするとあまりに範囲が拡大するので、「権益」にするか或いは「資格」にするか、将来に解釈上疑義が生じる用語は避けることを望むという要請があり、  
これは文句の問題なので、表現をもう少し考えることにした。
- (六) 帰還—日本側から、帰還者の財産処分によって利得が生じた場合に課する譲渡利得免除は国際慣例上ないものなので、大蔵省担当者を納得させるのが難しいから、韓国側  
**P326** でわが側の立場を良く理解して、動産携帯に対してだけ課税しないようにし、これを削除しようとして再三哀願したので、  
韓国側では、研究してみると言った。
- (七)最後に貧困者の帰還時、日本政府が一定な金員を支給せよという韓国側要請に対して、日本側から韓国側からこれを最後まで主張すると、「費用云々」は予算問題になるので、「諸便宜を供与する」ということにしようという提案があり、  
わが側から、文句等修正しても良い点も多少あるので、もう一度案を修正して次期会議で提出することにした。
- 四、閉会 一月二四日木曜日午前に再開することにして、午後四時三分閉会した。

**P327** 23. 第24次  
1952.1.24

**P328** 第二十四次在日韓僑法的地位分科委員会経過報告

- 一、開会 1月24日木曜日午前十時十分 於日本外務省
- 二、出席者 韓国側 兪鎮午代表、林松本代表、洪璣基委員、金泰東委員、李一両書記官参観  
日本側 田中光男代表、平賀健太、今井、神原富比古各委員、佐治誠外務事務官参観

三、会議経過

今回の会議は別添、わが側新提案の各項目に対する文句修正程度で終え、疑問の二、三ヶ所を除いては、ある程度相互間合意を見たのだが、わが側新提案に対する日本側の意見は左のようなものである。

**P329(一)**国籍－韓国側からは、国籍に関する条項に対しては当分の間、韓国側新提案通りに表現したものを主張したが、

日本側としては過去何度も言明したように、『平和条約発効後は日本国籍を喪失する』ということ  
を明白に表現することが良いということ再三提案したことがあったが、

わが側から、韓国人が日本国籍を取得したことがないので、却って反対表現で「在日韓  
国人は大韓民国国民である」とするのが良いと反駁し、長時間激論した結果、

日本側は自己の提案を、『韓日両国は在日韓国人は大韓民国国民であり、日本国民でない  
ことを承認する。一九四五年八月九日以後韓日両国間の身分法上の行為によって、各政

**P330**府が既に取った処置に関しては、お互いにその効力を承認する』ことを修正した。

## (二) 居住権

(イ) 永住許可申請の場合に、日本当局が「終戦前から居住する者に対して」は永住許可  
するというわが側提案に対して、

日本側から「終戦前から継続居住することと認定される者」に対して永住許可する  
ことに修正しようと言い、

わが側同意して、

(ロ) 永住許可の直系卑属波及云々の規定に対しては、永住許可の効力が当然その子孫に  
も波及するので心配することはなく、これはあっても良くて、なくても良いとして、

韓国側としては前の会議で強調したように、将来に備えるために置くことが良いと  
した。特にこれに対しては「管理令」草案者から具体的説明があり、これもまた心配す  
ることはないと言うことだったが、わが側が挿入することを強調して、

**P331** 日本側、同意した。

(ハ) 退去強制に関して日本側は、前日のわが側提案に関して関係官庁と熟議した結果、  
日本の体面にも拘らず大局的見地から、わが側提案の趣旨を受諾することにしたと言  
った後、ただその表現に対しては事後協議することはないので、「事前」の文句を削除  
して「協議又は連結(絡?)」とし、その方法に対しては別途協議ですとして、「永住  
許可を得た者に対する退去強制に関しては、一定期間韓日両国政府はその運用上、必  
要な事項に関して協議又は連結をすることにして、その方法に関しては別途協議し  
よう」という表現を日本側で要請して、

わが側で考慮することにした。

## (三) 処遇－

**P332** (イ) 現在、在日韓僑が享有している権益又は職系の継続享有に関しては、原則的な精神  
には日本側も合意したが、表現方法が誤解と将来の疑義を残す心配があるとし、日本  
側条約局でも案文を作成中ということで、特に「権益云々」の表現に対しては、広範囲  
で漠然としているので一旦権利として、その他は細目で規定しようと言ったが、

わが側から、そうしたら生活保護とか教育を受ける権利等が含まれない心配が多分  
にあって、応じられないと言うと、

結局、権利の中に含まれるものなので心配するなと言い、以下のように「現在享有  
しているその他の権利又は職系で、日本国法令によって一般外国人に禁止又は制限さ  
れているものは、日本に居住する限り原則として継続認定する。ただし相続また

**P333** は日本人以外の譲渡は認めず、細目に関しては別途協議する」という表現を臨時作成  
し、双方でもっと検討することにした。

(ロ) 国民固有の権利を喪失するという点に対する表現は日本側から、外国人に禁止す  
る権利は軍事上、財政上、色々に理由から国際先例に見習って禁止したものなので、  
「国家の利益に重大な利害があると認められる権利を喪失すると規定しよう」という

提案があったが、結局表現問題で双方がもっと研究成文することにした。

(四)帰還一

(イ)帰還者の財産処分に対する課税云々の表現に関しては、韓国側からイタリア講和条約文を引用提案し、

日本側が諒承したし、

**P334** (ロ) 帰還者に対する一時金支給を要求する韓国側提案に対しては、日本政府内で韓国人の帰還において一切の責任を一方的に日本側だけが取るようになるもので、一年に何名が自発的に帰還するのかわからないので予算措置をできないから、韓国側が責任持って毎年何名ずつ引き受けるということを明瞭にしてくれれば、処遇ももっと考慮するので韓国政府が毎年何名ずつ責任もって引き受けるという方針と、その具体的方策を内示してくれという強力な意見があるだけで、全在日韓人の一割が生活保護を受けているが、犯罪等は数割をこの一割が犯しているので、韓国が引き受けることが、将来の韓日間の親善のために良いことだと言ったが、

**P335** わが側としては、在日韓国人の貧窮の責任は日本側にあるだけでなく、本国の戦乱によって現事態でも到底不可能なので、約束できないと拒否したが、細目を別途協議することにして、

「両国政府は別途協定により、帰還に必要な便宜を供与する」と改正することを、日本側がくり返し要請したが、

わが側としては何らの便宜を供与する準備がないと拒否したし、全在日韓僑に対して十年間の生活費を支給すれば、韓国政府が全部引き受けても良いと言ったが、

日本側でも到底不可能だという答弁があって、全般的に表現等に関してもっと検討することにして、今日討議したことを全部文書化して次回に提出することにした。

四、閉会 次回は一月二十六日(土)午前に行うことにして、午後十二時十五分閉会した。

**P336** 在日韓国人の国籍及び処遇に関する韓国側新提案

1952年1月24日

太平洋戦争終結前から継続して日本に在留する韓国人の国籍及び処遇に関しては、左記によるものとする。

記

一、国籍

一九四五年八月九日以後、韓日両国民間の婚姻、養子縁組、認知等、身分法上の行為によって、各政府が既に行った処置に関しては、相互その効力を承認することにする。

二、居住権

1. 永住許可を得ようとする者は、韓国側が発給する証明書を添付して、一定の期間内に日本側当局にその申請をすることにする。

**P337** 2. 前項によって永住許可申請がある時は、日本側当局は終戦前から継続して居住する者に対しては永住を許可することとする。

3. 前項の場合、日本の国内法が規定する永住許可の手続き条件及び手数料の規定は、これを適用させない。

4. 永住許可の効力は、その許可を受けた者の現在日本に居住している直系卑属に及ぶものとする。

5. 永住許可を認可受けた在日韓国人に対して退去強制を行おうとする時には、平和条約発効後一定期間日本側当局は韓国側と事前に協議する。

右期間及び協議の方法に関しては別途協議する。

### 三、処遇

**P338 1.** 在日韓国人は一般国際慣例上、国民固有の権利と認められている権利、又は資格である参政権、公務員になる資格及び日本船舶を所有する資格等は、これを喪失する。

**2.** 現在、所有しているその他の権益又は職系は、日本に居住する限りこれを認める。ただし一定な期間を経過した後には、一般外国人に対して禁止しているものに対しては、相続又は日本人以外への譲渡は、原則的にこれを認めない。細目に関しては別途協議する。

### 四、帰還

**1.** 在日韓国人が一定な期間内に本国へ帰還する場合には、居住期間中日本国政府又は地方公共団体から負課された一切の税金を納付した後は、その所有した財産を日本国民と同

**P339** 一な条件で処分し、また何らの税金を負課させず、動産を携行できることとする。

**2.** 前項によって携行が許諾される動産の種類及び数量に関しては、密貿易及び麻薬、爆発物等禁輸品の運搬を防止する目的に符合するように別途協議する。

**3.** 帰還者はその所有する現金を、本国に送金できる。  
送金の具体的方法に関しては別途協議する。

**4.** 日本国政府から現在生活扶助金の支給を受けている者が一定な期間内に本国へ帰還する場合には、日本国政府は別途の協議で定めるところにより、帰還に必要な費用その他の便宜を供与することとする。

## **P340 24. 第 25 次 1952.1.26**

### **P341** 第二十五次在日韓僑法的地位分科委員会経過報告

一、開会 1月26日(土)午前十時二十分 於日本外務省

二、出席者 韓国側 兪鎮午代表、洪璉基委員、金泰東委員、李一兩書記官参観

日本側 田中光男代表、平賀健太、今井、神原富比古各委員、

佐治誠外務事務官参観、大蔵省理財局吉田事務官、主税局中橋事務官

### 三、経過概要

今回の会議も前会議のように、各項目に対する文句修正程度で会を終わらせ、特にこの日は日本政府大蔵省理財局、主税局関係者が出席し、韓国側提案の中の「帰還者の送金」及び「帰還者の携帯財産に対する課税免除」表現に対する各己の異議を表明したが、わが側これに応酬、初志を貫徹させた。

**P342** 先に日本側から、自案を提出する前に大蔵省理財局関係者から「帰還者の送金云々」表現に関して異議を提出するには、韓国側表現は原則的に帰還者の送金が可能だということを出発点としているが、韓日間だけに特にこのような協定をしておけば、将来第三国(台湾)に対して重大な影響を及ぼす怖れがあるので、送金可能という原則を断言規定することは避け、現行韓日財政協定と両国の為替管理適用下に特例を置くことを前提に、具体的方法は別途協議云々表現にするのが良いという強硬な主張があったが、

わが側から「送金可能云々」の表現は、将来日本の国内法が如何に改正されるか知れないので、送金できるという原則を明示し、その具体的方法は別途協議しようという意図であり、万一為替政策上重大な影響があるなら一時送金によらないで、分割送金するようにするまでは良いが、とにかく協定には一定期間の間「持って行ける」という原則を明白に

**P343** しようとしたが、

大蔵省関係者は相変わらず為替管理適用表現を固執し、

結局折衝案で、わが側案に日本側案を添加して二項を区分し、「一項一第一項(帰還第四)

の帰還者は、その所有する資金を本国に送金できる(韓案)。二項—前項の送金に関しては、日本側は為替管理下に特別取扱を認める(日案)、ただし具体的方法は別途協議する」という表現方法を双方でもっと研究回答することにした。

特にこれに関連して退去強制者の送金方法も明白にしようという日本側意見があり、わが側から、退去強制者の送金が不能なら退去者に不安を与えるので、これまた自発的な退去者と同じに取扱い送金できるようにしなくてはならないし、

日本側からは、財産の合法的取得を前提とするが、イタリア講和条約第十四付属書に規定された「適法云々」は、イタリアが侵略国なので略奪財産があることを心配したもので、在日韓国人の韓国国籍取得前の財産取得とは解釈上違うので、このような文句は不必要で自由送金できるようにすることを強調した。

続いて主税局関係者から「携帯財産の課税免除」に関する異議で、表現において韓国側案は課税免除云々が、帰還者の携帯動産のみならず処分財産に対しても適用されるものと思われるので、これに対する明確な表現を要請するとして、

韓日双方が何度か検討、以下の如く「在日韓国人が一定期間内に韓国に帰還する場合には、その所有する動産の携帯に関して、如何なる課税もしない」とことと修正した。

最後に別添日本側案に対する文句修正があったが、修正箇所だけ指摘すれば左の通りだ。  
**P345(一)**国籍表現に関しては、双方の趣旨を明白に規定するために二項で区分表現した。

(二) 居住権の表現に関しては二項の「日本政府が云々」を「日本政府は云々」に、「終戦前から継続居住すると認められる者に対しては云々」を「対して云々」に修正し、「出入国に関する現行の日本国法令云々」の「現行」を削除し、三項に対しては前会議で合意した表現に修正した。

(三) 「処遇」表現に関しては、一項の「資格云々」に「等」を挿入し、二項の「本人が日本国に居住する限り、原則として継続これを認める」を「継続その享有を認める」に修正した。

(四) 「帰還」表現に関しては一項は全面的に修正し、「在日韓国人が一定期間内に韓国に帰還する場合には、その所有する動産の携帯に関しては、如何なる税も賦課しないこととする」にして、二項は「携行する動産の種類及び数量に関しては貿易管理云々」を「両国政府はその貿易管理云々」に修正し、三項は「現金」をイタリア講和条約の例に従って「資金」修正して「両国政府はその為替管理云々」を挿入し、四項は「本協定発効後三年以内云々」の「三年」を「一定期間」に修正した。

— . —

この会議とは別途に韓国側代表から、左翼系在日韓僑の最近の暴力暴動計画等は退去強制等に関する歪曲宣伝を伴い、一般韓僑の付和雷同する者が少なくないと予測されるので、日本政府が大量の強制退去をする意思がないということを公表宣伝せよという要請をしたが、

日本側から、もっと研究するという答弁があった。

四、閉会 一月二十九日午前に再開することにして、午後十二時三十分閉会した。

**P347 (韓国語訳)**

在日韓国人の国籍及び処遇に関する日本側提案

昭和 27 年(1952 年)1 月 26 日

終戦前から継続日本に在留する韓国人の国籍及び処遇は、左記によるものとする。

## 記

### 一、国籍

1. 日韓両国は、在日韓国人が大韓民国国民であり、日本国民でないことを承認する。
2. 日韓両国は、この協定の効力発生する時までの間に、日本人及び韓国人相互間に取りることになった身分関係に関して、両国の国内法の適用によって、既に発生した効力を承認する。

### 二、居住権

- P348** 1. 永住許可を得ようとする在日韓国人は、韓国政府の発給する証明書を添付して、一定期間内に日本国政府に申請することとする。
2. 前項によって永住許可申請がある場合に、日本国政府が終戦前から継続居住すると認める者に対しては永住を許可することとする。そういう場合に、出入国に関する現行の日本国法令に規定する永住許可の手続き及び条件、手数料の規定は適用しない。
  3. 永住許可を受けた者で、一定期間内に退去強制の事由に該当する者がいる時は、両国政府は退去強制の実施上必要な事項に関して協議又は連絡することとする。

### 三、処遇

1. 在日韓国人は一般国際慣例上、国民固有の権利、又は国家に重大な利害関係がある権利、**P349** 又は資格と認められている参政権、公務員になる資格、日本船舶を所有する資格等を喪失する。
2. 前項に規定されていること以外に、在日韓国人が本協定発効時享有している権利又は資格で、日本国法令によって一般外国人に禁止又は制限されていることに関しては、本人が日本国に居住する限り、原則として継続これを認める。ただし相続又は日本人以外への譲渡は、原則としてこれを認めない。細目に関しては別途協議する。

### 四、帰還

1. 在日韓国人が一定期間内に韓国へ帰還する時に携帯する動産に関しては、居住期間中日本国政府又は地方公共団体から賦課された全ての税金を納付した以上は、締約国政府によって何らの税金を賦課しないこととする。**P350**
2. 在日韓国人が帰還に際して携行する動産の種類及び数量に関しては、貿易管理の目的に符合するよう別途協議する。
3. 帰還者の所有する現金の本国送金方法に関しては、為替管理の目的に符合するよう別途協議する。
4. 日本国又は地方公共団体から現在生活上救済を受けている者が、本協定発効後三年以内に韓国へ帰還する場合には、日韓両国政府は、別途に定めるところにより、帰還に必要な諸便宜を供与することとする。

### **P351** 25. 第26次 1952.1.29

### **P352** 第二十六次在日韓僑法的地位分科委員会経過報告

- 一、開会 1月29日(火)午前十時二十分 於日本外務省
- 二、出席者 韓国側 兪鎮午代表、林松本代表、洪璉基委員、金泰東委員、李一両書記官参観  
日本側 田中光男代表、平賀健太、今井、神原富比古各委員、佐治誠外務事務官参観、大蔵省理財局吉田事務官

### 三、会議経過

今回の会議も主に別添日本側案を基礎にして意見交換があり、日本側からまず案の内「韓

国人」という表現は単純に地理的、民族的意味を表示するにもかかわらず、韓国国籍を持つ人の意味に混同する怖れがないかという質問があり、わが側から全部「韓人」にしようと提議して、

日本側がこれに同意修正することにして、左のような討議があった。

- (一) 国籍—国籍に関する問題においては、わが側から「国籍承認云々」を「確認云々」にしようと提議し、日本側同意修正した。
- (二) 居住—(イ) 一項の「韓国政府云々」を「韓国政府当局」に、「発給する証明書云々」を「発給する登録証明書」に、各々修正することにした。
- (ロ) 二項の「継続居住すると認められる者云々」の意義に関して、わが側から「継続居住」というのはその間に一時韓国に旅行に行って帰って来た者を含むものと解せるかとして、日本側これに同意した。
- (ハ) 三項の退去強制に関してわが側から、協議の方法は別途にすることにするが、部類を区分することが良いので、即ち

(1)一年以上の体刑者等に対しては通告程度

**P354** (2)暴力分子等に対しては立証資料提出

(3)善意の退去者に対しては真正な協議をすることを望み、このようにすれば「協議又は連絡」という表現は不必要なので、「又は連絡」を削除しようと言ったが、

日本側からこの文句に対してはもっと研究考慮すると言って、また前記退去強制に関する処分に対しても、日本側も韓国側意見と大体同意見なので、これ対してももっと研究してみると言った。

- (三)処遇—(イ)一項の「等」に対しては過去数回、韓国側から「等」が表面に表れていると、あれこれ適用されその範囲が拡張され、(二)項で享有できる生活保護又は教育を受ける権利まで(一)項に適用させる怖れがあるので、削除しようという要請をしたところ、

**P355** 日本側から国民固有の権利を表面でこれこれと限定したら、対外的に影響するのみならず、日本外務省条約局では対国府交渉もあるので、余裕を置くためにこのようにしたもので諒解して欲しいという答弁があった。

ロ) 二項の「権利云々」に対しては結局、財産権が問題になるだろうから、「財産上の権利」にし、原則上で認められるという「原則上」の語句は、「例外」があるだろうから前提にすることなので削除しようと言ったが、

日本側から、特にこれに対しては条約局の強硬な固執があるので、削除は無理だという答弁があった。

しかし「外国人に禁止又は制限されている権利云々」の文句の内、「又は制限」は不必要、また不適當なので削除しようというわが国側主張に対しては、日本側も同意し、また相続又は譲渡禁止に関する規定も、本文からは削除し別途協議に渡そうというわが側主張に対して、日本側は研究してみると言った。

**P356**(四)帰還—(イ) 二項の貿易管理目的云々は広範ではっきりしないからいっそ削除して、三項の「為替管理云々」も二項の趣旨のように削除しようと言ったところ、

日本側も同意修正した。

これに添言して韓国側から、送金方法においては将来単純な送金方法だけでなく、その日貨で正常的な貿易ルートを通じて、韓国に必要な物資を輸出できるようにすることと、外換と関連させなければならないと言うと、

日本側から、これに対しては預託金計上等に計上して、日本国内において如何なる方途に使用しても良いだろうし、巨額に達した時は清算計上によって、韓国に送金できるようにするという答弁があった。

- ロ) 四項の「生活扶助金」に対してはこれまた前回のようにわが側から、色々な角度から日本側の趣旨を研究してみたが、「帰還に必要な便宜」とだけするとその方法が漠然としていたので、去る二十四日のわが側案通りにすることを要請し、特に韓国は何度も言ったように戦乱によって、帰還者に便宜を供与する余暇がないので、韓日両国云々の「韓」は削除し、一方的に一定期間だけ日本側で責任取ることを強硬に要請したが、日本側から、韓国側で貧困者を撤廃させる方針なら予算編成も難しくないが、さもないと日本側だけが責任取るのは困難で、また生活扶助者など極少数なので費用云々を協定で表すのを避け、日本側に一任するのが良いだろうし、また「韓国」だけ外そうという要請は、韓国の現事態に鑑みてその事情は諒解するが、気分だけでも責任持つという文面に表現するのが良いだろうから、「韓日両国云々」にしようと言い、わが側では再度前述のように「韓」の削除を強硬に主張し、その代わりに「別途定めるところにより・・・努力する」とすれば良いと言ったが、
- P358** 日本側から、そのような表現では国会通過が至難だと言って、試案として「生活困窮者で本協定後一定期間以内に韓国に帰還する場合には、韓日両国は互いに協力して可能な限り、帰還に必要な便宜を供与する」とすることを主張した。

四、閉会 一月三十一日(木)午前十時に再開することにして、午後十二時二十分閉会した。

- P359** (韓国語訳)  
在日韓国人の国籍及び処遇等に関する新提案  
1952年1月29日

終戦前から継続して日本に在留する韓国人の国籍及び処遇等は、左記によるものとする。  
記

#### 一、国籍

1. 韓日両国は、在日韓国人が大韓民国国民であり、日本国民でないことを承認する。
2. 韓日両国は、この協定の効力発生日に至る間に、日本人及び韓国人相互間の身分関係に関する両国の国内法の適用によって、既に発生した効果を承認する。

#### 二、居住

- P360** 1. 永住許可を得ようとする在日韓国人は、韓国政府が発給する証明書を添付して、一定期間内に日本国政府に申請することとする。
2. 前項によって永住許可申請がある場合には、日本国政府は終戦前から継続して居住すると認める者に対して永住許可をすることとする。この場合、出入国に関する日本国法令に規定する永住許可の手続き条件及び手数料の規定を適用しない。
  3. 永住許可を受けた者に対する退去強制に関しては、韓日両国の関係当局は一定期間、その運用上必要な事項に関して協議又は連絡することとする。右協議又は連絡の方法に関しては、別途協議する。

#### **P361**

#### 三、処遇

1. 在日韓国人は一般国際慣例上、国民固有の権利、又は国家に重大な利害関係を持っている権利、又は資格として認められている参政権、公務員になる資格、日本船舶の所有者になる資格等は喪失する。
2. 前項に規定する以外に、在日韓国人が本協定発効時に享有している権利、又は現在従事している職業に対して、日本国法令によって一般外国人に禁止又は制限されていることに関しては、本人が日本国に居住する限り、原則で継続してこれを認める。ただし相続又は日

本人以外への譲渡は、原則としてこれは認めない。細目に関しては別途協議する。

**P362**

四、帰還

1. 在日韓国人が一定期間内に韓国へ帰還する場合は、彼が所有している動産の携帯に関しては、何らの税金を賦課しないこととする。
2. 在日韓国人が帰還する時、携行する動産の種類及び数量に関しては、日韓両国は貿易管理の目的に合うように別途協議する。
3. 帰還者が所有する資金の本国送金方法に関しては、日韓両国はその為替管理の目的に合うように別途協議する。
4. 日本国又は地方公共団体から現在生活上救済を受けている者が、本協定発効後一定期間内**P363**に韓国へ帰還する場合には、日韓両国は別途定めるところによって、帰還に必要な諸便宜を供与することとする。

**P364**     **26. 第 27 次**  
              **1952.1.31**

**P365**     第二十七次在日韓僑法的地位分科委員会経過報告

- 一、開会   一月三十一日(火)午前十時二十分   於日本外務省
- 二、出席者   韓国側   兪鎮午代表、林松本代表、洪璉基委員、金泰東委員  
              日本側   田中光男代表、平賀健太、今井、神原富比古各委員、  
              佐治誠外務事務官参観、出入国管理庁鈴木部長、  
              大蔵省理財局吉田事務官

三、会議経過

会談が始まると先にわが側から、最近「時事新報」に国籍問題に関して韓国側が無理な主張をするという記事が出たが、われわれは無理な主張はしたことがないし、この協定が国際先例になるだろうから慎重に検討しなければならないのは勿論だが、日本が講和会談**P366**を敗戦六年後の今するという、それ自体が特例なので、本協定だけを特例とするのではないという意思を表明し、過去の国際先例だけに拘束されるものではないと言うと、

日本側から最初に、韓日会談に関する日本側一般の態度が無関心だったのが、だんだん認識を深めて会談が上手く行くことだけ期待したのに、最近発表された韓国側の海洋宣言のせいで、日本政府内の空気が突然硬化し、好転した会談も逆転する怖れが多分にあるのみならず、今後の交渉において支障が多いことだろうという答弁があった後、左のように各項目に対する討議があった。

- (一) 居住問題—(イ)わが側から退去強制時に、事前連絡または協議するということの連絡は削除しようと力説したところ、

**P367**   日本側の強硬な反対があったが、結局譲歩して削除することにして、協議の内容に関しては但し書きの別途協定の中で協議することにした。

(ロ)前回わが側から提案した永住許可の直系卑属波及問題に関して、日本側から終戦前からの居住者は未成年者でも永住許可になるだろうし、終戦前からこの協定効力発生日までに出生した者に対しては、法律的に未詳だが善処するよう努力するとした。

- (二)処遇問題—(イ) 二項の「原則として云々」に対してわが側から、一項の「等」は韓国側が譲歩して挿入することを同意したが、二項でまた「原則として」を明記して置くならば一項の権利が喪失する上に、二項の権利すら享有できなくなるという感があるので、これは削除して欲しいと提案したのに対して、

**P368** 日本側の条約局関係者は相変わらず強硬な態度で、これを外したら生活保護のようなものが権利として主張され、国内法とも相反する点があるので、各種の権利をいちいち列挙しなければならず事実上困難で、第三人にも影響するから、到底不可能だと言い、わが側から、生活保護が二項の権利に含まれるのを怖れているようだが、生活保護を受ける権利と義務教育を受ける権利は、国民の固有な権利なのか解釈の問題だが、日本政府行政府としては国民固有の権利と言うが、司法部では他の見解があるかも知れないので、韓日協定でこの権利は韓国人は享有できないと定めるのは不合理だから、これを例外ともできないし、したがって「原則上」という言葉はやはり削除しなければならないと主張し、

日本側もっと研究回答することにした。

**P369** (三)帰還問題—帰還の諸便宜供与に関して、日本側から韓国側でも責任持てというその意図は良くわかるが、何度も言っているように事実上不可能なので、「日本側は諸便宜を供与し、韓国側はこれに協力する」として、帰還する時まで日本側が責任持ち、引き受けは韓国側の責任にすれば良いだろうと言ったが、

日本側からは、在外自国民保護の責任を一方的に日本側だけに一任するという事は理論上適合しないし、日本政府内でもそのような提議は絶対反対するだろうから、われわれとしては人道上也から貧困者を放任しないので、いっそのような規定は協定文から皆削除したら良いし、貴側で最後まで責任持てないのなら分科委員会としてはどうしようもないので、上層部の協議に一任するしかないという答弁があった。

(四)一定期間問題—協定要綱各項に散在する「一定期間」を、具体的数字で表現するために左のような討議があった。

(イ) 永住許可申請期間は二年にしようという両側合意が成立した。

**P370** (ロ) 退去協議期間も永住許可申請期間のように二年にしようという提案があったが、

韓国側からは万が一そうすると永住許可とは「底抜けの桶」と同じで、居留民に安心感を与えるためにも半永久的なものにしなければならぬと言ったが、

大体そんな話は話にもならないと日本側としては、永住許可をする代わりに出入国管理令二十四条の退去強制を適用するという路線があるのに、今になってその路線が長期協議というもので制限を受けるようになれば、日本側としては到底応じられないという強硬な態度だった。

(ハ) 帰還者の一定期間

**P371** 帰還者の特別取扱を許可する一定期間に対して、日本側から二年ないし三年間が妥当で、余り長期間では国際慣例を無視することになるし、「スキップ」側も訝しく思うだろうから大体二年にしようという提議があったが、

わが側から、本国の現事態から見て相当な長期間にするとしても、貧困者帰還時に日本が金銭上便宜を供与する期間は五年位にしても良いから、この点を良く研究回答して欲しいと要請した。

四、閉会 二月一日(金)午前十時に再開することとして、午後十二時三分閉会した。

**P372** 27. 第28次  
1952.2.1

**P373** 第二十八次在日韓僑法的地位分科委員会経過報告

一、開会 二月一日(金)午前十時十分 於日本外務省

二、出席者 韓国側 兪鎮午代表、林松本代表、洪璣基委員、金泰東委員、李一両書記官参

観

日本側 田中光男代表、平賀健太、今井、神原富比古各委員、  
佐治誠外務事務官参観、出入国管理庁鈴木部長、  
大蔵省理財局吉田事務官

### 三、経過概要

(一)処遇問題—韓国側から、前会議で問題になった処遇に関する規定中の「原則云々」に対する、日本側の協議結果を聞いたところ、

日本側から、貴側の提案である「原則云々」を削除する代わりに、「財産上の権利」を入れ、「細目は別途協議する」ということで、やっと日本政府内の諒解を得たという答弁があり、

**P374** わが側、財産上の権利では生活保護等が国民の権利として除外される怖れがあるのではないか、これも削除しようと提議したのに対して、

日本側が諒解して削除することにしたのだが、

わが側、将来一般外国人にも生活保護をするようになる場合に、もしや韓人だけが差別されることがあってはならないと言ったところ、

日本側、絶対にそんなことはなく、却って特別待遇をするだろうし、韓国側でそこまで日本側を信じられないのなら第一項に、差別待遇をしないことを明記しても良いし、または両国の見解を記録に残しておいても良いだろうという意見だった。

(二)帰還問題—帰還者に対する特別便宜供与に対して、韓国側でそこまで無理な要求をするのなら、日本側としては却って第三項の該規定のようなものはない方が良いだろうと言い、

わが側から、これ以上譲歩できないので、日本側で再考するのが良いと言うと、

**P375** 日本側答弁するには、最近「李ライン」のせいで、日本政府内の空気硬化によって、さらに難しくなっただけでなく、仮に便宜を供与するとしても予算問題もあるので、現実的に可能な範囲内で行うしかないだけでなく、一方的に日本側だけ責任を持つような表現は困難なので、道義的に責任だけ持つようにして、「別途協議」という文句は協定から外そうと言ったが、

わが側絶対反対し、双方がもっと研究することにした。

### (三)期間問題

(イ)永住許可を得た者の退去強制に関しては、韓国側として最初の法案は、退去強制を全面的にできなくする意向だったが、日本の主権を尊重するという意味から、すごく譲歩して期間を設定することになったのだから、日本側でそのように二年を期間にするならば、事実上永住許可を得ても短時間の内に退去されるという感を与えることになり、僑胞を不安にするので、最大限に譲歩して協議期間を十年と定めて、必要がある時には両国の合意によって、再び延長できるようにしようと提案したが、

**P376** 日本側から、出入国管理令第二十四条の退去強制の適用において問題になるのは、悪質者を除いてはほとんどは生活貧困者なのだが、その数を見ても極少数なのだろうが、彼らが自立できる期間を二年にすれば良いと思われたので二年に定めたのに、貴側が十年という長期間を主張したら、日本政府部内だけでなく国会でも絶対通る筈がないので、どこまでも該二年という期間は、暫定的な経過的措施ということを肝に銘じられて再考して欲しいと言い、

わが側、それなら期間は協定から外して、別途協議で相談したらどうかと提案すると、

**P377** 日本側、これまた難しいと言い、

結局は韓国側が、日本側に片務的な責任を持たせようとするから問題になるのであり、韓国側が自発的に自国民保護に対する責任を取れば二、三年で解決するものを、十年を主張するというは理論上妥当でないとし、

結局、日本側はもっと研究して、次回に回答することにした。

(ロ)帰還者の特別便宜供与期間に対してわが側から、日本側案ではこれも二年に定められているが、二年では期間が短くて無意味なだけでなく、本国の動乱によって、そんな短期間内では自発的な帰国者も別にいないだろうから、最小限度五年は余裕を置いて定めるべきだと言ったところ、

日本側、譲歩して一年を加えて三年にはできるが、それ以上は日本政府内の同意も得るのが難しいと言い、

**P378** わが側、再び五年に固執したが沉着を見られず、

双方がもっと研究して、次回に回答することにした。

このように期間問題に関して討議をくり返したが結論を得られず、最後にわが側から以上話した退去強制の十年(延長条件付き)、帰還者の便宜供与の五年は、韓国側が最大譲歩した最後の線なのに、日本側が絶対譲歩できないのなら上層部の協議に任すしかなくなったと言って、

双方が再検討することにした。

四、閉会 二月四日(月)午前再開することとして、午後十二時四十分閉会した。

**P379** 「韓国語訳」

在日韓人の国籍及び処遇に関する韓日協定(案)

1952年2月1日

太平洋戦争終結前から継続日本に在留する韓人の国籍及び処遇に関しては、左記によるものとする。

#### 記

##### 一、国籍

1. 韓日両国は、在日韓人が大韓民国国民であり、日本国民でないことを確認する。
2. 韓日両国は、この協定の効力発生日に至る間に、日本人及び韓人相互間の身分関係に関して、両国の国内法の適用によって、既に発生した効果を承認する。

##### 二、居住

**P380** 1. 永住許可を得ようとする在日韓人は、韓国関係当局の発給する証明書を添付して、本協定発効後二年以内に、日本国関係当局に申請することとする。

2. 前項によって永住許可の申請がある場合には、日本国関係当局は終戦前から継続居住すると認められる者に対して、永住を許可することとする。そのような場合に、出入国に関する日本国法令に規定する、永住許可の手続き条件及び手数料の規定は適用しない。

3. 永住許可を得た者に対する退去強制に関しては、韓日両国の関係当局は本協定発効後二年間、その運用上必要な事項に関して協議することとする。右協議の方法に関しては別途協議する。

**P381**

##### 三、処遇

1. 在日韓人は一般国際慣例上、国民固有の権利、又は国家に重大な利害関係がある権利、又は資格と認められている参政権、公務員になる資格、日本船舶の所有者になる資格等は喪失する。
2. 前項に規定したもの以外に、在日韓人が本協定発効時現在所有している財産上の権利、又

は現在従事している職系で、日本法令によって一般外国人に禁止されていることに関しては、当該人が日本国に居住する限り継続これを認める。右権利、及び職系に関しては別途協議する。

#### 四、帰還

- P382** 1. 在日韓人が本協定発効後二年以内に、韓国へ帰還する場合には、その所有する動産の携行に関しては、税金を賦課しないこととする。携帯する動産の種類及び数量に関しては、別途協議する。
2. 前項の帰還者は、その所有する資金を、別途協議によって定める具体的方法によって、本国に送金できる。
3. 第一項の帰還者中の生活困窮者に関しては、日韓両国の関係当局は相互協力して、帰還に必要な諸便宜を供与することとする。

#### **P383** 28. 第29次 1952.2.4

#### **P384** 第二十九次在日韓僑法的地位分科委員会経過報告

一、開会 二月四日(月)午前十時十三分 於日本外務省

二、出席者 韓国側 兪鎮午代表、林松本代表、洪璣基委員、金泰東委員、李一両書記官参観

日本側 田中光男代表、今井、神原富比古各委員、佐治誠外務事務官参観、  
出入国管理庁鈴木部長、大蔵省理財局吉田事務官、  
文部省初等教育局庶務課長

#### 三、会議経過

##### (一)義務教育問題

今日は特に日本政府文部省関係者から義務教育に対する見解として、義務教育は国民固有の権利なので、これも第一項の国民固有の権利のひとつとして挿入するのはどうかという提議があり、

わが側から、義務教育に関する問題は今回の会談の議題から外せというのが韓国側の方針なのだが、それは教育に関して韓日間に解決すべき問題がたくさんあるからだ。まず発端を言えば、旧朝連系学校施設の返還問題と大学専門入学時の推薦状問題があるが、聞くところによると閉鎖した旧朝連系学校の中には、日本政府で公立に改編運用して現在日本人が校長になり、教頭以下全教員が旧朝連系教員で、共産主義教育をしているというから、これは言語同断であり、あげくには各大学で入学願書を受け付ける時に、過去日帝、特に旧朝鮮総督府が悪用した、現在は純然たる左翼団体と見られる、朝鮮奨学会の推薦状がな

**P386** いと願書を受理でしないというから、われわれはその真意を理解できない。調査に関しては、各人の出身学校当局に一任するのが上策ではないか。韓国側としては可及的速やかに、旧朝連系の学校施設等を返して貰い、韓国の民族教育をできるように望み、日本側ではもしや韓国側で治外法権的な学校を要求しないか怖れるが、われわれとしてはそのような特殊学校を望むのでは決してない。日本側では義務教育は国民固有の権利云々言うが、在日韓僑も日本の全ての税金を納入しているので、日本の教育施設を利用する権利があるから、日本の公立学校での修学を願う者には、これを許容するのが良い。日本政府文部省でそこまで心配なら、諸問題は別途協議すればどうかと言い、

**P387** 日本側、これに同意し、追って日本政府文部省でこれに対する方案を作成し、駐日代表部に送致するという答弁があった。

## (二)期間問題

義務教育に対する討議が終わった後、日本側から協定要綱の語句に関して政府内部で協議した結果、退去強制条項の内「連絡」は韓国提案から削除しても良いが、処遇の表現において多少異論があったが、大体で諒解が成立したという説明があった後、期間問題に入り日本側からは、退去強制期間だろうと、帰還期間であろうと、前会議で主張した三年が合理的なのでその通りにしようという提議があり、

わが側から、語句表現においては最終条約文を完成させる時にもっと研究するだろうか  
**P388** ら、今としてはこれ位の程度で良い。ただ一定期間の問題においては、前会議でわれわれが説明した通りに、最大譲歩の線である退去強制協議は十年、帰還は五年にして欲しいと再提議したが、

日本側でも前会議で言ったことをくり返し、少しも譲歩せず、退去強制協議に関する試案として、期間を明記せずに「当分の間」とし、全文を「永住許可を得た者に対する退去強制に関しては日韓両国の関係当局は当分の間、その運用に関して必要によって協議することにする」とするのがどうかという提案があり、

わが側、それもひとつの案と考えられるが、「必要によって」とすることになると、一方的に日本が必要な時にだけを指すようになるので、但し書きに別途協議だけ入るようになるなら再考する余地があると言うと、

**P389** 日本側、必要によるということは双方が必要を感じる場合なので、その点誤解されないようお願い、協定に別途協議を規定するのは必要ないのではないか、再考して欲しいと言い、結局再び新提案を研究することにして、

特別取扱を許容する帰還の期間問題に関しては、わが側案通りに五年ならば無理ではないだろうから、そうしようと強硬に主張したが、

日本側、絶対に屈せず、再び次回に越すことにして、

わが側から、分科委員会で期間問題に関して合意を見られなければ、上層部の協議に任せるしかないということを付言した。

## (三)韓国人戦犯問題

韓国側から、現在巣鴨刑務所に服役中の韓人戦犯者に対して、日本政府の方針がどうなのか問い合わせると

**P390** 日本側から、それは別個の問題だから別途研究することだという答弁があった。

## (四)会議結果発表問題

日本側から、会談がこの位進展を見たので具体的な発表は避けて、大体「原則では合意をみた」という簡単な発表をするのはどうかという提議があり、

わが側、考慮してみるとした。

## (五)効力発生規定問題

日本側から、本協定の効力発生を講和条約発効日として、協定に明示するのはどうかという提議

わが側、講和条約発効前に本協定が調印される時はそうして、調印がその後になる時は

**P391** 明確な年月日を記入するのが良いと言うと、

日本側同意した。

四、閉会 二月六日(水)午前十時再開することにして、正午十二時四十分閉会した。

**P392** 29. 第30次  
1952.2.6

**P393** 第三十次在日韓僑法的地位分科委員会経過報告

一、開会 二月六日(水)午前十時三十分 於日本外務省

二、出席者 韓国側 兪鎮午代表、林松本代表、洪璉基委員、李一両書記官参観  
日本側 田中光男代表、今井、神原富比古両委員、佐治誠外務事務官参観  
鈴木管理庁部長、大蔵省理財局事務官

三、会議経過

前会議に継ぎ期間問題に関して要旨、左のような討議があった。

(一) 永住許可を得た者に対する退去強制協議期間問題

わが側から、永住許可を得た者に対する退去強制に関して、前回日本側からは「韓日両国の関係当局は当分の間、その運用に関して必要に応じて協議する」としたが、万一そうすると「必要」がある時だけ協議することになり、また個々の具体的事件を持って協議することになるだろうから、この案は受諾できないし、いっその原案通りに「韓日両国関係当局は当分の間、その運用上必要な事項に関して協議する。右協議の方法に関しては別途協議する」としようとして提案し、続けて「当分の間」という文句もわれわれは不満で、十年と明記してくれることを希望するが、万一日本側が絶対にこれに応じられなければ、本文では「当分の間」としておいて、別途協議に行きその内容を規定するようとするが、生活貧困者に対しては五年間は退去を行わずに、その後五年間は協議後に退去を行うようにするもので、一年以上の刑を受けた者と暴力革命分子等に対しては十年間

**P395** 事実上事前連絡にすれば良いだろうと言ったが、

日本側は、これには応じられないし、また別途協議でも「当分の間」の内容に関して、そんなに長期にできないし、どこまでも二年、長くても三年間しか協議できないし、「別途協議」という条項すら、日本が主権を制限を受けることになり、対国会関係において難関があるので削除してくれることを望み、ただ事実上では別途協議を行うことを、紳士協定で言約できるとして譲歩しないので、複雑で激烈な論争が長時間続いたが、

結局わが側主張を日本側が受諾することにして、ただ追って再び再検討した後、明日の会議で再論することにした。

(二) 帰還者に対する便宜供与問題

便宜供与の期間に関してわが側から、いくら考えても二年という日本側提案は受諾できないし、最小限度五年は必要だと言ったが、

日本側これまた、内部協議でやっと三年に諒解得たので以上譲歩できないし、また退去強制の別途協議云々の但し書きのように、帰還者の便宜供与期間の別途協議云々の但し書きも、対国会政策において難しい点があり、削除しようとして提議したが、

わが側、そうしたら本文が道義的規定に過ぎなくなると反対し、日本側試案で再び、自発的な帰還者に対する便宜供与も、出入国管理庁の予算を使うことを前提にし、居住三項の退去強制に関する別途協議、特に協議規定するようになるれば対国会政策にも良いし、予算問題も発生しないだろうからどうかという提議があり、わが側帰還者に対する特別取扱期間を、五年にすることを条件にするなら考慮すると言い、双方がもっと検討することにした。

**P397** 四、閉会 二月七日(木)午後二時再開することにして、十二時四十分閉会した。

**P398** 30. 第31次  
1952.2.7

**P399** 第三十一次在日韓僑法的地位分科委員会経過報告書

一、開会 二月七日(木)午後二時十分 於日本外務省

二、出席者 韓国側 兪鎮午代表、林松本代表、洪璣基委員、金泰東委員、李一両書記官参観

日本側 田中光男代表、平賀、今井、神原富比古各委員、  
佐治誠外務事務官参観、鈴木管理庁第二部長、大蔵省理財局事務官

### 三、会議経過

#### (一)概要

P400 今回の会議も前回の会議のように、永住許可を得た者に対する退去強制期間と、自発的に帰還する者に対する退去強制期間決定に対する討議と、日本側から退去強制を韓国側当局と協議することに譲歩した点に対して、部内に強硬な異論があった模様で、撤回はできないが立場が困難なようで、色々な提案があったが結論をみられず、明日から各々専門委員会を構成し、前記退去強制期間を始めとする処遇要綱の中の権利、及び職業、帰還者の携帶動産の種類及び数量、帰還者の送金方法に関する細目決定を協議することにして、自発的に帰還する者に関する特別取扱期間に関しては、わが公使と日本側松本顧問、両者間の協議に一任することにして、本分科委員会は一旦休会に入った。

#### (二)討議内容

##### ①永住許可を得た者に対する退去強制問題

わが側から、前日解決を見られなかった前記退去強制に対する日本側の再考結果を聞きたいと言ったところ、

P401 日本側から、要綱第二の三項永住許可を得た者に対する退去強制を韓国側と協議することにして、その具体的方法を別途協議することにしたが、日本の主権を束縛する感があるので、本文から削除してくれたら良いという意見だったが、

わが側からは、協議する期間を漠然と「当分の間」としておいて、今になって別途協議すら外すなら、当分の間の内容も協議できなくなるので言語道断だ。しかし万一日本側で貧困者の帰還に対する特例便宜供与に関する細目も、退去強制時協議する「期間」と一緒に細目協議を開始して、協議内容をわが側の提案通りに三種に区分し、

(一)一年以上の体刑者等に対しては通告程度

(二)暴力革命分子等に対しては立証資料提出

(三)貧困者に対しては事実上の合議にする

P402 ということなら、貴側の提案である別途協議云々の文句を、本文から削除するのも良いが、さもなければわれわれとしては本文に「当分の間」とはせずに、期間を明記するしかないと言ったと強硬な態度を見せると、

日本側から、退去強制「期間」に関する別途協議は、退去強制の細目協議時に、貧困者の帰還に対する便宜供与に関する協議と一緒に協議することを約束するが、別途協議内容に関しては韓国側提案通りにするのは難しい。即ち貧困者、精神病患者、ライ病患者中の内部の秩序を乱す極悪分子に対しては、韓国側で事前に立証資料を提出することを希望するが、これは事実上困難なので事後に立証資料を提出するとか、或いは連絡程度にすることを望み、善意の貧困者及び前記病人以外は全部連絡程度にして欲しいと言い、

P403 わが側、連絡をするならば事前連絡にするべきで事後にするのはまるで無意味だということを指摘し、とにかく別途協議は本文からは削除することにして、明日からすぐに専門委員会を開き、別途協議をすることにした。

##### ②自発的に帰還する者の特別取扱期間問題

わが側から、要綱第四の三貧困者の帰還に対する便宜供与規定を協定本文から外す代わりに前記帰還者の特別取扱期間を五年に、この会議で妥協決定しようとしたが、日本側から事務的には三年以上はできないと、三年という線に固執する故に、わが側から最近の新聞報道によると、日本の対国府賠償は本土回復後にするそうだから、われわれも該期間を韓国統一後にするならば、一年でも良いと言うと、日本側絶対反対し、韓国側がそこまで五年を主張し、日本側は三年を話すので、理論上根拠はないが中間を取り、四年にすることも考えられると言ったが、

**P404** わが側、同意せず結局追ってわが公使と日本側松本顧問両者間の協議に一任することにした。

四、閉会 明日午後二時専門委員会を再開することにして、午後四時閉会した。

**P405** 31. 第 32 次  
1952.3.18

**P406** (副本、大統領閣下)

韓日代第 号

檀紀 4285 年(1952 年)3 月 28 日

大韓民国駐日代表部

公使 金溶植

外務部長官 閣下

第三十二、三十三、三十四次在日韓僑法的地位分科委員会経過報告の件  
題記報告別添のように提出しますので照覧いただくよう仰望するものです。

**P407** 在日韓僑法的地位分科第三十二次会議報告書

日時及び場所 三月十八日 十四時から十五時 外務省

出席者 韓国側 兪鎮午代表、林松本代表、洪璣基委員、金泰東部長、韓奎永書記官

日本側 田中光男代表、今井、神原富比古、加藤(亜第二課)、原(条第一課)各委員

会議経過

この会議は前日、韓日両国首席代表会議において、早く成案して本会議に上程するようにしようという意見が合致したので、条文化を速くしようという目的下に、日本側から「在日韓国人の国籍及び処遇に関する日韓協定案」を提示して、審議を要請したことがあったが、わが側から

**P408** 審議に入る前に再び提案をしたが、その会議においての討議経過は次の通りである。

第一 在日韓人の資産の外資取扱に関する討議事項

韓国側 この協定の効力発生によって在日韓人事業家は外国投資家になるが、「外資に関する法律」により外資で投資するのと同じに取扱うことを希望し、日本側でも同法を改正すると言ったが、その後発表された改正法案にはそのような規定がないので、これを条文化して本協定に追加挿入して欲しい。

日本側 韓国側の質疑内容はその他の外国人、即ち米国人、中国人、ドイツ人等の在日事業家の投資と同じ取扱をしるという意味か。

韓国側 日本国内法によると、一般外国人の日本国内投資においては、外資が日本に導入した時に日本外資委員会の監督を受けることになり、その外資による日本内事業投資活動に

**P409** おいて、その利益配当等は外資に換価還元して送金できるようになっているが、在日韓国人の在日投資は、外資を最初に持って来てするのではないので、最小限度最初の一回だけはその所有する円貨資金を外貨で導入し投資したものと認め、その収益金員を換価して送

金できるように、適当な措置を取れというものだ。

また本件に関しては過去、小分科専門会議で日本側大蔵省担当者と了解ができたものと理解している。

日本側 提案の趣旨は良く理解するが、専門的な問題なので大蔵省と連絡協議する。

ここでこの協定案成文化においての、この分科会と本会議との関連性、即ちこの分科会議で最終的に合意を見て、成文化を完結し本会議に上程するか、或いは合意如何を問わず

**P410** 意見が相違な点は、そのまま本会議に上程させるかの日本側質問にたいして、後者を選択して本会議に上程するのも、やむを得ないだろうと答えて諒解され、

強制退去に関する事項は、特別取扱の期間問題と細目的規定だけ残ったが、本件は今後その他別途協定と平行して討議し、できるなら別途協定案を添付して本会議に上程させることで、両方の意見が一致した。

第二

「日本側提出の在日韓国人の国籍及び処遇に関する日韓協定案」の討議事項

韓国側 この協定案前文第二項には・・・また前記国籍確定に随伴するその種韓国人の処遇に関して・・・云々となっているが、これを「また前記国籍確定に随伴する在日韓国人の

**P411** 処遇に関して・・・云々」と修正するのはどうか。

日本側 前に「その種」という限定詞があるのを、今さら「在日」という文句を入れる必要はないと思う。

韓国側 同協定案第二条第一項には「日本国及び大韓民国は、在日韓人は大韓民国国民であり、日本国民でないことを確認する」と規定されたが、これを「日本国及び大韓民国は、在日韓人は大韓民国国民であることを確認する」と修正するのはどうか。こう修正してもその内容は何ら変動がないと思料される。

日本側 この条項はその規定の論理上、日本国が他国国民の余否を干渉するのではないので、「日本国は在日韓人は日本国民でないことを確認し、また大韓民国は(在日韓人は)大韓民国の国民であることを確認する」と分離規定するのが、理論的に妥当だという意見がある。

**P412** 万一「日本国民でない」という文句だけを削除して、日本国家が「在日韓人は大韓民国国民であることを確認する」とするのは論理上妥当でない。

韓国側 この第二条第一項は政治的規定だと言えるが、「日本国民でない」という文句を削除しても、両国の意見が一致した前提条件、即ち国籍選択権を否認し、同時に二重国籍を防止しようという趣旨から抜け出るものではない。

日本側 韓国側のこの提議は・・・過去にも日本国民でなかったということを明らかにするためにしたのか

韓国側 そうだ。

日本側 韓国側提議に対しては研究する。

韓国側 第三条第一項によると・・・大韓民国政府が発給する証明書で旅券に代替できると

**P413** あるのを・・・云々となっているが、これを「大韓民国政府が発給する登録証明書を・・・云々」に修正するのはどうか。その理由は旅券に代わる証明書といえ、色々国際法上でも問題があるが、日本側としては永住許可申請に必要な添付書類の記載事項が全部記録されれば良いだろうから、それ以上性格を規定する必要がないからだ。

日本側 韓国側の修正提議に対しては同意し、そのように修正する。

韓国側 第四条第二項によると・・・その相続者は被相続者の死亡後一年以内に、その権利を日本国民または日本国法人に譲歩しなければならない規定されているが、これを「その相続者は被相続者の死亡後一年以内に、日本国法令に定めるところにより、その権利を処分しなければならない」と修正するのはどうか。

**P414** 日本側 この規定は大韓民国国籍法第十六条第二項を参考にして、ただそのまま表現したもののだが、韓国側の修正提議に対しては研究してみる。

最後に、批准条項に関する討議事項

韓日両方は

(1) この協定はサンフランシスコ平和条約発効時から発効すること。

(2) この協定は韓日基本条約に含めないで、個別的条約にしても構わない。

もしも単独協定にする時は批准条項を挿入し、前文末段をすること等の形式項目に関して、意見の一致をみた後に、次回の日時を三月二十日(木)午前十時に決定し散回した。

**P415** (仮訳) 第三十二次報告添付

在日韓人の国籍及び処遇に関する日韓協定案

(三月十八日)

日本国及び大韓民国は、一九五一年九月八日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約の効力発生に随伴し、太平洋戦争の戦闘が終止した日以前から継続して、日本国に在留する韓人の国籍を確定する必要があることを認めるので、

また、前記の国籍の確定に随伴するこのような韓人の処遇に関して経過措置を講究することが必要と認めるので、

因って、日本国及び大韓民国は、この協定を締結した。

第一条

**P416** この協定において在日韓人というのは、太平洋戦争の戦闘が終止した日以前から、この協定の効力が発生する日まで継続して日本国に住所を持つ韓人をいう。

第二条

1. 日本国及び大韓民国は、在日韓人が大韓民国国民であり、日本国民でないことを確認する。
2. 日本国及び大韓民国は、この協定の効力発生日に至るまでのある時期において、日本人及び韓人相互に互る身分関係に関して、ある一方の当時国の法令を適用することで、既に発生した効果を承認する。

第三条

**P417** 1. 日本国政府は、在日韓人がこの協定の効力発生日から二年以内に大韓民国政府の発給する証明書として旅券に代わるだけのものを添付して、日本国政府に永住許可を申請する時には、これを許可する。この場合において、一般外国人に適用される永住許可の条件、手続き及び手数料に関する日本国法令の規定は、適用しない。

2. 前項の規定によって永住許可を受けた在日韓人の日本国からの退去強制に関しては、この協定の効力発生日から三年間、日本国政府及び大韓民国政府の当該機関が、その実施のために必要な事項に関して協議して行う。

**P418** 3. 大韓民国政府は、この協定の効力発生日から二年九ヶ月を経過した後、前項の期間が満了する時までの期間において、その時の内外の状況によって、貧困者で日本国又はその公共団体の負担になっている在日韓人の日本国からの退去強制に関して同項の期間を延長することが必要と思料する時には、日本国政府に対して二年を越えない範囲内でその延長を提議できる。

第四条

1. 在日韓人がこの協定の効力発生日に現在持っている財産上の権利として、日本国法令が一般外国人による享有が認められていないものに関しては、その人が継続して日本国に住所を持つ限り、これを享有できる。

**P419** 2. 前項の権利を享有する在日韓人が死亡した時には、その相続人は、被相人の死亡後

一年以内に、その権利を日本国民又は日本国法人に譲渡しなければならない。

#### 第五条

在日韓人がこの協定の効力発生時に現在従事している職業で、日本国法令が一般外国人に当該職業に従事する資格を認めていないものに関しては、その人が継続して日本国に住所を持つ場合に限り、これに従事できる。

#### 第六条

1. 在日韓人で、この協定の効力発生日から三年以内に、大韓民国へ帰還する者に対しては、**P420** その所有する動産の携行に関して、関税その他の課徴金を賦課しない。携帯できる動産の種類及び数量に関しては、別途に協議して定める。
2. 前項の帰還者は、その所有する資金を、別途に協議して定める方法によって、大韓民国に送金できる。
3. 大韓民国政府は、この協定の効力発生日から二年九ヶ月を経過した後、第一項の期間が満了する時までの間において、その時の内外の状況によって、同項の期間を延長することが必要だと思料する時には、日本国政府に対して二年を越えない範囲内で、その延長を提議できる。

#### 第七条

**P421** この協定は、一九五一年九月八日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約の最初の効力発生日に効力を発生する。

以上の証拠として、両政府の代表者は、このために正当な責任を受けて、この協定に署名した。

一九五二年 月 日に東京で、共に正文である日本語、韓国語及び英語で本書二通を作成する。

日本国政府のために  
大韓民国政府のために

**P422**        **32. 第 33 次**  
              **1952.3.20**

**P423**        第三十三次在日韓僑法的地位分科委員会経過

- 一、開会 三月二十日 午前十時二十分 於日本外務省会議室
- 二、出席者 日本側 田中光男代表、今井、神原富比古、大郷各委員、  
大蔵省理財局吉田事務官、外貨委員会相原、八木両事務官、  
外務省佐治誠事務官  
韓国側 兪鎮午代表、林松本代表、洪代表、金泰東、李一両各委員

三、経過概要

日本側委員長田中光男氏が明後日サンフランシスコに赴任するからと全員記念撮影をして討議に入った。

**P424**

1. 在日韓僑の投資の外貨投資取扱の件

- a. 韓国側から在日韓人は今まで日本政府に内国人待遇を受けて来たが、本協定発効と同時に完全な外国人待遇を受けるようになれば、突然その事業活動に制約を受けるようになる。例えば株式投資等に制限を受けるようになるので、在日韓人の資産は全部外貨で日本に持

って行って日貨に換金したものとし、即ち外資に関する法律により外資として導入したもののとして取扱いして、何時でも外国換に換えられるようにして、株式投資等に制限がないようにし、必要な条文を挿入しようと提議すると、

**P425 b.** 日本側から、現在日本では在日外国人の株式取得、技術援助、資金貸与行為に限って特別保護優待をするだけで、一般在日外国人のその他経済活動及び送金等は、外国為替管理法によって処理される。故に在日韓僑の全在日資産を特別優待する方途は全くないという答弁があり、

**c.** 韓国側から、勿論全資産とあって、住宅、衣料等まで話すのではなく、株式取得と利益配当等の送金方途がなく、過去に自由に取得した株式、持分権や、小店舗入手が本協定発効の瞬間に制限されるようになるので、一朝に手中の日本貨幣資金の性質が突変してしまうのではないかと、本協定はこのような過渡的経過措置を目的とするものなので、この問題を規定する必要があるのではないかと反問し、

**d.** 相当な激論が続いたが結局、

**P426** 日本側から現在「外国人の財産取得に関する政令」第五二号で制限されている五年以上の賃借権、家屋、小店舗等の入手等は、近々同政令を廃止して自由にするということと、一定年限内に帰国する韓人には外貨に換えて送金できる方法を講究すること、及び将来日本に継続居住して送金するという場合は、通商条約にも関連するものだが、現在世界各国が全部施行している外国為替管理法によって処理するが、英米国人等と絶対に差別待遇しないという丁寧な説明があり、一旦本件討議を終了した。

## 2. 条文検討

**P427 a.** 第二条の「日本国民でないことを」確認するというのを削除しろという韓国側要請に対して、日本側からこれを削除したら二重国籍を許容するのかという疑問が生じるし、確認という文字を使ったので、残して置くのか「大韓民国は大韓民国国民であり」「日本国は日本国民でない」と確認すると表現しようと論議になったが、結論を得られなかった。

**b.** 第六条三項帰還者特別取扱期間を二年間より延長できるという規定に関しては、日本大蔵省の正式諒解を得られなかったので正式提案から外すが、松本全権は諒承しているという日本側提議があったが、大蔵省側出席者吉田事務官は上部から三年に限るよという指示なので強硬に主張できないという追加説明があった。

**P428 c.** 前文の内「経過措置」というのは、「特別措置」に改正するのが良いという韓国側要請に対して検討した結果、日本側で受諾した。

**d.** 第一条の「本協定の発効日に至る間」継続居住云々とあるが、これを削除することで合意した。

**e.** 第三条 1「二年」は残して、「旅行に代わる証明書」は「登録証明書」にしようという韓国側提議に合意した。

**f.** 同条文同項「一般外国人に適用される」永住許可条件云々の「一般外国人に適用される」を削除しようという韓国側提議はもっと研究することとした。

**g.** 第三条 2 項強制退去協議期間を五年にしようという韓国側要請に対して、同項を五年にして、同 3 項(再び二年を延長できるという条項)を削除しても良いという日本側答弁があり、韓国側から到底受諾できないし、また同 3 項の「大韓民国政府が・・・二年を越えない期間内に延長を提議できる」という規定は、「大韓民国政府及び日本政府は・・・協議して二年を越えない期間の延長をできる」と改正しようと提議して同意を貰った。

**P429 h.** 第四条 1 項「一般外国人に認められない」を「認めていない」に改正しなければなら

ないという韓国側提議に対して、あまり神経過敏だという日本側答弁があり、長時間討議したが結論を得られなかった。

四、閉会 同日午後三時再開することにして、午後零時五十分閉会した。

**P430 33. 第34次**

**1952.3.20**

**P431 第三十四次在日僑胞法的地位分科委員会経過**

一、開会 一九五二年三月二十日(木)午後三時十分 於外務大臣室

二、出席者 日本側 前回と同じ。相原事務官

韓国側 兪、林、洪代表、金泰東、李一両各委員

三、経過概要

午前中の条文案検討に続いて字句修正をし、強制退去別途協議案及び帰還者の送金に関する別途協議案を討議したが、その概要は大体左の通りである。

**P432 1.成文化討議**

a. 「一般外国人に認められない」を「認めていない」に改正しようという韓国側前回提議に対して、

日本側から別に反対しないという回答があり、

韓国側から当初の韓国側提議のように「一般外国人に禁止しているもの」とするのが最適切な表現だと主張したが、

日本側は、それなら在日韓人に不利になると言い、

韓国側では解釈上、有利になると言って、甲論乙駁したが最終結論を得られなかった。

b. 第四条2項「その権利を日本人又は日本法人に譲渡しなければならない」という句を「日本国法令で定めるところにより処分することとする」に改正しようという韓国側提議案に対して、数多くの代案が続出し討論されたが結局要領を得られず、「日本国法令で

**P433** その権利の相続を認められた時を除いて」と挿入しようという妙案が制勝し、臨時合意落着した。

c. 第四条1項及び第五項の「日本国に継続して住所を持つに限る」既得権益を享有するという条目の、「限る」にすると限定するようなので、「時」に直そうという韓国側提議に対して精密彫琢な論議があったが、条文推敲は一旦以上で休息することにした。

**2. 批准条項挿入の件**

批准条項の追加挿入と本協定発効日規定に関連して、極めて法律技術的検討があったが、韓国側から基本条約韓国側案の批准条項を引用するのが良いだろうという点と、発効日付で批准手続きの完了、協定文交換日付の調整は、相互研究して遺憾のないよ

**P434** うにしようという意見を開陳して、この後に本件を押しした。

**3. 強制退去別途協議案**

過去田中代表と兪鎮午代表間で交換された意見に立脚して日本側草案を提示したが(別添)、原則においては良いが、内容細目と表現方法において韓国側の不満な点を指摘し、

今後もっと研究推敲することにした。

**4. 帰還者の送金動産携行別途協議の件**

日本側から送金の件の草案(別添)の提示があり、韓国側から不満な点を指摘し、動産携行は現行輸出貿易管理令に大体よるのが良いという日本側の意見陳述があったが、

韓国側が猛然と反対し、激論が展開されたが、本件は月曜日別途会合をして討議決定することにした。

**P435** 四、閉会 明日二十一日(日本の祭日)午後四時非公式に再開することとして、午後五時五十分閉会した。

**P436** 34. 第 35 次  
1952.3.29

**P437** (副本、大統領閣下)

韓日代第 号

檀紀 4285 年(1952 年)4 月 4 日

大韓民国駐日代表部

公使 金溶植

外務部長官 閣下

第三十五次在日韓僑法的地位分科委員会経過報告の件

題記報告別添のように提出しますので照覧いただくよう仰望するものです。

別添 a/s

**P438** 第三十五次在日韓僑法的地位分科委員会経過報告

一、開会 一九五二年三月二十九日(土)午前十時四十五分 於日本外務省

二、出席者 韓国側 兪鎮午代表以下全員

日本側 島代表以下全員

三、会議経過

日本側新任代表から挨拶があった後、別添韓日協定案文に対して、左のような質疑応答があった。

(一)第二条一項「国籍」に関する条項に対して

わが側から『前段「日本国は在日韓人が日本国民でないことを認定し」云々は必要ない

**P439** から削除し、後段「日本国及び大韓民国は、在日韓人が大韓民国国民であることを確認する」だけにするのはどうか』と提議したのに対して、

日本側『そうしたら日本国籍喪失は明白に規定されないで、一方的に韓国国籍取得だけを確認するようになるので、原案通りに本会議に上程するのが良いだろう』と答弁した後、『一体、韓国側で反対する理由は何なのか』と言い、

わが側『日韓合併と韓国独立時期に関する解釈如何に関して、両国の見解が対立しているのでもうしたのだ。日本側は二重国籍を心配しているようだが、事実上必要ない規定だ』と指摘し、これは意見不一致通りに一旦、本会議に上程するしかないという意向を表明すると、

**P440** 日本側『要するに韓日双方が各己の立場で表現したいことを、各自規定しようということだから、区分規定するのが一番良いだろうという意見があり、試案として「日本国及び大韓民国は」という表現を避けて、韓国側の精神を生かす意味で前後を削除して、後段だけにしたらどうだろう』という提議もあったが、結局本会議に上程することで合意した。

(二) 第三条二項「退去強制協議期間」に関する条項に対して

わが側から、上項の協議期間は三年を五年に延長し、三項の協議期間はそのまま二年にするが、さまなくば三項同条項を削除し、二項の期間を七年にしても良いという提議をしたが、

日本側依然として三年に固執し、該問題これまた本会議に上程することで合意した。

(三) 第四条二項「権利相続」に関する条項に対して

**P441** 『該条項は在日韓人の特別優待のための規定だが、本協定発効時に一般外国人に禁止されたもので、後に解除された時に却って韓国人の権利が不当に制限される恐れがあるので、「日本国法令の範囲内で」云々の表現を挿入するのはどうか』というわが側提議に対して、日本側から異議がなかったが、結局譲歩し代案として、前記わが側趣旨を参酌し、「一年以内に日本国の法令によって当該権利の享有を認められた者に対して譲渡しなければならない」とするのはどうかと提議があり、わが側同意修正することにした。

(四) 第五条一項「職業」に関する条項に対して

日本側から、『ただ職業とすると公務員も含まれる恐れがあるので、「自由職業」に修正しよう』という提議があったが、

**P442** わが側から『最初には公務員になる資格がないということと、船舶を所有する資格がないことを明記しようとしたのに、日本側でそんな必要はないと言って削除したものを、今になって自由職業に修正しようと言うが、これは誤解を起す恐れがあるので、却って「公務員を除いた職業」とするとか、又は内容においては別に差がないから、解釈に関する交換公文を提出したらどうか』と提議したところ、

日本側、韓国人に禁止された職業を列挙、事実上該当者がいないことを指摘し、必要なものまで広範囲に表現するのは不必要なので、これまた自由職業に修正しようと言ったが、

わが側、自由職業の限界が明確でないので、これに対してはもっと調査研究して回答することにした。

(五) 第六条三項「帰還者の便宜供与協議期間」に関する条項に対して

**P443** 日本側から、該条項はまだ日本側内部の完全な合意をみられてないので保留して、本会議に提出するという陳述があった。

(六) 第七条「批准条項」挿入余否に関して

日本側からこれに対しては、韓国側趣旨を参酌して表現したが、効力発生日を案文通りに批准書交換日にすると発効が平和条約発効後になり、その間に **BRANK** が生じるので、これをなくすためには却って調印日とするのがどうかと(国際先例を指摘した)、今日協議して発効に関する条項はまだ削除して、解釈に余猶を与えようかと思うが貴側の意見はどうかと言い、

わが側、調印したとしても批准がなければ効力が発生しないだけでなく、条文形体自体が異状だと言ったところ、

**P444** 日本側『既に国会に対しても該協定発効日は、平和条約発効日であると説明したことがあり、また閣議でもそのように決定されたことなのに、批准書交換日を発効にすると日本側の立場が困難だ。したがって全項を削除する代わりに、「平和条約発効日に発効する」という風に表現したらどうか』という提議があり、

わが側、同意したが、

日本側の意見もあるので、次回に再検討することにした。

(七) 第四条後部、又は第七条前部に、わが側から『一般外国人より不利な待遇を与えない』と挿入したらどうかと提議したが、

日本側から、優待規定にこういうものを挿入すると、却って異状なので不必要だとした。

**P445** 四、閉会

四月一日(火)午後三時再開することとして、午後一時五分閉会した。

**P446** (仮訳) 第三十五次報告添付

在日韓人の国籍及び処遇に関する韓日協定案  
(三月二九日)

大韓民国及び日本国は、千九百五十一年九月八日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約の効力発生に随伴し、太平洋戦争の戦闘が終止した日以前から継続して、日本国に在留する韓人の国籍を確定する必要があることを認めるので、

また、前記の国籍の確定に随伴する、このような韓人の処遇に対して特別な措置を講究することが必要と認めるので、

因って、大韓民国及び日本国は、この協定を締結した。

**P447** 第一条

この協定において在日韓人というのは、太平洋戦争の戦闘が終止した日以前から、継続して日本国に住所を持つ韓人をいう。

第二条

1. 日本国は、在日韓人が日本国民でないことを認定し、  
また、大韓民国は、在日韓人が大韓民国国民であることを確認する。
2. 大韓民国及び日本国は、この協定の効力発生日に至るまでのある時期において、韓人及び日本人相互に互る身分関係に関して、ある一方の当時国の法令を適用することで、既に発生した効果を承認する。

第三条

**P448** 1. 日本国政府は、在日韓人がこの協定の効力発生日から二年以内に大韓民国政府の発給する登録証明書を添付して、日本国政府に永住許可を申請する時には、これを許可する。  
この場合において、一般外国人に適用される永住許可の条件、手続き及び手数料に関する日本国法令の規定は、適用しない。

2. 前項の規定によって永住許可を受けた在日韓人の日本国からの退去強制に関しては、この協定の効力発生日から三年間、大韓民国政府及び日本国政府の当該機関が、その実施のために必要な事項に関して協議して行う。

**P449** 3. 大韓民国政府及び日本国政府は、この協定の効力発生日から二年九ヶ月を経過した後、前項の期間が満了する時までの間において、その時の内外の状況によって、貧困者で日本国又はその公共団体の負担になっている在日韓人の日本国からの退去強制に関して、同項の期間を延長することが必要と思料する時には、協議して二年を越えない範囲内で、これを延長できる。

第四条

1. 在日韓人は、この協定の効力発生時に日本国において持っている財産上の権利として、一般外国人による享有が認められていないものを、日本国に継続して住所を持つ限り、享有できる。

**P450** 2. 前項の権利を享有する在日韓人が死亡した時には、日本国の法令でその権利の相続が認められている場合を除いて、その権利は、一年以内に、日本国国民又は日本国法人に譲渡しなければならない。

第五条

在日韓人がこの協定の効力発生時に現在従事している職業で、日本国法令が一般外国人に当該職業に従事する資格を認めていないものに関しては、その人が継続して日本国に住所を持つ限り、これに従事できる。

第六条

**P451** 1. 在日韓人で、この協定の効力発生日から三年以内に、大韓民国へ帰還する者に対しては、その所有する動産の携行に関して、関税その他の課徴金を賦課しない。携帯できる動

産の種類及び数量に関しては、別途に協議して定める。

- 2.前項の帰還者は、その所有する資金を、別途に協議して定める方法によって、大韓民国に送金できる。
- 3.大韓民国政府及び日本国政府は、この協定の効力発生日から二年九ヶ月を経過した後、第一項の期間が満了する時までの間において、その時の内外の状況によって、同項の期間を延長することが必要と思料する時には、協議して二年を越えない範囲内で、これを延長できる。

**P452** 第七条

この協定は、当事国によって各自の憲法上の手続きに従って、批准されなければならない。批准書は、東京で交換することとする。  
この協定は、批准書交換日に効力を発生する。

以上の証拠として、両政府の代表者は、このために正当な責任を受けて、この協定に署名した。

千九百五十二年 月 日に東京で、共に正文である韓国語、日本語及び英語で本書二通を作成した。

**P453** 日本国政府のために  
大韓民国政府のために

**P454** 35. 第 36 次  
1952.4.1

**P455** 第三十六次在日韓人法的地位分科委員会経過

- 一、開会 一九五二年四月一日午後三時十分
- 二、出席者 日本側 島代表、平賀、鈴木、今井、神原、大迫、原各委員  
大蔵省吉田事務官  
韓国側 兪鎮午代表、林松本代表、洪、金泰東、金東祚委員

三、経過

1.分科委員会終了の件

開会初めに日本側代表から、今日の会議を最後にして分科委員会を終了させ、SCAPが出席した昨年本会議に上程しようと思うという発言があり、韓国側から原則的に反対するところはないが、

**P456 a.** 今日午後 SALLIVAN/bs から電話連絡があり、明日午後二時に本会議を DS/SCAP で開催するとして、本会議開催の件は今日分科委員会で決定することではないと答弁し、

**b.** 別途協定で一任した事項が若干あるが、これは本協定で取扱えば、もっと便利に取扱うという理由等によって、別途協議することにしたのであり、即ち決して内容が重要でないのでもなく、また本協定は締結しておいてその後に協議しようというものではない。故に本会議に上程報告するにも、これら別途協議案が合意でき協定文に添付上程されなければならない。

**c.** したがって明日の午後というのは賛成できないと反駁した。

**d.** 再び韓国側見解は、去年田中代表とも話したことがあるが、法的地位問題は去年に SCAP

**P457** 出席下に開催された予備会談で決定し、本分科委員会が構成されたのだから、現在進行中の韓日会談本会議に直結しないので、昨年の予備会談本会議に報告上程し、現在会談と

連結させる等措置を取るのが良いと言ったところ、

日本側から、本分科委員会と現在進行中の韓日会談との関係に関しては、韓国側見解が正しい。別途協議はどれ位進捗しているのか質問があり、韓国側兪鎮午代表進捗状況を説明した。

## 2.協定文末合意点検討

a. 第二条 1(日本国は在日韓人は日本国民でないことを確認するという文句削除の件)－この点を譲歩することで協定が合意するならば、日本側は韓国側の提案通りに削除した後、後段だけ残すとした。

P458 b. 三条 2(強制送還時協議する期間の件)－韓国側は元来十年間を主張していて、第三者が日本側の意向を伝えたようで、七年で妥協せよというので七年に短縮したもので、これ以上考慮の余地がないと主張したところ、

日本側から、少し譲歩するならば日本側でも譲歩する用意があるが、絶対駄目だ哀問し絶対駄目だと答弁してしまった。

c. 第五条(在日韓人の現職業を、本人が日本に居住する限り認定するという条項で、「職業」は公務員を含むので、「自由職業」にしようという日本側提案の件)－日本側から「自由

P459 職業(公職を除く)」と表現するのはどうかと提議したが、

「公職」とは何なのか反問して激論が展開され、收拾できなくなったので、一旦次の条項を検討した後、再度討議を開始し討論したが、

韓国側からは、「公職」という用語は不当に拡張して解釈される怖れがあるということで、

日本側は結局、裁判所の判定によるものだから心配ないと甲論乙駁したが、

韓国側は、(公務員を除く)なら「公務員」にしろと主張し、結局合意しなかった。

本件に関して「OCCUPATION」なのか、「PROFESSION」なのか問題になり、後者なら日本側提案の「自由職業」だが、英文を「PROFESSION」、日本語文を「自由職業」、韓国語文を「職業」にしよう等、多数の提案があったのだが結論を得られなかった。

d. 第七条(批准条項の内、本協定発効日の件)－本件は日本側内部の意見が決定できないと討議できなかった。

## 3.分科委員会終了と今後の問題

以上で在日韓人法的地位分科委員会は三十六回に亘る討議を終了し、一旦分科委員会は再び開かないことを定めたが、ただし未解決点及び別途協議は、別途連絡して早急に推進し、状況によって分科委員会をまた開催する必要がある時は、連絡協議しようと言って閉幕した。

四、午後四時五十分閉会した。

## P461 在日韓国人の国籍及び処遇に関する韓日協定案 (四月一日)

大韓民国及び日本国は、千九百五十一年九月八日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約の効力発生に随伴し、太平洋戦争の戦闘が終止した日以前から継続して、日本国に在留する韓人の国籍を確定する必要があることを認めるので、

また、前記の国籍の確定に随伴して、このような韓人の処遇に対して特別な措置を講究することが必要と認めるので、

因って、大韓民国及び日本国は、この協定を締結した。

### 第一条

P462 この協定において在日韓人というのは、太平洋戦争の戦闘が終止した日以前から、継続して日本国に住所を持つ韓人をいう。

## 第二条

1. 大韓民国は、在日韓人が大韓民国国民であることを確認する。
2. 大韓民国及び日本国は、この協定の効力発生日に至るまでのある時期において、韓人及び日本人相互に互る身分関係に関して、ある一方の当時国の法令を適用することで、既に発生した効果を承認する。

## 第三条

1. 日本国政府は、在日韓人が、この協定の効力発生日から二年以内に大韓民国政府の発給  
**P463** する登録証明書を添付して、日本国政府に永住許可を申請する時には、これを許可する。  
この場合において、一般外国人に適用される永住許可の条件、手続き及び手数料に関する日本国法令の規定は、適用しない。
2. 前項の規定によって永住許可を受けた在日韓人の日本国からの退去の強制に関しては、この協定の効力発生日から三年間(日本主張)五年間(韓国主張)、大韓民国政府及び日本国政府の当該機関が、その実施のために必要な事項に関して協議して行う。
- P464** 3. 大韓民国政府及び日本国政府は、この協定の効力発生日から二年九ヶ月を経過した後、前項の期限が満了する時までの間において、その時の内外の状況によって、貧困者で日本国又はその公共団体の負担になっている在日韓人の日本国からの退去強制に関して、同項の期間を延長することが必要と思料する時には、協議して二年を越えない範囲内で、これを延長できる。

## 第四条

1. 在日韓人は、この協定の効力発生時に日本国において持っている財産上の権利として、一般外国人による享有が認められていないものを、日本国に継続して住所を持つ限り、享有できる。
- P465** 2. 前項の権利を享有する在日韓人が死亡した時には、日本国の法令でその権利の相続が認められている場合を除いて、その権利は、一年以内に、日本国法令によって当該権利の享有を認められている者に対して譲渡されなければならない。

## 第五条

- 在日韓人が、この協定の効力発生時に、現在従事している職業(公務員の職を除く)で、日本  
**P466** 国法令が一般外国人に当該職業に従事する資格を認めていないものに関しては、その人が継続して日本国に住所を持つ限り、これに従事できる。

## 第六条

1. 在日韓人で、この協定の効力発生日から三年以内に、大韓民国へ帰還する者に対しては、その所有する動産の携行に関して、関税その他の課徴金を賦課しない。携帯できる動産の種類及び数量に関しては、別途に協議して定める。
2. 前項の帰還者は、その所有する資金を、別途に協議して定める方法によって、大韓民国に送金できる。
3. 大韓民国政府及び日本国政府は、この協定の効力発生日から二年九ヶ月を経過した後、第  
**P467** 一項の期間が満了する時までの間において、その時の内外の状況によって、同項の期間を延長することが必要と思料する時には、協議して二年を越えない範囲内で、これを延長できる。(日本はこの項を保留中)

## 第七条

この協定は、当事国によって各自の憲法上の手続きに従って、批准されなければならない。〇〇で交換することとする。

この協定の効力は批准書の交換日に発生する。ただし第四条及び第五条の規定は、千九百五十一年九月八日サンフランシスコ市で署名した日本国との平和条約の最初の効力発生日に

遡及して適用される。

**P468** 以上の証拠として、両政府の代表者は、このために正当な委任を受け、この協定に署名した。

千九百五十二年 月 日に東京で、同じ正文である韓国語、日本語及び英語で本書二通を作成した。

大韓民国政府のために

日本国政府のために